

第九十四回国会 参議院農林水産委員会 會議録第四号

昭和五十六年三月二十七日(金曜日)
午前十時三十五分開会

委員の異動

三月二十三日

辞任

藤原 房雄君

下田 京子君

三月二十七日

辞任

佐藤 昭夫君

補欠選任

中野 鉄造君

佐藤 昭夫君

補欠選任

下田 京子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

井上 吉夫君

北 修二君

坂元 親男君

鈴木 正一君

川村 清一君

中野 明君

委員

岡部 三郎君

熊谷太三郎君

下条進一郎君

鈴木 省吾君

田原 武雄君

高木 正明君

初村滝一郎君

降矢 敬雄君

坂倉 藤吾君

村沢 牧君

山田 譲君

鶴岡 洋君

中野 鉄造君

下田 京子君

衆議院議員

農林水産委員長

田邊 國男君

農林水産大臣

亀岡 高夫君

政府委員

農林水産大臣官

渡邊 五郎君

農林水産大臣官

矢崎 市朗君

農林水産大臣官

高畑 三夫君

農林水産大臣官

松浦 昭君

農林水産省経済

局長 杉山 克己君

農林水産省農産

改良局長 二瓶 博君

農林水産省食品

流通局長 渡邊 文雄君

農林水産省技術

会議事務局局長 川崎 良一君

農林水産省食糧

事務局局長 松本 作徳君

農林水産省食糧

事務局局長 須藤 徹男君

農林水産省食糧

事務局局長 今村 宣夫君

農林水産省食糧

事務局局長 竹中 譲君

農林水産省食糧

事務局局長 塩澤 更正君

農林水産省食糧

事務局局長 井上 喜一君

農林水産省食糧

事務局局長 越村 安英君

田淵 哲也君
喜屋武眞榮君

(衆議院提出)

○農林水産政策に関する調査

(昭和五十六年度指定食肉及び加工原料乳の価格算定について)
(昭和五十六年度農林水産省関係の施策及び予算に関する件)
(畜産物の価格安定等に関する決議の件)
(蚕糸業の振興に関する決議の件)
(漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付))

○委員長(井上吉夫君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る三月二十三日、藤原房雄君が委員を辞任され、その補欠として中野鉄造君が選任されました。

○委員長(井上吉夫君) 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者から趣旨説明を聴取いたします。

衆議院農林水産委員長田邊國男君。

○衆議院議員(田邊國男君) ただいま議題となりました農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及びその主な内容を御説明申し上げます。

乳業施設資金融通制度は、酪農及び乳業の健全な発達に資するため、乳業を営む者に對し、農林漁業金融公庫から、その乳業施設の改良、造成等に必要資金を融通することを目的として昭和三十六年に議員立法により創設され、自來、本制度に對し三度にわたり延長措置が講ぜられ、昭和五十五年までの二十年間に約百九十四億円の融資が行われ、中小乳業者を中心とした乳業の合理化と近代化に大きな役割りを果たしてまいりました。

しかしながら、乳業施設の改良、造成については、今後とも引き続き需要に見合った施設の改良、拡充、零細施設の統廃合、立地移動による施設の適正配置等を進め、もって乳業の合理化、近代化を図り国際競争力を強化していくことが必要とされております。

このため、本資金制度を以上のような実情に合わせて存続させるために、本年三月三十一日をもって期限の到来する本資金制度の貸付期限をさらに五年間延長することとしてここに本案を提出いたしました次第であります。

以上が提案の趣旨及びその主な内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(井上吉夫君) これより質疑に入ります。別に御発言もないようでございますので、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御意見もないようでありますので、これより採決に入ります。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(井上吉夫君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(井上吉夫君) 次に、農林水産政策に関する調査を議題といたします。

まず、昭和五十六年度指定食肉及び加工原料乳の価格算定について、政府から説明を聴取いたします。井上審議官。

○説明員(井上吉一君) 昨日から畜産振興審議会の食肉部会、本日、酪農部会を開催いたしました。昭和五十六年度の指定食肉と加工原料乳の保証価格等を決定するための諮問を昨日行い、またきよう行っているところでございます。そういう諮問等についての御説明をいたします。

まず、畜産振興審議会の食肉部会の中にあります資料をのぞいていただきたいと思います。

その中で「指定食肉(牛肉) 安定価格算定説明参考資料その1(去勢和牛肉)」というのがございます。

その第一ページを開きいただきたいと思います。算定方式は昨年と同様の算定方式をとっておりまして、 $P_1(P_0 \times X \times Y \times Z)$ で調整いたしまして、 $(H+4)$ で開いております。P₁が求める価格でございます。P₀は基準期間、つまり過去七年間におきます去勢の肥育和牛の農家販売価格をとっております。それからIが基準期間過去七

カ年間の平均価格に對します価格決定年度の去勢の若齢肥育和牛の生産費指数、つまり生産費の変化率でございます。mとkは、農家販売価格を枝肉の卸売価格に換算する換算係数でございます。Vは価格の変動係数でございます。試算いたしましたのがその下にあります式のとおりでございます。安定上位価格につきましてはキログラム当たり千八百七十三円三十二銭、安定基準価格につきましては千三百九十九円十八銭ということになっております。

それから二ページの算式2につきましては、これも従来から検証いたしております算式でございますが、これで求めますと、安定上位価格がキログラム当たり千七百八十三円八十七銭、安定基準価格が千三百七十三円四十三銭でございます。

以下のところ、細部の説明資料がございます

が、時間の関係上割愛させていただきます。

次に、「算定説明参考資料その2(その他の去勢牛肉)」という資料を開きいただきたいと思います。

この「その他の去勢牛肉」につきましては、昨年度までは、去勢の和牛の牛肉の価格を算定いたしまして、それから一定の価格差をいいますか、そういうもので算定いたしていたわけでございますが、本年度でちょうど五年間の生産費調査が整いましたので、その生産費調査を利用いたしまして、去勢の和牛肉とは別途に安定価格を算定するようにいたしております。これが昨年と変わった点でございます。

算式は、去勢の和牛肉と同様に、 $P_1(P_0 \times X \times Y \times Z \times H+4)$ でございます。違っておりますのは、生産費の調査期間五カ年でございまして、P₀Iの算定につきましては、過去五年間の係数といえますか、数字を用いている、そこだけが違つてございます。試算は、その下にございまして、安定上位価格はキログラム当たり千四百五十二円四十三銭、安定基準価格は千八百十八円二十五銭でございます。

二ページにまいりまして、算式2で検証いたしましたのが、安定上位価格がキログラム当たり千二百八十四円二十三銭、安定基準価格が九百八十五円六十七銭でございます。

以下が説明参考資料でございます。食肉の最後は豚肉でございます。「昭和五十六年度指定食肉(豚肉) 安定価格」の「参考資料」をのぞいていただきたいと思います。

一ページでございますが、算定方式は、 $P_1(P_0 \times X \times Y \times Z \times H+4)$ でございまして、このαといひますのは需給の調整係数と言つておりまして、 $1 + \frac{(Q_1 - Q_0)}{Q_0} \times \alpha$ で算定いたしております。P₁が求める安定価格でございます。P₀が基準期間の肉豚の農家販売価格、肉豚の場合は基準期間が五年でございます。五年間の肉豚の農家販売価格、Iがその基準期間に対する価格決定年度、つまり五十六年度の肉豚の生産費指数、生

産費の変化率でございます。αがただいま申し上げましたように肉豚の需給の調整係数でございます。mとkは肉豚の農家販売価格、生体でございすが、生体の販売価格を枝肉の卸売価格に換算する係数でございます。Vは価格の変動係数でございます。試算は、昭和五十六年度の肉豚の推定の需要量でございます。それからQ₁が五十六年度の肉豚に推定の供給量でございます。Iが価格の供給弾性値でございます。

こういう算式に基づいて計算いたしました結果、安定上位価格はキログラム当たり七百七十九円三十銭、安定基準価格がキログラム当たり六百円というところに相なるわけでございます。

それから二ページにまいりまして算式2でございすが、これも従来方式で計算いたしたわけでございすが、安定上位価格が七百二十三円十五銭、安定基準価格が五百五十六円七十七銭でございます。これはいづれも皮はぎ法で整形したものでございまして、湯はぎ法で整形したもので、これは皮がついてございすが、これは七割これより安くなる、安い格差がつくわけでございます。

以下、説明参考資料でございますので、省略させていただきます。

以上が指定食肉でございますが、昨日の畜産振興審議会の食肉部会の答申をいただいておりますが、本文のところを讀ませていただきますと、「指定食肉の生産条件及び需給事情その他の経済事情についてなお検討すべき問題があるが、この際総合的に判断して、試算に示された考え方である安定価格を決めることは止むを得ない」ということで、諮問の線で価格を決定するように、と、こういうような答申をいただいております。

次に、本日開催されております酪農部会の資料でございますが、「保証価格等算定説明資料」というのがございます。これは酪農部会の袋の中に入っております。

まず八ページでございます。保証価格につきましては、算式は $P_1(P_0 \times (T_1 + T_2 + T_3))$ というところでございまして、Pが求める価格、Cが主要

加工原料乳地域における推定第二次生産費、それからT₁が推定の租税公課の諸負担でございます。T₂が推定の集送乳経費、T₃が推定の販売手数料でございます。つまり工場渡ししの価格で決めておるわけでございます。

で、試算いたしますと、Cが八十三円九十銭、T₁が一円三十八銭、T₂が二円五十四銭、T₃が一円五銭。したがって、価格が八十八円八十七銭になるわけでございます。

その算定基礎が九ページにございまして、そこで、算定基礎の中で主だったものについて御説明いたしますが、まず十ページを開きいただきたいと思います。二番目の「飼育労働費(家族)」の算出基礎」という項目がございます。これは従来五人以上の北海道におきます製造業賃金をもって評価がえをしてきたものでございまして、この評価の単価が千八百三十六銭になっております。「イ」のところでございます。評価単価。こういう五人以上の製造業の賃金単価で評価をいたしております。それから労働時間が二時間十分でございまして、飼育労働費をいたしまして、これは時間と単価を掛けまして、二千百十八円というところに相なるっております。

それから十二ページを開きいただきたいと思います。十二ページの4、一番上でございますが、「副産物価額の算出基礎」でございます。これは子牛と肥育でございまして、生産費調査の期間は五十四年の七月から五十五年の六月でございまして、子牛価格が高かった時期でございまして、したがって、五十六年度の推定生産費を算定いたします場合に、最近の物価を使いまして修正をいたしております。それが一番上の「子牛」というところでございます。五十五年度の生産費では千五百五十二円となつておりますが、それが九百二十六円に落ちております。それから既肥につきましては、これはそれぞれ用いました生産費でもってここにに入れてございまして、「子牛」のところは若干安くなつていまして、生産費を押し上げるこ

ラになるか、生産費を押し上げるこ

ラになるか、生産費を押し上げるこ

ラになるか、生産費を押し上げるこ

ラになるか、生産費を押し上げるこ

とに相なるわけでございます。

それからその次の5の地代でございます。地代につきましても、借入地地代を基礎にいたしまして所有地地代を算定をいたしております。借入地地代が、生乳百キログラム当たりの借入地地代としては田、畑、その他別にございまして、六十三円五十七銭でございます。これを基礎にして計算をいたしますと、所有地地代の方は、その一番下にございまして、三百五十七円八十六銭でございます。地代の総計といたしまして四百二十一円四十三銭に相なります。生乳百キログラム当たりでございます。

それから十三ページ、6の資本利子でございますが、資本利子につきましては、これは借入入れの場合は借入入れの実績をとっておりますが、自己資本につきましては、これは農協の通常預金の金利をとっております。したがって二分五厘の利率をとって算定をいたしております。そういうところが主要な算定基礎でございます。

次に、十五ページに参りまして、安定指標価格でございます。安定指標価格についてはすべて据え置きということにいたしております。

次に、(四)の基準取引価格でございますが、これは加工メーカーの製造経費等を厳正に査定いたしました。これも昨年のとおり据え置きということにいたしております。

それから十九ページに参りまして、限度数量でございます。限度数量の算定方式は、ここに書いてございまして、LイコールDで、Dは推定特定乳製品向けの生乳需要量でございます。

この需要量をどうして出したかと申しますと、推定の需要量から控除すべきものを差し引く、こういうことになっております。差引きますのは、昭和五十五年年度末におきます推定の民間の過剰乳製品の在庫量の三分の一を差引き、こういうことになっております。

したがって、二十ページになります。試算といたしましては、需要量が百九十三万トン、それから要控除量が八万三千トンでございます。

これはただいま申し上げましたように、民間の過剰在庫の三分の一相当量に当たるものでございまして、したがって、これを差引きますと、生乳の需要量といたしましては、百八十四万七千トンになるわけでございます。これをもって限度数量といたしております。

以上で、簡単にございまして、説明を終わります。

○委員長(井上吉夫君) 引き続き、昭和五十六年度農林水産省関係の施策及び予算に関する件について質疑を行います。

○川村清一君 私は加工原料乳の問題を中心にして若干お尋ねしたいわけでありますが、そこに入る前にちよっと大臣にお聞きしたいと思うのであります。ただいま審議官からいろいろ御説明をちょうだいしたわけであります。いろんな数字を挙げての御説明でございまして、いまこれを聞いて、いただいた資料を見て、そしてこれからいろいろ質問しようと思つても、数字をいろいろ分析して考える余地がないわけであります。

そこで、これは毎年感じていることなんです。きょうの畜産振興審議会の酪農部会に政府が諮問案を出した。その諮問案の内容をいま概略説明いただいたわけでありまして、ここですぐ質問せいと云つたつて実際は無理なんです。

そこで、お尋ねしたいことは、国会にこういう資料が出されて御説明をいただく前に、けさの新聞にはこれは出ているわけですね。国会に報告される前にマスコミに出されるということは、一体これはどういふことなんでしょうか。そういうことなら、きのうこれをいただければ、ゆづり徹夜しても私なりにいろいろ数字も分析して的確な御質問もできると思うのであります。とてもできるものではございません。そこで、一体どういふわけで国会に発表される前にマスコミに出るのか。これは大臣、どうも合点がいかないのです、この点明らかにしていただきたいと思うのです。

○國務大臣(亀岡高夫君) この審議会関係のデータにつきましては、統計情報部で最終的な統計の数字を出したのがたしかおとといであつたかと思ひます。実は私もその数字の報告を受けて初めて生産費の実態というものを知つたわけであります。それが原局に渡りまして、原局はその統計情報部の数字に基づいて、ただいま説明した諸方式に基づいて計算をいたしていくわけでございまして、これは徹夜徹夜でやっておるわけでございまして、私どももいたしまして、審議会にかけの前にもその数字が外に出るということで、審議会から国会からもたびたびおしかりをちょうだいいたします。たいていおるわけであります。厳重に取り扱いを指示いたしておるわけであります。新聞に先に出してしまうということにつきましては、まことに申しわけないと、こういうふうな考え次第でございます。

○川村清一君 私は新聞に出たことをけしからぬと言つてゐるのでは決してないのです。新聞社の方も報道機関として、一日も早くその実態を国民の皆さん方にお知らせ申し上げる、情報を提供する、これが仕事でございまして、新聞記者の諸君も命かけてやつてゐる仕事ですから、決してこれはけしからぬと言つてゐるわけではない。新聞が知るように国会の方も、われわれも国権の最高機関として、そうして国民の代表としてここへ来ているわけでありまして、国民の皆さん方が心配しておる、特に関係する農民の方々が心配しておるその問題については十分に承知して、そうして説明をされました生産費のようなものも検討して、その上に立つて的確な質問、国民を代表しての質問を展開したいと、かように思つてゐる。

ですから、新聞の皆さんが知るように、われわれにも早く知らせたいならいいんではないか。と同時に、審議会においても、これはけさ審議会を開かれて、そこへこういうものを出されて、これを報告される、これを十分御審議の上し

かるべき答申をいただきたいと、こうやつたところ、審議会の皆さんは専門家ですから、ぱっと見ただけでわかるかもしれないけれども、しみんながみんなそうでないと思ふ。その方にも、今度はこういうものを諮問しますから十分検討しておいていただきたいという形で早く出し、審議会も実のある審議をするようにされたらいかかと私は思ふわけですね。これはどうお考えになりますか。

○國務大臣(亀岡高夫君) まことに恐縮千萬でございますが、実はいまお配りいたしてゐるこの資料の完成を見たのが夜中の十二時ちよつと過ぎころであるわけでございまして、したがって、それから印刷に回しまして、そして審議会に間に合わせるという作業をするわけでございまして、もつと早くやればいいじゃないかという御指摘もあるわけでございまして、私どもとしては、できるだけ近時点における数字で農家の実態というものに沿うような計算方式をとるべきであるという認識のもとに、諸先輩のつくられたルールが自然にこういうふうになつてきたのかなと、こう思ふわけでございまして、

したがって、諸先生方のごとくに御勉強をいただくということで早目にお届けしなければならぬという御指摘、まことにそのとおりでございますが、夜中にできてしまつたという、その辺にもう少し農林水産省としても諸先生方の御要請にこたへることのできるような工夫をしなくちゃ、とても夜中にお届けするといふようなこともできませんので、この点につきましては検討をさせていただきます。こう思ひますので、よろしくひとお願ひしたいと思います。

○川村清一君 そこでお尋ねいたしますが、本日のこの畜産振興審議会の酪農部会に政府が諮問された内容、ただいま発表されました承知いたしました。絶対承知できないものであります。保証乳価が四年据え置きということは、これは一体どういふことなのか理解できない。

私もこの委員会に長くおるわけでございますが、昭和五十二年の価格は、これはいまの総理大臣の鈴木さんが農林大臣のときに決まったものであります。その価格が五十三年の農林水産大臣中川さんのとき据え置き。その次五十四年の農水大臣はいまの大蔵大臣の渡辺さん、このときも据え置き。そして五十五年の農水大臣は武藤さん、このときも据え置き。そして現在の亀岡農林水産大臣でまた据え置き。四年間据え置き。価格にすると、五十二年の価格が五十六年まで続くわけでありまして、まさに五年間現行の価格で据え置かれるということになるわけであります。一体これはどういうことなのか、全く理解できない。

特に、加工原料乳の主産地は北海道です。北海道出身の私としては、農家の実態というものをよく承知しているだけに、理解できないどころか、腹が立ってしょうがないというのが現在のこれは偽らない気持ちであります。北海道はまだ雪が降っているんですよ、大臣。きょうのテレビニュースでは北海道は雪が降っている。このように厳しい自然条件の中で、道北、道東において酪農をされておる方々は、戦後、食糧増産という大きな使命を帯びて北海道の僻地に入植して、営々と今日まで働き続けておる、そして多額の負債をしょって辛苦に耐えながら経営に懸命な努力をしておる。こういう農民に対する政府の処置というものは、まさに血も涙もない冷淡な処置ではないかと私は考えるわけであります。理屈抜きにそう考えるわけですが、亀岡農林水産大臣、いかがでございますか。あなたの率直な御心境をお尋ねしたい。

○国務大臣(亀岡高夫君) 私は日本の酪農が、その浅い歴史にもかかわらず、日本農業の中で非常に短期間の中に生産性を向上し、そしてその経営態勢を強化してきておるということにつきましまして、本当に敬意を払っておるところでございます。すでにEC並みの経営規模を超える酪農家も出てくるほどになった。しかし表面上の形はE

C並みとは言ふものの、その中身においては基礎が非常にぐちゃぐちゃとまではいっておらない、負債も非常に多いということ、その経営が容易でないということも十分承知をいたしておるところでございます。

しかるところ、生産過剰という状態がございまして、自主調整もやりまして生産調整もやっておられる。そういう中に外国の乳製品がどんどん入ってくるということ、これはできるだけ外国からの不当と思われる乳製品の輸入はできるだけ削減していかなければならぬということで、私、就任以来実は疑似乳製品等について強い指示を与えまして、そして事務当局に、その輸入制限、規制を命じたわけであります。なかなか意のごとく進んでおりません。しかし最終的に今月いっぱいという面での話し合いの結論も出せるであろうというところまでできておるわけであります。

こういう厳しい中で、しかも乳価を四年も五年も据え置くということをしたわけが、それが、それを踏み越え、それを乗り切つてやってきたというおる酪農家の皆さん方でございます。長期見通しや、あるいは八〇年代の基本方向に沿う日本の農業の将来を考えますとき、酪農がトツプを切つておる、先駆者の役割りを果たしてくれておる、酪農経営を成功させなければ、日本農業はどんなに言つても政府の施策についてきてもらえないという認識を私は持つておるわけであります。したがって、過剰な牛乳というものをに対する規制をやつてまいりますためには、このところもう少しがまんをしていただく。もう少しと言つても、もう五年も六年もがまんをしていただいているわけであります。

しかし、そのがまんをしていただけるような施策をそれじやおまえ何か持つていられるのかと、こういうことを言われるわけであります。私、いたしましては、そういう面において負債の問題、この委員会でもかつて申し上げたことがあるわけでありまして、この負債問題について今回相当思ひ

切つたことをさしていただくようなことを事務当局には実は命じてあるわけでございます。きょう審議会でどう御答申をちょうだいいたしますか、その答申を十分検討いたしまして、そして適正に乳価を決定していきたい。

昨日も北海道からお見えになられた酪農家の方々の話を直接私も一時間以上にお話を聞きました。その方々の話も十分私は理解しておるつもりでございますので、われわれの施策をひとつひとつ信頼していただくように最善の努力をしてまいりたいと考えておる次第でございます。

○川村清一君 私は、亀岡農水大臣の非常にまじめな誠実な人柄というものは尊敬の念を持つておるわけであります。したがって、ただいまの御答申を聞いてもそれなりに評価はするわけであります。しかしこれを繰り返してきています。

先ほど申し上げましたように、五十三年の中川農水大臣のときもずいぶん議論したんです。そのとき中川さんは、これをこのまますれば、第二の米になるということを恐れているんだ、心配しているんだ、だからこの保証価格は据え置く、ただ限度数量については上げるように努力する、というお話を伺つて、それでわれわれも承知したわけでありまして。

同じようなことを次の渡辺大臣もおっしゃる、次の武藤大臣もおっしゃる。そして今度は亀岡大臣も切々としてそういうふうに訴えられておる。ところが大臣が、いま申し上げましたように、毎年かわつていくわけです。同じように畜産局長もかわつちやう。前大伏局長と私はずいぶんここで議論した。大臣もお聞きになっておるとおりです。ところが、今度は大伏さんにかわつて森実さんが局長になられた。きょう酪農部会の方にいられておつて、きょうは審議官がおいでになつておりまして、大臣は毎年かわる、局長も毎年かわる。委員会のときはなるほどという御答申をいただくわけでありまして、次の年にはまた同じようなことをこつちで言わなければならない。これは余りひどいんではないかと思ひます。

いま大臣おっしゃつたように、あの寒い遠い北海道からたくさんのお金を使つてたくさんの方々が代表者として上京されてきておるわけですから、切々として窮状を訴え、経営の実態を訴えて、何とか助けてくれと言つて大臣や局長やその他の方々に陳情されているはずであります。野党のわれわれのところへさえ来ているんですから、与党の自民党の先生方の中には本当にたくさん押しつけてお願いをしているんじゃないかと思ひます。

にもかかわらず一銭も上がらない。おまけに限度数量は、ただいまの説明を聞いたら、百九十三万トンでできたのが、今度は八万三千トン減つて百八十四万七千トンになる。乳価が据え置き、限度数量は減る。四年間乳価は据え置いてきたが、このところで限度数量が落ち込んだ。いろいろ理屈はあるんでしよう。その理屈の数字を分析してこれをここで言うほどまだ勉強してないんだから言えないけれども、実態としてそうなつてきているんです。

どうですか。これではあなた余りに農民に対して気の毒ではありませんか。血も涙もない処置というのはいささか処置ではないかと私は思ひますが、大臣、もう一度大臣の御意見をお聞かせいただきたい。

○国務大臣(亀岡高夫君) 限度数量の問題につきましても、私も似たしましては、この酪農界の実態というものと国家財政の状態というものを考えてこういう案を一応お示しいたしたわけでございます。こういう点に對しまして審議会からどう御指摘を受けますか、また本委員会からも、ただいま川村委員からもそのような御指摘をちょうだいしたわけでございますので、十分検討をさせていただいて適正に最終的には決めさせていただきます。こう考えます。

○川村清一君 審議官にお尋ねしますが、酪農経営農家がこの四年間、私の方は常識で申し上げるんです。あなたが説明された数字を検討する

時間がないということを先ほど申し上げたんですから、あくまでもこれは常識でございますが、どうですか、生産費は上がっているでしょう。配合飼料、飼料は上がっているでしょう。労賃だって上がっているでしょう。さらに物価はこの四年間どのくらい上がっていますか。そうすると当然農家の生活費も上がっているでしょう。こういうものを一切考慮しないで決めているんですか。生産費は下がっているのか、上がっているんですか。これをまず端的に説明してください。

○説明員(井上喜一君) 先ほど説明をいたしました資料で御説明した方がよいかと思っておりますので説明させていただきますが、九ページにそのことを書いてございます。

確かに賃金、飼育労働費も、これは五人以上の製造業の賃金をとっておりますので上がっております。昨年は単価が九百三十五円四十三銭でございましたが、これは千八百三十六銭というのを使っておりますし、流通飼料費につきましても御案内のとおり上がっております。ただ、流通飼料費の場合は補てんがございまして、流通飼料費の計算におきましてはその補てん金として受けるものは差し引いております。しかしそれを差し引きましたも単価が上がっているわけでございまして、これは価格の上昇要因になってございまして、それからその他の費目につきましてもかなり上がっているのが多いわけでございまして、五十五年度の費用合計で見ますと、キログラム当たりで申しますと七十八円五十三銭となっておりますのが、五十六年度の推定生産費では八十七円三十三銭と、こういうぐあいに相なるわけでございまして、

ところが副産物がございまして、副産物価額につきましましては、先ほどの説明で御説明いたしましたように、子牛価格が下落しております。下落をしておりまして、これは、副産物の収入が少ないというわけでございまして、これも五十五年度の生産費に比しまして生産費を押し上げる要因になっております。

そういうことで第一次生産費を比較してみますと、五十五年度の生産費は六十三円六十一銭でございまして、五十六年度の推定生産費は七十四円十三銭というぐあいにこれも上昇しております。

ただ、昨年と違っておりますのは地代と資本利子でございます。地代につきましては、借入地につきましましては現実に支払っております小作料というものを計上いたしましたが、自作地につきましてこれをどのように評価するかというのが問題でございます。昨年はこれを自作地の近傍類地の小作料としまして評価をいたしたのでございまして、けれども、これは借りております借地の小作料をとりましてそれをもって評価をいたしたわけでございまして、

資本利子につきましては、昨年は農協の一年の定期預金というのを基礎にいたしまして算定いたしましたのを、これは普通預金の金利でもって評価をいたしたわけでございまして、そこが若干違っております。

○川村清一君 あなた一生懸命九ページのやつを説明しているが、ぼくはすつと見ただけでこれだけわかる。五十五年と五十六年とを比べて生産費、費用の合計、これは百キロ当たり七千八百五十三円、これが八千七百三十三円と上がっております。それから副産物が千四百九十二円が千三百二十円に下がった。第一次生産費は六千三百六十一円から七千四百三十三円に上がっております。地代が若干下がった。資本利子は若干上がった。それから第二次生産費は七千四百十七円が八千三百九十円に上がっております。大体において下がっておりますものはない。総体的に言って生産費は上がっているではない。生産費は上がっております。上がっておりますね、これは。審議官どうですか、上がっております。

○説明員(井上喜一君) 費用の方は上がっております。

○川村清一君 生産費は上がっております。そうすると、今度は保証価格を、乳価を抑えるという要因

は何か。限度数量を引き下げるというその要因は何か。そうするとこれは需給の不均衡だと。在庫はある。これに帰するんですよ、要すれば。あなたの方の言葉で言えば生産過剰だということなんですよ。生産過剰というならば、酪農家は勝手に幾らでもつくればよいということをやっているわけではございません。ここに法律があつて、法律に基づいて酪農近代化基本方針を五十一年度の三月に出してある。さらに五十五年の十二月に第四次の基本方針が出されて、そうして畜産振興審議会に諮問して答申をいただいております。それには明らかに生産目標というものがあつて、その生産目標を度外れて生産をやっているんですか、農民の方は。どうですか、審議官。

○説明員(井上喜一君) 確かに昨年第四次の酪近代計画といいますが、酪農近代化方針を出したところでございます。これは農産物の需要の長期見通しに即しまして策定したわけでございまして、御案内のとおり、昭和六十五年を目標といたします長期の生産目標をございまして、そういうことから毎年毎年の生産目標については特別の言及はないわけでございまして。したがって、不足払い法に基づきまして算定をいたします価格でありますとか、あるいは限度数量といふものは、現実の最近時点の需給動向でありますとか、あるいは生産費の動向等を勘案いたしまして策定すべきものでございまして、われわれはそういう意味におきまして、来年度の需給見通しというものの上に立ちまして限度数量を決定するとか、あるいは保証価格につきましては、生産費の動向あるいは最近の需給動向等を勘案して、不足払い法の趣旨に基づきまして、決定いたしますか、このような算定をいたした次第でございまして、

○川村清一君 その辺のことはわかつているんですよ。それで私のお聞きしていることは、そういうことではなくして、生産過剰が一番大きな要因である。生産費が上がっているんだから、上がっている以上上げなければならぬ。それを上げないというのには生産過剰だ、在庫がだぶついている、これ以外にないでしょう。

そこで、私がお聞きしたいのは、五十一年度の第三次の近代化方針では、一つの見通し、六十年に向けての生産の目標というものを示しているわけでしょう。次に去年の五十五年に諮問したのは、いわゆる長期見通しの六十五年に向けての方針を出しているわけでしょう。そこで一つの見通しと一体生産しているのかどうか。これを全然度外れに自主調整やつて減産しているんですよ。もつと生産能力あるんですよ。その生産能力を抑えて減産しているんですよ。だから、生産過剰ということになれば、責任はその生産農民にいくんですが、生産農民には責任ないんだ。この方針に基づいて、見通しに基づいて生産しているんだ。そういう見通しに基づいて経営方針を立ててやるから、それに対して政府はお金を貸してくれるんですよ。どうなんですか。一体酪農家が、これだけの規模の酪農を経営したい、これに要する費用はこれだけだ、この金をすぐ貸してくれ、こう言った場合にすぐ貸しますか。貸す場合には、一体その計画そのものが政府の一つの目標に合っているかどうか、これでもって経営が成り立つか、成り立たないか。そういうものをしさいに吟味してお金は貸すもんじゃないですか。借りたという申し込みがあつたら、おつ、おつと言って幾らでも貸すもんですか。どうですか。審議官、この辺説明してください。

○説明員(井上喜一君) たとえば酪農家が農協から資金の融通を受けます場合には、ただ国の長期見通しがこうであるから金を貸すというふうなことではございせん、もちろん農家の経営計画が、営農計画がどういうぐあいに検討されているのか、そういうことをしさいに検討いたしましたして、経営的に十分今後成立し得る、発展し得ると、こういう見込みがあるものについて融資をしているというのが現況だと思ひます。

ただ、その場合の状況の判断をいたしまして、将来の酪農の見通し等を判断いたします場合に、

将来飲用牛乳の消費はどのぐらいいなっているのか、乳製品の需要はどうなるのかと、そういう判断をするわけでございまして、その一つの参考資料として酪農の近代化方針等が利用されているんじゃないか。このように考えまして、事実そのようなことで現実の貸し付けが行われているんじゃないかというように考えるわけでございまして。

○川村清一君　そこで、そういうことで牛乳がだぶつて余っている、乳製品がだぶつて余っているといつても、その責任は酪農民にあるんじゃないでしょうか。ですから、昭和五十一年三月の諮問に対する畜産審議会の答申の中に、需要の拡大を図るということを大きくうたっているでしょう。次に五十五年、去年のこの諮問に対する審議会の答申も、需要の拡大に努めるということとを一番先に大きく打ち出しているでしょう。それが畜産振興審議会の意思ですよ。

私の聞きたいのは、余った、余ったのは農民がけしからぬのだと言わなければならぬ、そのしわ寄せを、帳じりをみんな農民のところへ持つていくのがけしからぬと私が言っているんだ。そうでしょう。余っているから、生産過剰だから、だから保証乳価は四年間上げられない、限度数量も下げる。全部犠牲を農民にかけているじゃないですか。政府の責任はちっとも感じてないではないですか。審議会の答申は、需要の拡大を図らないと一番大きく打ち出しているでしょう。御存じでしょう。ちゃんと書いてある。どうなんですか。審議官、あなたのお考えを述べてください。

○説明員(井上喜二君)　最近におきます飲用牛乳、あるいは乳製品の需要の動向を見てまいりますと、かつてのような非常に高い伸び率ではないわけでございまして。需要はなお伸びておりますけれども、伸び率自身が非常に停滞をしてきているわけでございまして、この点については御理解をいただけるものではないかと思うわけでございまして。

ところが、生産の方はと申しますと、規模拡大が順調に進み、また基盤整備あるいは畜舎の整備

等が順調に進みまして、生産の非常な潜在力が整備されてきているというふうな状況かと思うわけでございまして。それが生産と需要のギャップを生みまして、過去三年ないしは三年半にわたります過剰のものがいま過剰在庫として積み越されてきているというふうな現況にあるわけでございまして。

将来こういう事態をどのように打開していくのかというところでございまして、先生御指摘のとおり、需要の拡大を図っていくというのは当然のことだと思ひます。特に、これからは飲用牛乳の方の需要の方が乳製品よりは幾分伸びるかと思ひますので、こういうところに重点を置いて消費の拡大を図っていくというのを積極的にやっていかなければならぬわけでございまして、これにつきましては、われわれといたしましては、一般会計あるいは畜産振興事業団の指定助成事業を通じてできる限りの応援をやっているわけでございまして。民間の方におきまして、牛乳普及協会というふうな法人をつくりまして、民間からも出損をして消費拡大のためにいまいろんな努力を重ねているわけでございまして。

しかし、そういう消費拡大の努力をいたしても消費の伸び率が鈍化してきているという事実、これは否めない事実でございまして、消費拡大をやっても、なおかつ生産の調整をやらなくちゃいけないというふうな状況が今日の状況でございまして、それにあわせて生産調整をお願いしているというふうな状況でございまして。

この生産調整につきましても、われわれとしてはできるだけの援助はいたしております。一般会計から、あるいは畜産振興事業団からも助成しているところでございまして、御案内のとおり、昭和五十四年度、それから昭和五十五年度両年度を通じて、それぞれ消費拡大と生産調整のために三十三億円というふうな助成もいたしてきておるわけでございまして。このほかに政府の助成あるいは事業団の助成もあるわけでございまして、われわれとしては相当の助成を行っている、

このように考えているわけでございまして。しかしながら、いかんせんこれでもなおかつ過剰在庫が解消しないような状況でございまして。この過剰の解消対策をいたしましては、できるだけ生産を抑えていくという以外には解決の方法がないわけでございまして、この点確かに苦しいところがあるかと思ひますけれども、ぎりぎりその過剰在庫を向こう三年間ぐらいいなりました解消するという目途で生産調整をお願いしていきたい、このように考えているわけでございまして。

○川村清一君　審議官ね、これは農林省からいただいたんです。昭和五十六年三月、農林水産省畜産局「畜産関係資料」、そこにありますね。これの十三ページをちょっと開いてください。その十三ページの五十三年度のところを見てください。総生産量六百二十五万六千トン、飲用が三百七十二万六千トン、それから乳製品が二百四十四万四千トン、自家消費が十二万六千トン、それから総輸入量四百四十四万四千トン、事業団輸入ゼロ、沖繩輸入一万六千トン、学給用脱脂粉八万トン、その下にナチュラルチーズ九十四万八千トンとあるが、これは何ですか。ナチュラルチーズ九十四万八千トン輸入したということですか。

○説明員(井上喜二君)　これは生乳換算の数量でございまして、実量につきましては、五十三年のナチュラルチーズの輸入量は七万三千六百八十八トンでございます。

○川村清一君　そうすると生乳換算が九十四万八千トンということですか。

○説明員(井上喜二君)　はい。

○川村清一君　それで、私はこの数字と八〇年代の長期見通しの参考資料と合わせて見ると、これは五十三年度を基準年度として六十五年度の一つの生産見通しを立てている。そこで、五十三年度の国内消費仕向七百一十万トンと国内生産量六百二十六万トンというのは、こちらの数字と合うわけですか。これは六百二十六万トン国内生産量なんです。仕向量七百一十万トンというのは、これは七百一十万トン需要があるということだ。そうして

よう、違いますか。この七百一十万トンという数字は、総消費量七百一十万トンというのと数字が合う。それから国内生産量六百二十五万六千トンというの、この方の六百二十六万トンと合うわけですか。

ところが、その七百一十万トンの内訳ですが、飲用が三百七十二万六千トン、乳製品が二百四十四万四千トンになっている。そうして自家消費十二万六千トン、七百一十万トンは合う。そうするとこの九十四万八千トンというのはどこへ入るんですか。これの国内消費七百一十万トンと国内生産量六百二十六万トン、これが基準年度の数字ですね。それがこれにいくというのと、ナチュラルチーズ九十四万八千トンというわけだ。この生乳換算九十四万八千トンというのはどこへ入るんですか。

○説明員(井上喜二君)　先生のお使いになつています資料は、長期見通しのときに使いました数字をお使いになつていらっしゃるんじゃないかと思うんですが、五十三年の生乳の需要量が七百一十万一千トンだと思ひますが……

○川村清一君　それは合っている、七百一十万一千トンは合っている。

○説明員(井上喜二君)　それとこちらの五十三年の数字の整合性かと思ひますが、こちらで合計をいたしますと、総生産量と総輸入量合計すると、七百一十万トンをちょっとオーバーするんじゃないか、七百三十万トン弱になるんじゃないかということでございますが、これは私ここですぐお答えできませんので、ちょっと調整させていただきたいと思ひます。

○川村清一君　冗談じゃないですよ。つくったのはあなたでしょう。私はゆうべこれを読んだわけだ。読んでこの数字とこちらの数字と合わせてみたら、照合してみたらどうもわからぬからいま尋ねている。そんなでたらめな話ありますか。

これは結局、外国輸入品というのが全部入っていないんだよ。事業団輸入というものはちゃんと百四万ここに入っているんだよ。事業団輸入百四万四千トン入れて、ナチュラルチーズ九十四万八

千トンとあるんだ。この数字がどこにいつてい
るんですか。——時間がなくなるから後にしてく
れ。

そういうようなことから、大臣ね、端的に素人
が考えてみても、これは八〇年代の長期見通しの
参考資料なんです。いいですか。五十三年度、こ
れは基本年ですよ。国内生産が六百二十六万ト
ンなんだ。国内消費仕向量が七百一十トン、数字が合
っている。そうすると、何も生産過剰でないでし
ょう。六百二十六万トンしかできないのに、需要
が七百一十トンあったら何も生産過剰でないでし
ょう。だから、六十五年度へ行って、生産目標は
八百四十二万トンだ。ところが国内消費仕向量が
九百二十七万トンから九百七十二万トンある。ど
こに生産過剰がある。生産過剰というものは、隠
している外国から来ているものが生産過剰の原因
でないですか。

そうして在庫がうんとあるんでしよう。それは
事業団の手持ちの在庫。事業団は、バターとか脱
脂粉乳ね、これはいいですよ。これは法律に基づ
いて、事業団だって持たないといふんな調整が
できませんから。それで、私がいただいた資料に
よれば、バターについては、事業団は一万二千ト
ン持っておる。それから脱脂粉乳については四万
五千トン持っておる。これは多いか少ないかはわ
かりませんが、多かつたら放出せねばならぬ。売
り渡しをして減らしてもらわなきゃならぬ。パ
ターが一万七千トン、脱脂粉乳が三万八千トンあ
るんじゃないですか。こういうものをみんな入れ
るから、国内ではこれだけ生産すると、そのとき
の需要はこれだけありますよ。需要の方がうんと
多いんだ。余るはずがないんだ。

だから、これでいってなお足りなかったら輸入
したらいいでしょ。価格がうんと変動して、そ
して国内生産乳製品あたりに悪い影響を与えた場
合には、それは事業団の機能を発動していろいろ
やらなければならぬ。そのために事業団がある
程度在庫品として持つことは必要だと思うん
です。ところが、事業団でなくて、商社を通じて入

ってくる民間のいろいろな擬装乳製品があるでし
ょう。たとえば調製食用脂とか、ココア調製品
とか。したがって、需要よりも生産が多くなる
と、こういうことになるんでないんですか。そ
れが原因ではないか、端的に。説明はいいです
から、そうなのか、そうでないかだけ、あなたおっ
しゃってください。

○説明員(井上喜一君) この消費量と生産量が合
いませんのは、なお検討いたしますが、消費量よ
りも生産量の方が多いのは、これは実は過剰生産
の部分が入っておりますので合わないということ
でございます。

なお、輸入との関連でございますが、ここに挙
げておりますのは、学給用の脱脂粉でありま
す。ナチュラルチーズが入っているわけござい
ます。これは日本の脱脂粉乳の価格が高過ぎて
なかなか学給用としては使えないとか、あるいは
ナチュラルチーズの場合は、国内生産が十分対応
できない、こういうような事情で入ってきている
ものでございまして、すぐさま日本の国内生産で
もって置きかえることが非常にむずかしい品目
であるとわれわれ考えているわけございまして、
確かに輸入の問題はございまして、置か
えることがなかなかむずかしい。そういったもの
が輸入されてきているんじゃないかというふう
にわれわれ考えているわけでございます。

○国務大臣(亀岡高次君) いま川村委員から御指
摘のとおりであると私も実は認めておるわけであ
ります。したがって、とにかく農産物はどこ
を見ても輸入問題が一番の問題になっておる。こ
れを本気になって解決していきたいと思います。日本農
民が幾ら汗を流し、幾ら努力をしても、なかなか
光のある先が見えてこない、こういうことであ
る。私は確信をいたしております。

役人諸君が非常にへつり腰で答弁せざるを得
ない。輸入を防止することは非常にむずかしいで
す。と、こう頭から言ってしまうわけですね。私も
農林省に行ってみて、どうだ、業界に対する強力
なる指導をしているかと言ったら、何もしており

ませんと、こう言うんです。そんなことであつて
いいか、こう言つて、協議会をやつと今度つくら
せたいわけでありまして。

そうして日本国民が本場に打って一丸となつ
て、さなきだに激しい貿易戦争の中で生きていか
なければならぬ日本、その日本が国会における
決議をちよだいをして、自給力を強化してやっ
ていくということになります。これは本場に容
易なことじゃないことに対して、それだけの国
会なり議会なり、あるいは政府なりで本場に真剣
になってやっております。たとえば自動車の一例
をもつてしましても、自由貿易の政策は変えない
けれども、しかし日本よ、もう少し何とかアメリ
カのことを考えてくれよ。向こうの責任者が日本
の国でやっておるわけですよ。われわれもやっぱ
り負けずにやらなければいかぬというのが、私の実
は気持ちであるわけでございます。

そういう意味におきまして、実はI・Q制、少な
くとも疑似乳製品についてはそういう立場で折衝
しないといふ、こういうことで折衝を始めたところ
が、もう向こうは本場に手回しよく、ジュネーブ
に集まって、そうしてこの疑似乳製品と称してお
る商品を、これはバターではないという国際決定
をしてしまふ。これほど厳しい国際環境の中で日
本の酪農は進んでいかなければならぬ。こうい
うわけでありまして、本場に私も通産、外務、
大蔵の各省にやかましく申しまして、そうしてI・Q
制にならなくとも、相手の国に自主規制を強力に
求めていく、根拠よく根強く、しかも強力に求め
ていくという態勢をとってごらんということ、
その成果がここ数日の間にどういうふうに出て
まいりますか、通産、大蔵、外務、農林畜産局
が中心になりまして折衝を続けておるわけござ
いますので、それぞれの成果は出てくるものと
、私はこう確信をいたしておる次第でございます。

○川村清一君 私時間ありませんから、いま

もう一つ聞いてそれで終わりますが、大臣から大
変いい答弁をいただいた感謝しております。

まず、需給不均衡であるということ、これは事実で
す。それからある面から言えば、生産過剰である
ということも、これは事実です。しかしながら、
生産過剰を抑えるために、いろいろ農民の方が自
主規制を生産調整していることも事実です。こ
の中でどうしてもやらなければならぬのは、いま
言われたように擬装乳製品、こういうようなも
のは皆I・Qの中に入れるということ、事業団の取
り扱いの中に、一元輸入ですか、その中に入
る数量在庫しております。これが適正在庫である
かどうかは、これは私は素人ですからよくわか
りませんが、もしも適正でないものならばこれを始
末してもらわなければならぬ。それから民間の
ものも、これも一日も早く始末してもらわなけれ
ばならない。森実畜産局長は、いろいろな手法を
使つて、こうおっしゃっている。いろいろな手
法というのはどういう手法かわからぬが、どんな
手法を使つてもいいから、要は民間の持つ在庫を
早く始末してもらおうということが大事でないかと
思うわけでありまして。

それから現在の酪農経営で一番大きなネック
は、何と言つたつてこれは負債です。もうまさに
制度資金はいっぱい借りてしまつて、もうなか
か乳価は上がらないといったような情勢の中で、
生産費は高くなつてきているという状態の中で、
それから物価高騰によつて生活費もぐんと必要に
なつてきたという状態の中で、とても借金は払え
ないというのが実態です。このまま推移するなら
ば、農家全部つぶれてしまふと私は判断してお
るのです。ですから、この負債整理、特に固定負
債、これをどうして整理するか。現行制度でやる
と言っているわけですよ。これはここにも書かれて
いるし、それから局長もおっしゃっている。現行
制度でできるか。現行制度のものは借りれる分だ
け手いっぱい借りてしまつた。とても払えない。
そして、その負債の話をすると、負債はふ

えたかもしれないけれども資産もふえているじゃないか、こういうことも書いてある。確かに資産もふえたかもしれない。しかし大臣、東京都や大都会に土地を持っているなら、これはもう大変な資産ですよ。しかし、そこで酪農を経営しているからこれは資産なんです。酪農をやめてしまいなさいよ。北海道で四十町歩、五十町歩の土地を持って経営している酪農家が、借金の負担に耐えかねてやめてしまったら、離農してしまつたら、この土地だって、そこにある施設だって、こんなものは全部三文の値もないくらいに下がつてしまふ。そうでしょう。天北だとか根釧に行つたら、一時間、一時間半車で走つたつて家一軒、人もいない地域なんです。そんなところに土地が五十町歩あつたつて、百町歩あつたつて、何ぼになりますか。借金がふえたがそれにかわる以上の資産があるじゃないかと、これが農林省の言い方だ。実情を知らないのとははだし。何せ東大出た頭のいいエリートの言うことは、小学校しか出ない農民の方やわしらは、そんな学歴ないし、学力がないですから、とてもそういうことはわからない。もともとと実情に合った立場に立つて、ひとつ負債整理に本気になつて取り組んでいただきたいというのが、これが私の願いであり、主張であります。

それから大臣の話を聞いてわかつたのですが、答申が出てきてもそれをそのままストレートでやるのではなくて、もう一回政府、今度は与党・自民党の皆さん方が大きな責任を持つと思ふのです。あなたの方でやるわけですね。私は野党です。それからこの席しか話す機会がないのだからここで言っているのだけれども、今度はここで言わない自民党・与党の皆さん方がやるわけですから、しっかりひとつやつて、農民の方々の期待にこたえるような乳価であり、限度数量であり、そして在庫品の処理であり、擬装乳製品の処分であり、そして農家の負債整理であることを心から期待しております。またその結果はいつかまた御質問申し上げます。

以上でございます。その答弁だけ簡単に。

○国務大臣(亀岡高夫君) 私がここでもうまいことを言つても、あと一日でその成果は出てくるわけでありまして、その出てきた成果で、さういふことについていたしまして、そのよき成果を得るために、ただいま川村委員から御指摘いただいたような線を十分勘考いたしまして、審議会の答申を踏まえ、私も政党内でございまして、農林大臣だからといってそれほど私は増長もいたしてありませんので、党ともよく相談をいたしまして、そして結論を出したい、こう考えております。

○委員長(井上吉夫君) 本件に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、十二時五十分まで休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後零時五十八分開会

○委員長(井上吉夫君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農林水産政策に関する調査のうち、昭和五十六年度農林水産関係の施策及び予算に関する件を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○坂倉藤吾君 先般二十日の日の委員会、同僚の山田議員が養蚕の問題は議論をしたということになってはいます。同時にまた、当面の課題であります酪農、畜産、畜肉の関係等につきましては、午前中酪農を中心にして、本日は私は水産の問題、それから林業の問題に焦点を当てながら大臣の所信、予算にかかる具体的な内容をお聞かせをいたしたい。こう考えておるんですが、その前に一言だけどうしてもお聞きしておきたいんです。

先ほどの質疑並びに御答弁を聞いておりました。際に出た酪農、畜産農家の負債対策の問題です。

擬装乳製品の規制措置の問題について農水、通産、外務それから大蔵、これで協議に入つて、たとえばI・Q制の問題等も考えつつ具体的に思い切った措置をと、こういうふうな受けとめたんです。が、この負債対策の方も思い切った対策を検討されておるのかどうか、この辺が一つ。

それから今日の状況の中で、続いて行われていきます養蚕の関係がきつめて厳しい状況になっておる。これは二十日の日に、先ほど申し上げましたように、山田議員が触れられておりますので突っ込みもとは思いますが、今日の状況のままで推移をいたしますと、その厳しい条件というのはよくわかるんですけれども、その厳しさがまともに生産者の側におかされるようなことにはなりはしないのか。こういう心配を私自身としては大きくしているわけでありまして、ぜひそうならないように、午前中の川村先生の酪農にかかわる議論と同じ趣旨合意で大臣としては対処していただけるであらう、この期待をしつつ質問をまずしたいと思ひます。

○国務大臣(亀岡高夫君) 擬装乳製品に対する対策につきましては、いまEC並びにニュージーランドと現に折衝を続けておる最中でございます。で、どういふ具体的な内容でどうしているかという点については、これはちょっともう少し時間をおかした方がいいと、こう思ひます。とにかく最後の努力を傾けて折衝を現にいたしておるわけでございます。こちらの国際部長もジュネーブに急遽派遣しておるということをもつてしても御理解をいただけたらと思ひます。

それから負債対策でございますが、あるいは抜本的と諸先生方からいらなくなって言つていただけるかどうかかわりませんけれども、私も私としては最善の方策ということでいま大蔵等と折衝をさせていただいておるということでございます。それから養蚕の件につきましては、率直に言つて、私自身一番頭を悩ましておる問題でございます。孝ならんと欲すれば、何々ならんと欲すればという言葉がありますけれども、そんなような気

持ちでおるわけでございます。

しかし、ここで現実というものをどういふふうにと認識したらいいのかというその認識の仕方。私は長年子供のときから養蚕業をずっと見、自分でもやり、帰つてきてからもずっと養蚕政策等にタッチいたしてまいつております経験からして、米作農家も、酪農家もそれぞれ厳しい試験を経ながら今日まで来ておるが、もちろん養蚕農家も厳しい試験を経ながら来ておるわけでございまして、本当に今日ほど環境の厳しいときはない。その環境も、ある意味においては、政府が外国生糸を入れないければこんなふうにならなかつたじゃないか、政府にすべて責任があるのではないかと、こういう責任論も確かにございまして。しかしその責任論だけで果たして現実を打開することができるといふと、これがなかなか難局を打開する方途も生まれてこない。こういうことで、いま実は審議会等に御相談をいたしまして、その辺の考え方をどういふふうな決心をしたらいいのかということであつたの審議会で御相談願つて、こういうことではございまして、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

○坂倉藤吾君 先ほど言ひましたように、それ以上追及をいたしません。大臣の所信になつておられます分野では、大変残念ながら、各分野ともそれぞれが一番厳しい情勢を迎えておるわけでありまして。それだけに御苦労が多いわけなんです。が、何といたしましても、農は国の基本でありまして、そういう立場から日本の将来をきつと踏まえて、今日その生産に従事しておる方々があきらめてしまつて放棄をしなげやならぬという事態を迎えないように、それだけはぜひひとつ大臣、体を張つてがんばつていただきたい、こういうことを申し上げておきたいと思ひます。

本題に移っていきますが、大臣の所信の中で水産業を取り巻く情勢につきまして、諸外国におけるいわゆる二百海里規制の強化、それから燃油価格の高騰、水産物需要の停滞、この三つを指摘されまして、そして特に遠洋漁業はきつめて厳しい

条件下にある。こういう条件の中で、業界はこの厳しさの中でいかに生き残っていくのかという課題が提起されたと思うんですね、情勢分析として。業界の方では生き残るということなんです、政府の側からすれば、いかに生き残らしていくのかという課題だろうと思うんです。おわかりいただけると思うんですがね。

そこで業界の方は業界の方で、こうした取り巻く条件の中で必死になって対応策をいま検討されておる。業界は業界で検討してるんですが、政府の側として生き残らせていくという、こういう観点から見て、具体策というものはどういうふうに立てられておるのだろうか。今日までも議論してきたことでもありますけれども、なかなか努力をされておつても具体的な効果が上がってきていない。これが今日の事情であると思うんですが、そういう具体策はいままでどおりでいいのだろうか。そうしたことを踏まえて今日とられようとしておるその具体策、これをまず第一にお尋ねすると同時に、それを通じて将来の、特にこれはマクロにいま一番大きな課題がかかっているんですが、この将来の遠洋漁業に対して政府自体としてはどういう期待と展望をお持ちになっているのか、そしてその展望のもとに業界指導にどういうふうに当たられておるのか。いま私は三つ続けて関連して質問をいたしました、その辺のところをひとつ説明をいただきたいんです。

○政府委員(今村宣夫君) たいまい先生から御指摘のように、遠洋漁業をめぐる水産の環境はきわめて厳しいものがございます。そういう観点から、私たちといたしましては、一つは、二百海里時代を迎えまして諸外国との漁業交渉と申しますか、そういう面におきます積極的なかつ強力な外交交渉を展開する必要があると思ひます。二百海里時代を迎えましてには、日本の遠洋漁業は壊滅するのではないかと、いふふうに言われたわけでございますが、幸いにして、漁獲量そのものとしては非常に減つておりますけれども、遠洋漁業としてはまだそれぞれの分野において活発な活動が行われておるといふ状況でございます。今後とも諸外国との関係におきましては、その分野におきまして積極的な外交交渉を展開すべき必要があると思ひます。

第二点は、そういう状況のもとにおいて一体今後の遠洋漁業をどうしていくのかということでございますが、私たちがいたしましては、業界そのものとして一体この状況にどう対応していくのかというところが基本ではないかと思ひます。船その他の措置につきましては、政府としてはこれに対応すべき責任と申しますが、これに正確に対応していかねばなりません、締め出されなければいけません。業界として生き残っていくにはどうしたらいいかという問題になります、これは業界として今後どういふふうにその問題に取り組んでいくかということが基本になるのではないかと、いふふうに思ひます。

たとえばマクロの御指摘がございましたが、マクロにつきましても、将来この問題につきましても、マクロ業界の構造改善といひますか、構造の体質の強化といひますか、そういう問題が当然問題になることであらうと思ひます。マクロ業界におきましても、今後この問題にどう取り組んでいくかというのをいま真剣に検討中でございます。私たちがいたしましては、そういうふうな業界の意向を踏まえまして、政府としてこれをどういふふうに対応していかねばいかというところについては真剣に取り組んでまいりたいと思ひておるところでございます。

○坂倉藤吉君 そうですね、いまの御答弁でいって場合に、まず外交交渉を積極的にやつて、そして二百海里内の漁獲物あるいは漁港、こうしたものについての条件緩和を積極的に取りつけていく。それはそれなりにわかりますし、私もそのことを今日まで主張してまいりました。

ところで、その体制の整備の問題というのはまだまだ私には十分だとは思ひます。情報の問題あるいは交渉に当たる打ち合わせをしつつ外務省が代行していくという形をとっていますけれども、それらはさらにいふ言われた趣旨合いに基づいてもっと強化しなきゃならぬ、これが一つあります。

それと同時に、外国との話し合いに基づいて減船を余儀なくされた場合は政府責任である。したがって、外国とのかわりといひますか、漁業協定にかかわらないで行つていけるものについては、これは業界の自衛に任せると、こういう割り切りをいま答弁されました。将来にわたつてもその考え方というのはそのままなんだろうか。しかもいま言われましたように、業界自体の自衛に任せるといふこと、日ごろ政府が業界指導をしてる責任とかかわりといふのは一体どうなんだろうか、私は大変疑問に思ひます。ただ、減船を余儀なくされた場合のやつは、これは結果から見ても明確にわかりますから、これは当然責任を持つては筋であります。しかしその他のものについては、これは全部業界任せなんだといふことについては、これはきわめて問題あるんじゃないだろうか。たとえば船の数、それらを一体どこで承認しているんだらうか。承認行為その他等を含めまして、政府としての責任といふものについてどう果たしていくかといふことがあわせてなければ問題は解決しないんじゃないかと、こういう気がするわけでありまして、その辺の見解を再度お尋ねしておきたいといふふうに思ひます。

ただ、今日段階、歴史と伝統をほとんど継承する形で遠洋の場合に運営されてきた、経営されてきた、これはもう間違いないことであります。そういう形から、今日の厳しい状況を踏まえて関係者は一日も早く、いまちよつと触れられましたように、構造的な変革を図らなきゃならぬ。これは今日図らなくてはそれこそ滅亡を招いてしまうんじゃないか、こういうふう言われておるわけですね。そういう立場に立たされたらどうと私は思つておるんです。

特定漁業生産構造再編推進事業、これが今年度十億の予算をつけて説明をされているわけであり

ます。この特定漁業生産構造再編推進事業、十億の予算をつけたものが、いま申し上げましたように、従来のいわゆる遠洋の経営を抜本的に構造改善していく一つの事業として期待ができるんだらうかどうか。こういうふう言われておるわけですね、どうもこの十億というのは、別に業界が自衛していわゆる減船をやらなきゃならぬ、この減船の共補償的なものに大体予算食われてしまつて、この業界の構造変革といひますか、構造改善の方には余り振り向かないようなことになつていふんじゃないか。構造改善といふのはただ単に生産調整、減船をすればいいのか。こういう話になりかねませんので、この辺をちよつときちつと説明をいただきたい、こう思ひます。

○政府委員(今村宣夫君) 従来の考え方ですと、先ほど先生がおっしゃいましたように、外交交渉その他の理由により当方の責めに帰することができないような、そういう状況で減船をやむを得ずしなきゃいけないといふふうになつたときには、減船補償金を出しまして措置をいたしたわけでございます。しかしそうではないけれども、業界内部の体制として構造改善を推進していかなければならないといふ場合におきましては、漁業再建整備特別措置法に基づきまして政令指定をいたしまして、それぞれ低利資金を農林漁業金融公庫から融資することによりまして、業界内部の構造改善を図つていただくという考え方で対処をいたしてまいつたわけでございますが、それだけでは足りないという考え方で、本年、特定漁業生産構造再編推進事業といふのを起こしまして、業界がそういう自主的な構造改善を図つていきますときには、国としてもできる限りの援助をいたしたいという考え方で対処をいたしておるわけでございます。

初年度の融資は十億円でございまして、これで足りるのかという御質問でございますが、私は初年度の対応をいたしましては、この予算で十分対応をいたしているといふふうに考えておりますが、二年度目、三年度目におきましてこれらの

対策について不十分にならないように、この予算措置につきましては十分な配慮をいたす必要があると思っております。

マクロ業界をとってみましても、初年度のスタートは、それほど大きいものではないと言うと語弊がございますけれども、初年度としては着実に事業を実施しようという機運がうかがえますから、二年度、三年度目におきまして、その事業が国の予算的援助によって支障があるというふうなことににならないように私たちとしては十分対応していくつもりでございます。むしろ、逆に言いますと、業界がそれだけの体制ができるかどうかということと、の方をむしろ心配いたしておるわけでございまして、業界がそういう体制のもとに取り進めます場合におきまして、国の援助措置がそれに伴わないというこのないように十分な配慮をいたしてまいりたいと考えておる次第でございます。

○坂倉藤吾君 説明を聞いている限りでは、ある意味では理解ができぬではないんですね。しかし、これは前にも論議をいたしましたように、たとえば北の方で締め出された、滅船対象といえますか、締め出されて漁ができなくなったものが南の方へ下がってくる。こうした状況等も含めて幾つかの現象を起こしているわけですね。そうしますと、たとえば滅船対象になつて滅船し、その滅船分は政府で責任を持っていますと、こうは言つてますけれども、業界の中身からいけば、それは微妙に各方面に影響していることは事実としてあるわけです。

そうしたことも含めまして、私は先ほど言っているように、たとえば船の建造その他幾つかの条件があつて、そして操業している船の隻数の問題その他についても、水産庁としては目をやりながら見てきているわけでありますから、そういうことをとらえながら構造改善というのは一体どうあるべきなのか。ただ減船だけに、いわゆる生産調整だけに向かつておりまして、その他の課題というのがよく理解ができない、ここに一つ問題があります。

しかも、先ほどの答弁で最後の方で言われてますように、業界がたとえば水産庁が指導しようとして、していることに対応ができるのかできないのか、できる体制ができれば一番いいんだと、こういう答弁の趣旨だと思ふんですが、それでは第一次の減船計画、業界で行ったこの減船計画のときに、当時二割程度の減船ということで目標は二百六十隻、これに対して実行はわずか二十二隻だった。この実績を踏まえまして、じゃなぜ二百六十隻も減船をしようという目標を出しながら第一次の段階で二十二隻にとどまったんだろうか、このことの原因は一体何にあるんだろうか、なぜその減船することが申し合わせをしながら実行が伴わなかったのか、ここの問題をどう分析されるのでしょうか。

私は、業界が業界なりに努力をしつつなかなか
そのとおり進んでいかない一つの問題について、
これをえぐり出しながらともに考えて対処してい
くという姿勢をとらない限り進まないんじゃない
だろうか。いま再びマゴロ業界では第二次の自主

滅船を検討されておるといふうに私は聞いてゐるわけでございます。しかも、これも今日作業している船の大体二割を目標にして、本年から来年二年間にかけて実行しようと、こういう計画のようであります。これまたそれぞれの事業者では大變論議が行われているところでもあります。しかし第一次の実績から見て、果たして第二次のそういう論議というのが本當に具体的に生かされていくうためにはどうしたらいいのだろうか。ここに一つの指導のポイントというのを明確にしないといかぬのじゃないんだらうか、こういうふうに思うんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君) まことに先生の御指摘のとおりでございます。第一次減船のときには二百五十八隻を減船することを計画したわけでございまして、五十一年度におきましては二十二隻の減船を実施したということで、計画と実施との間の食い違いがあるわけでございます。これは非常に食ひ違いがあるわけでございまして、二十二年以降の減船につきまして、二百海里の

実施の行方を見きわめようというふうな業界の一つの考え方があったわけでございます、それで減船計画というのは早く言いますと凍結をされた。

その後、御存じのように、二百海里実施以降はツオ、マグロの価格の動向というのはある意味では非常によかったわけでございます。オイルショックその他のいろいろな不利な条件はございましたけれども、それを克服して魚価は上昇していったということが、早く言いますと、減船計画を実施しなくても済んだという状況に変わったわけでございます。

現在カツオ、マグロにつきまして、業界としては非常に問題に直面をいたしておるわけでございますが、昨年私が水産庁長官になりましたので以降、カツオが非常に不況といえますか、経営が安定しないということで非常に問題があったわけでございますが、現在はそのカツオ業界はますますの状況に相なっておるわけでございます。一昨年非常によかつたマグロ業界がこころしは非常に悪いという状況になっておるわけでございまして、その価格と需給と経営の問題というのは、農業のように必ずしも端的に割り切れないというところにより非常に問題があるわけでございます。

これはなかなか予断を許しませんが、恐らくマ
グロの価格というのはいまから上がっていくと私
は思っております。どの程度上がるかはわかりま
せんが、恐らく上がっていくであろうというふう
に考えております。

実は、そういう状況になったからといって現実の事態に幻惑をされては本当はいけないうわけでございまして、御指摘のように業界全部を挙げての構造改善というのがいまこそ必要なきときであるというふうに思っておりますが、そういう状況のもとにおきましてそれが貫徹できるかどうかということは非常にむずかしい問題がございます。

私といましては、やはり御指摘のように、現在のマグロの今後の需給等を考えていきますれば、やっぱり二〇%程度の業界が考えているよう

な滅船というものは必要であるというふうに認識をいたしておりますけれども、仮にマグロ価格の動向によりましては、そういうことが果して行えるかどうかという点においてはなお問題があるというふうに思っております。

しかしながら、業界として今後これをどうすべきかということを本当に認識をいたしまして、これに真剣に取り組んでいく場合におきましては、政府としてもこれに対してできる限りの援助の措置を講ずべきものであるというふうに考えているわけでございまして、先ほど申し上げましたように、仮に十億円が初年度足りなければ、その構造改善に必要な予算的措置については国としてもできる限りの配慮をいたすという対応の考え方でおります次第でございます。

○坂倉藤吾君　そういたしますと、本年の十億の關係は、業界の対応が整って、その氣になつて具体的に始まつて、足りなければこれはもつとふやしていくんだ、こういう受けとめ方でいいわけですね。

それから減船。第一次の体験からいきまして、魚価が上がって大体採算がとれるから、言っておったほど心配しなくていいということで打ち切つていく形は甘い。それは今回の場合特に甘い。こういう指摘であります。私もそうだと思うのです。そういう形の中でただ魚価が上がってくれば、たとえば二年間に減船計画をしたものがある程度長期にわたって順次やっていこうというゆとりはできますね。ゆとりはできますが、結果として

てはそこに押えていかなければならぬ、こういう課題になろうと思うのですが、期間が長くかかろうと、あるいは短かろうと、結果としては減船対うと、あるいは短かろうと、結果としては減船対象に對するとところの共補償の問題というのは、これはついて回っていくと思うのですね。したがって、この間の融資の関係あるいは利子補給の問題、あるいは減船対象になったものの廢船の什事、あるいは廢船をしたものの事業轉換の問題、こうした課題について一々組み立てをしていきますと、ずっと関連をしていくものでありますかね。

ら、その点のところまではきちつとめんどうを見るべきじゃないのでしょうか。相談にはあずかっているんでしょけれども、具体的にそうした方向を明確にしていきたいと思います。ここまですら大丈夫ですよという写真がなかなか浮かんでこないというのが今日の状況だろうと思うんです。

したがって、今日の業者は、残念ながら、話をしておいても、まず今日の状況の中で減船は必要だ、仮に一時的に減船をしてもまた次のいい機会がくるんじゃないのかということで、言うなら減船じゃなくて休船のようなこういう認識というのがまだ非常に強く残っています。これは私は無理もないことだとは思いますが、その辺のところをどう業界に強く一緒に方針を樹立させていくかというところに中心が置かれないうふうな展望というのとは開けてこない、私はこういうふうに思うんですが、いかがなものですかね。

○政府委員(今村宣夫君) 確かに御指摘のように、業界と行政が一体になりまして将来の青写真に基きまして一つの計画を実施するということはまことに重要なことでございます。

しかし、私は実は正直に申し上げまして非常に恐れておりますことは、水産業界というのは、農業と違っていて、悪いときがあればまたいいときがすぐに来るわけでございます。いいときが来ますと、従来のそういう計画を実施するということは非常に困難な事態になるわけでございまして、むしろそれを非常に心配しているということが第一点でございます。

それから第二点は、しかしながら、二百海里に呼応したようなああいふ混乱期というのははもはや来ないのではないかと。

しかば、そういう一定の条件のもとにおいてその業界の構造改善をどう進めていったらいいのかということ、業界の指導者のみならず、業界のメンバー全体が本当に真剣になって考えるべき事態ではないかというふうに思っておるわけでございまして、もしそういうことで物事が取り進められることでありますならば、われわれとしても

できる限りのこれに援助措置を講ずべきものであるというところが基本的な考え方でございます。先ほどお話がございましたように、ただ単に金の心配だけをすればいいんじゃないんで、乗組員の後々の処理をどうするんだという問題も含めまして、全体的な問題の処理につきましては、これは業界のそういう計画に基きまして処理に即応いたしまして、政府としても当然これに対応すべきものであるというふうに考えておる次第でございます。

○坂倉藤吾君 次に、私いまここに持っておりますのは三月五日の「朝日」の記事なんですけれども、「魚ころがし」高いツケ 売れないマグロに悲鳴 業界「二百隻減船へ」、こういう新聞記事があるんです。これは結果として業界の苦しみの原因が魚がし。浜値とそれから小売値の問題、いわゆる魚がしによって生産者の価格よりも小売値を高くする。あり余っておりながら、それを出し渡ることによって小売価格を高値据え置きで持っていて。こういうことから消費者が、そんな高い魚は食わないんだということで敬遠をした。敬遠をしたツケが実はこのマグロにきているんだと、こういう流れになっているわけでありまして、私は、極端にそのこと自体がずばりではないとは思いますが、指摘している趣旨合意というのにはまさに私も感じるところでございます。この浜値と小売価格とのつなぎになります。いわゆる流通問題自体の改善というの、これまたたびたび各方面で論議をされているところなんです。この辺に対するところの是正措置、あるいは今日置かれております仕組み自体はどういうものにならないか、これは今日の経済を支えていく上からいってやむを得ないんだということなのか、あるいは改善をしないかやならぬということなのか。ここに分かれ道がございまして。

そして、いま二つ申し上げましたが、今日の仕組みの中でやむを得ない流通の仕組みなんだと、こういう話になるとするならば、浜値と小売値の関係についてこのままでいいというんだらうかどうだらうか、こういう問題が一つの論議

として出てくるわけでありまして、このところをどういうふうに見られておるのか、ひとつ説明をいただきたい。

○政府委員(今村宣夫君) 水産物の流通問題については、御指摘のように、この問題は非常に重要でありまして、私たちとしてもこの勉強を鋭意やっております。私たちがしてもこの勉強を鋭意やっております。残念ながら農産物の流通ほどその勉強は進んでないというところは率直に認めざるを得ない現状であると思っております。

ただし、農産物と違いまして、水産物につきましては非常に特色がございまして。たとえばマグロをとって見ても、焼津で揚がります。マグロは丸太のまま揚がってくるわけでございます。そのうちでいいマグロを今度築地に持っていく。そこで解体をいたしまして小売のところへ行きますと、すぐに奥さんが包丁を入れたくても食べられるような刺身になっておるといふことでございまして、丸太のままから食べられるものを持つてくるまでは、物理的に考えますと、少なくとも半分しか利用できないわけですから、当然に二倍に値段が上がることはあたりまえのことです。その間に運賃や調理やそれぞれのコストがかかりますと、三倍ぐらいになるというのが常識的ではないかと思えます。そこへ持ってきたら、小売のマージン、仲卸のマージンというやうなことが加わりますと、どうしても四倍、四倍半というふうになってくるわけでございまして、野菜なら野菜で、リンゴが直ちに市場を通過して消費者の手に渡るというのと違う面があります。で、一概に魚は高いと言つて責め上げられまして、私たちがとしては、なかなか苦しいところがあることは確かでございます。

しかしながら、同時にいまの消費の形態を考えたみますと、お頭つきの魚というのは、新婚家庭などはなかなかこれを利用しないというふうな消費の形態も一つはあるわけでございまして、そういう流通、消費の形につきまして一体今後どういうふうに対応していくのかということにつきま

ては、これは私たちがそういう魚は魚なりの特性を把握しながら、いかに浜値の価格を上げながら消費者に安いお魚を提供するかということも十分勉強すべきものであるというところは御指摘のとおりであらうと思えます。

ただ、現在魚の値段はさきで、物価の面から言うと優等生になっておるわけでございまして、水産庁長官から言いますと、もう少しお魚の値段が上がってほしいというふうにも思うわけでございます。少なくとも石油の価格が上がったぐらいのコストアップは魚価に反映をしてもいいというふうに考えることは実は本心でございまして、そういうふうになりますと、今度は逆にまた消費者の方から魚離れというふうな問題も生ずるわけでございまして、その間の問題をどういうふうに一体今後考えていくかということ、は、われわれに課されたきわめて重要な課題であるというところは十分認識をいたしております。またその部分につきましていろいろの勉強、あるいはまたそういうふうな対策につきましても、本年度予算において相応の予算を計上いたしておりますが、流通、消費の問題につきまして、私たちがいたしまして、今後十分な検討あるいはまたそれに対する対策、予算措置について配慮してまいりたいという考えでおるわけでござい

○坂倉藤吾君 かつて言われましたように、大手が価格調整、価格を操るためにというやうな流通の問題については、一応手を入れてそういうことは許さない体制になっている。この辺は話がございませんでしたが、そういうふうな前提に立っていまの説明があったと、こういうふうな受けとめていいんじゃないかと。

○政府委員(今村宣夫君) 五十二年に二百海里になりました。五十三、五十四年というのは私は非常に混乱期であったと思うんです。そういうふうな御指摘のように思惑あるいはストックというやうなことがございましてけれども、五十五年以降は、そういう反省の上に立ちまして、通常の流

通形態が出現をしてきたのではないかとというふう
に思っております。

それがまたいま魚価がさえない一つの理由では
ないかと思ひますが、御指摘のように、そういう
ふうな思惑というふうな形というのは、現実にも
はやり得ないというと語弊がございますけれども
も、あつたとしてもそれは異常な事態であるとい
う、そういうシチュエーションのもとに私がいま
申し上げたような流通対策を推進していきたいと
いうふうに考えておる次第でございます。

○坂倉藤吾君 最後に、昨年ずいぶん問題になり
ました韓国マグロを中心にした輸入問題、これは
きょうは韓国という形だけでは取り上げませんけ
れども、輸入抑制の關係というのはどういうふう
にお考えになつてゐるのか。抑制をすべきなの
か、あるいはある程度野放しでも構わないという
態度なのか、あるいはそれが入つてきた場合の影
響というのは一体どうなつてゐるのか、この辺が
一つ。

それから、いずれにいたしましても、今日業界
の中では、構造改善に伴うわけでありまして、コ
ストダウンの方策を大いに検討していかなくやな
らぬ、こういう課題が課せられてゐると思ふん
で、これは一つには燃油をなるべく少なくとい
う立場も踏まえて、いわゆる省エネ技術の開発の
問題もありまして、そのほかコストダウンに
通ずるような課題というのはいくつかあるであ
らう。たとえば話に出ておりますように最近の遠洋の航
海日数が非常に長くなつてゐる。魚を追いかけ
しかも遠方まで行かなくやならぬ。とつた魚を一
国内にその船が持つてきておつたものでは、その航
海中の油あるいは日数、こうしたものがなにかつ
むだになる。こういうことで共同して、漁獲物を
現地で凍らねに積み込んで、そして専用の、何と
いいますか、回収船といひますか、そういうもの
を考えてみたかどうかとか、幾つかの論議がある
ところでありまして、したがって、そういう点はお
互い検討はされておると思ふんですが、そういう
コストダウンの方策としては水産庁としてはどう

いうようなことが考えられておるのだろうか。あ
るいは省エネ技術の開発については努力をしてお
ると思ふんですが、これも早くやらないと、どう
にもならなくなつてまいりますので、そうしたも
のの開発の特に重点を置いてゐる課題。あるいは
漁業用燃油等につきましては、これは価格と量と
両面あるわけでありまして、この価格をかつての
三倍に上げておるわけでありまして、これを低
く抑える。その間の差を一体どういふふうに対処
をするのかという問題。それから必要な燃油の量
をどういふふうに着せておくのかという課題。こ
うしたものが残るわけでありまして、これら一括
してひとつ御答弁をいただきたい、こう思ふん
です。

○政府委員(今村宣夫君) マグロの輸入抑制につ
いての考え方でございますが、マグロの輸入は現
在貿易令に基づきます輸入承認制度をとつてお
るわけでございまして、韓国に對しまして、日本の
マグロの市況が回復することは韓国にとつても重
要なことではないか、それは何れも日本のためだけ
ではなくて韓国にとつても重要なことである、し
たがつて日本の市況回復のために韓国としても
応分の協力をしてもらいたいというところで、現在
韓国と話し合ひ中でございます。昨年は韓国から
漁船が入つてきましたのは大体五万五千トンぐら
いでございまして、通常ベースからいいますと、
大体六、七割ぐらゐでございまして、ことしに
つきましたも、韓国からの輸入をできるだけ抑制
したい、韓国のみならず台湾その他についても抑
制したいというふうな考えをとり進めておるとこ
ろでございます。そういうふうに入力につきまし
てはできるだけ、こういう市況でございましてか
ら、抑制をしながら日本の市況回復をしていくと
いうことの方策をとつていくべきものであるとい
うふうに考えておるわけでございまして、
それからマグロ漁業のコストダウンのために一
体省エネその他でどういふ方策を講じておるのか
というところでございまして、これは私は少し心が

けて操業していただくと相当違ふと思ふわけでご
ざいます。残念ながら、漁業者の心理状況とし
て、早ければ、だれよりも早く漁場に行き、だれより
も早く魚をとつて、だれよりも早く内地に持つて
帰つて陸揚げをしたい、しかも高く売りたいとい
う心情が働くわけでございまして、私たちが言
つておりますいろいろな省エネ対策につきまして
も、すぐに実施されるという状況にはないわけで
ございまして。同時にまた、省エネの漁船でなけれ
ば融資をしないよというところも言つておるわけで
ございまして、すべての漁船が必ずしも省エネ漁
船になるわけでもないわけでございまして、そう
いう効果というのが非常に遅々として進まないとい
うことは非常に遺憾に存じておるわけでござい
ますが、私たちとしては、省エネ対策委員会
を設けて、できるものから逐次これを実施し
ていくというところで取り進めておるところでござ
います。

それから燃油価格でございますが、燃油につ
きましては、私は当面量の確保についてはそれほど
心配はないと思つております。よほどのことがあ
ればまた別でございますが、量の確保については
心配はないと思つております。もし心配するよう
な事態がございまして、この前のように通産省
その他よく連絡をとりまして量的確保について
遺憾なきを期したいと存じております。

問題は価格でございますが、この価格の上昇と
いふのは水産の漁業経営を非常に圧迫しておる
という状況にございまして、それで、業界としては、
キロリットル五万円以下ぐらゐなところで抑えて
もらいたい、もしそれを超えるようなことがあれ
ば、補助金を出してもらいたいという強い要望が
あることはよく承知をいたしておりますが、しか
し水産の石油だけに、これはきわめてむずかしい問題
でございます。

そこで、私たちとしては、燃油資金と
いうことで来年度一千億の要求をいたしておる
ところでございまして、同時に経営安定資金という

ことで六百億の経営安定資金を予算に計上いた
しておるところでございます。これらをもちまし
て、できる限り水産関係者のそういう石油価格の
コストの上昇を政府としてできる最大限の援助
をすることによりまして、あわせて水産業界の関
係者の省エネ努力と相まちまして事態に對應して
いこうというの方針でございます。

○坂倉藤吾君 大臣、いま水産庁長官からずつ
と質問に答えて説明がございましたが、大臣おつしや
られておりますように、きわめて厳しい状況の中
で業界が大変苦勞をして、しかも水産庁と相談を
しつつ幾つかの模索をしてゐると思ふんです。こ
ういふ課題には、的確に指導して、将来展望とそ
して現実とをきちつとつないでいくようなきめの
細かい指導というのが求められてゐると思ふん
です。またそのことにたえることが水産業界、特
に遠洋の場合には将来性をきちつとつなぐこと
になると思ふんです。したがって、ぜひひとつ大臣
の方からも水産庁の、何といひますか、いろいろ
検討していることが実つていって業界とともに整
備ができますように、ぜひひとつ決意を込めてや
つてもらいたい、こう思ふんですが。

○国務大臣(亀岡高夫君) 水産業は約一千万トン
を超すたん白資源を国民に供給いたしておるわけ
でございます。そういう意味において、水産庁全
体の予算を見ましても三千億でございますが、ト
ン数で比較してみますと米が約一千万トン、それ
に對する国費はどのくらい使つておるか。主食と
魚、食べ物で主食と副食という違いはありまし
うけれども、食べ物という意味から見ますと、こ
の水産関係にはもっとも政策的な投資と申し
ますが、援助と申しますか、いたすべきではない
かというの、私は農林水産大臣に就任したとき
の記者会見で話した事柄でございます。したが
いまして、そんな気持ちで長官にも話して、事務当局
にも話しまして、五十六年度予算編成においても
そういう気持ちを少しでも反映させたいというこ
とで施策を行つておるところでございます。本
いま水産庁長官から申し上げましたとおり、本

「委員長退席、理事坂元親男君着席」

○坂倉藤吾君 次に、林野関係で林野庁。

第八部 農林水産委員会會議錄第四号 昭和五十六年三月二十七日 【参議院】

ただ、このことをずっと考えてまいりますと、

問題等もありましたが、結局そういうふうを追

【参議院】

それから価格の面でございますが、価格も停滞

また、いまお話ございましたように、林業労働

さらに、最近におきます林家の経営収支状況を

それから外材の問題、つまりいま七割近くの外

しかしながら、外材の動向が国内の木材価格を

111

ればどうにもならぬのじゃないでしょうか。その辺が私は所信をお聞きいたしておりました一番の問題点だと、こういうふうに思っています。したがって、これに對してたとえそれを補充していくような一つの考え方というのはあるんでしょうか。いまの法制度の問題ではなかなかそれは容易じゃないことですね。したがって、そこに問題があるとする、その解決策というものをどうつくり出していくのか。ここに焦点が定まりませんと、まさに給にかいたものになりはせぬのかという心配をするんですが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(須藤徹男君) おっしゃるとおりでございます。私どももいたしましては、非常におくれております。林業生産基盤の整備、たとえば林道網の整備等が非常に力を入れておられますが、こういうものの整備をさらに強力に進めていくというのと同時に、間伐が非常に力を入れておられることも問題がございます。その間伐を促進していく、と同時に、いままではどちらかといいますが、画一的に拡大造林ということでもどんどん造林を進めてまいったわけでございまして、御承知のとおり間伐対象林分がどんどんふえてまいりました。そういったと、今後は地域的に特色のある林業を育成していくということが必要でございます。そういう面でも地域林業の振興ということと盛んに指導しておるわけでございまして、地域ごとにも林業生産活動を活性化していくということが一つ重要でございます。

さらには、先ほどお話ございました林家の所得を向上させる道として何かあるかということでございます。いま投資段階でございまして、林木を売って収入を得るというのがなかなかむずかしい状況下にあるわけでございまして、近年国民生活が豊かになってまいりますと同時に、シイタケでございまして、あるいはほかのキノコ類を初め特用林産物の需要が著しく増大しておるわけでございまして、これらの傾向に對応いたしまして、これらの特用林産物の生産規模を拡大しな

がら林家の林業所得を向上させていく必要があるというところでやっておるわけでございます。

また、後継者の育成対策につきましても、従来からいろいろの後継者のグループ活動に對していろいろの指導助成を行っておるわけでございまして、五十六年度は青年林業士というふうな呼称を認定いたしまして、大変厳しい環境下にございまして、ひとつががんばっていただく意味で、そういう制度も企画をしておるわけでございまして、これだけではなかなか十分にいまの環境を打開するということには非常に困難でございますけれども、森林は山村地域にあるわけでございまして、山村振興と同時にこれらの施策を強力に進めていく必要があるというふうに考えておるわけでございます。

○坂倉藤吉君 結局、これは何といいますが、ついでに回っているわけですが、林業の場合には投資をしてから回収をするまでの期間というのは非常に長期にわたる。したがって投資の力というのはそれだけゆとりがなければなかなか、逆に言いますと力が入れにくいという性格があるわけですね。

この辺は単なる林業といいますが、その範疇に少し入りにくいことかもしれませんけれども、たとえばいま水田の転換で、何といいますが、花卉を逆に転換して永年作物ということで組合をつくるやり出す。これも組合をつくることの出資が一年、二年たないと回収できないというふうなことで、大変資金繰りに困っているのが実態としてあるわけですね。これは林家の場合、その期間がさらに三十年、四十年、六十年と、こういっていきますから、これは容易なことじゃない。これはいままでも議論をいたしました。その間も一つそこには何とか手当てを講じるような方法というのは検討されたいとかぬのじゃないんだらうか、これが私が持っている一つの問題点なんです。私も検討いたしますが、林野庁としても今日の現状を踏まえてみて、その辺のところをひとつぜひお考えをいただきたいというふうに実は思っています。

それからお話がありました間伐材の關係なんです。私どもの地方で、先般私はある工場の見学に実は行ったわけです。そうしましたところが、こは日本式のいわゆる唐紙ですね、建具の骨組み、それから唐紙の下地のところまでをつくっている大企業の直接経営の系統の工場なんです。ございまして、よくよく見ましたところが、そこで使っている木の骨組、唐紙を張るあの骨組みがすべて実は南方材なんです。南方材だと狂いがきく大変だろという話をいたしましたら、確かにそうなので特殊に研究開発をしておりますと、こういう話でした。一番最適なのはどこののかと言いますと、これは日本の杉、ヒノキが一番いいんです。こういう細かいものから、間伐材がもし安ければそれにこしたことはない。材料がいいというところがわかっておりながら南洋材を使わざるを得ない。ここに間伐材の活用問題等についてもっときめ細かく国産材の活用の方法というのがあるんじゃないだろうか。現にそういうふうなものが幾つかあるわけですね。

したがって、そこまで行き届いていきませんと、本当に山のことを心配しながら山を荒らしてしまふようなことになりかねないという感じがいたします。そして、ぜひひとつきめの細かい対応の仕方、そしてもう一遍総点検をしてみたいという課題に對処してまいりたい、こういうふうに注文をいたしたいんですが、よろしゅうございまして。

○政府委員(須藤徹男君) いま事例として建具のいわゆる木の原料のお話でございます。お話しが、実は建具工場の原料につきましては、お話しのとおり、大量生産で、しかも比較的安い建具をつくるという意味で、なるべく価格の安い材料を使おうというところで、一ころは米杉を使っておったんです。米杉というのは、御承知でございます。きめがよい、例の秋田杉に非常によく似ておる、きめがよいくておるというところで、わりあい安い建具にはすべて米杉を使っておった。

ところが、この米杉が輸出制限がございまして、最近非常に少なくなつてきておる。そこで、いまお話しした南洋材を使うようなことになってきておるわけでございまして、昨年この南洋材が非常に高騰いたしました。その結果、また国産材を使うということで、これは熊本の例でございますが、熊本で間伐材の専門工場がございまして、福岡の市場を相手に、建具でございまして、そういう小径材で間に合うものに供給するという道が開けてきておるわけでございまして、そのように常に原料の安い方に向かつていくということがございまして、私どももいたしまして、国産材の振興といいますが、国産材をできるだけ使つていただくという意味で、改良型の在来工法の見本住宅を展示いたしました。あるいは在来工法の住宅部材の流通消費改善対策事業を実施いたしました。それから住宅用の木質材料の品質向上のためのいろいろな技術開発、それからいまお話ございました間伐材等の小径木の有効利用、あるいは需要の拡大を目的といたしました間伐材等の小径木流通加工、あるいは需要開発促進事業というふうなものの実施をしておるわけでございまして、御指摘のとおり、今後ともこれらの施策をさらに拡充をしていきたいというふうに考えております。

また、そのほか国産材全般の振興を図るためには、いわゆる全般的な施策でございますが、森林総合整備事業でございまして、国産材産業振興資金制度、五十四年にできておるわけでございまして、あるいは新しい林業構造改善事業、あるいは林業振興地域の整備育成対策事業等いろいろの施策があるわけでございまして、これらのものを満度に活用しながら進めていきたいというふうに考えておるわけでございまして、間伐材の需要開発についてはさらに一層の推進を図ってきたいというふうに考えております。

○坂倉藤吉君 ぜびひとつ効果のある強力な進め方をいただきたいと、こう思います。

(理事坂元親男君退席、委員長着席)
ちよつと話が変わるんですが、第三次日ソ極東

もちろん所有権の移転を全くあきらめるとい
うわけではございませんが、そういうことも含めて

こういふふうに明確に記述されておりますけれども、大臣の御見解をひとつ改めてお尋ねいたします。

○国務大臣(亀岡高夫君) 日本酪農は、戦後非常

に短い間に、その形態においてはECの酪農にもある面では匹敵できるというようなどころまで急成長したという見方をすることができると思ふんです。しかしその内容を見ますと、いま御指摘になられたようないろいろな難問を抱えて酪農家の諸君は非常な苦勞を重ねておる。この短い間にECに近づけるだけの経営規模の拡大、飼養頭数の増加等を図って、しかも飼料面における弱さというものを酪農家の努力によって克服しながら今日の酪農を築いておる。そういう面について私も日ごろから酪農家の皆さんに敬意を表しておるわけでありまして、私は日本の酪農が一番後進だと思ふんですね、日本農業の中では、果樹農業あるいは施設園芸農業等も後進ではありませんけれども、この酪農も米作農業や畑作農業から比べますと後進である。その後進の酪農が一番早く国際的な競争に対処できるような形にまで成長していった、これは重視していかなければならないと、私はこう思ふんです。したがって、日本農業の八〇年代の構想なり長期見通しなりを考えますと、ああいう農業を展開していくためにはこういう日本の現在のこの酪農を成功させにやいかぬ、どんなことがあってもよりっぱに成功させていかなければならない、そういう感じを持つわけであり

ます。

したがって、今回乳価決定に当たりまして、そういう面に対する対策もある程度強力に押し出せないものであろうか、そういうことで事務局に對策の検討を命じてあるわけでございまして、諮問の中にもそういう考え方を申しますか、を盛り込ませまして、そして審議会の意向を聞いて、負債対策でも申しますか、酪農家の方々の一番苦勞しておりますという点に対する新たな構想を打ち出せればと、こう思つて努力をしておる最中でございます。

○中野鉄造君　そこで、すでにいまも申しましたように、特に現地の酪農家の方々は、こうした価格据え置き、生産調整、資材の値上がり、それに固体販売価格のダウン、さらには負債償還という

五重苦にあえいでおるわけでして、こうした酪農家はこのままで推移すれば恐らく恒常的苦境に陥つていくのではないかと思ひます。

そこで、いまも大臣からの御答弁があったわけですが、きょうあすには正式な決定数字も出されると思ひますが、そうするからにはそうした決定が、はつきり申しまして、午前中からの質疑を通して考えてみましても、私たち余り期待できるものではない。であるならば、それなりのそれに対する長期的短期的関連措置というものが用意されておつてしかるべきじゃないかと思ひますが、その辺のところをお尋ねいたします。

○国務大臣(亀岡高夫君)　負債整理問題については、いま気持ちを申し上げたわけでございまして、先ほど申し上げましたとおり、何としても次に大きな問題は、外国から入ってくるやつに對してどう対処するかということでございます。特に中身がバターであるにもかかわらずバターじゃないという形で入ってきて、これが膨大な数量になつておる。これを何とかわけにはいかないというところでいま関係国とも最終的な折衝を続けておるわけでございまして。

したがって、これはもう全然ゼロにするということになれば一番いいわけでありまして、一遍に全部を断ち切るわけにもまいりません。お互いの了解点を達する努力をしまして、そして自主的な規制をその話し合いによつて行つてもらうというようなことをやってほしいというところで、いま最終的な努力の詰めをやっておるわけでございまして。これも今月中に明らかにできる、こう考えております。

同時に、何といつても飼料問題、これが大変大事だと思ひますので、特に草資源の開発という問題については日本は一番おくられているわけでありまして、その面に対しても国家的な研究投資というところで北海道に草地試験場をつくつたのがまだ間もない、二十年にならない。そういう日本のいわゆる草資源、飼料開発の実態でございます。

で、そういう面に対する国としての積極的な草資源の品種改良、開発に力を入れてまいるといふ五十六年度予算編成もいたしておるわけでございまして、あらゆる総合的な努力をいたしまして、先ほど申し上げましたように、日本農業の先駆者としての酪農、これを成功させなければならぬ。こういう気持ちが率直に申し上げて農林水産大臣としての私の気持ちでございます。

○中野鉄造君　今後の亀岡大臣の御努力に私たちは期待いたします。

次に参ります。私、年々強化される減反政策のことについてお尋ねいたしますが、農業の経営の安定と所得の確保のためには、まずやはり農地の有効利用が最大の課題である。これはもう言わずもななでございますが、そしてまたその農地集積というものが農産物のコストダウンを図り農家の体質を改善するための切り札である、こういうふうに言われております。私は必ずしもそれが切り札とは言ひかねる点もあるんじゃないかと思ひます。経営規模の大小に比例もしまいようけれども、それよりもさらに作物の選択の自由、すなわち経営の自主性というところに負うところが多いのではないかと思います。

しかし、その当否は別として、專業農家の規模拡大の欲求が非常に強くなつていふことも事実であります。ところが、今日自作地を取得しようとしても、価格が非常に高いといふことは当然のことながら、零細な兼業農家等にあつては農地を生産の手段としてよりも、一つの財産として所有するといふ事情があるわけなんです。しかもそれは単に資産保有というだけではなく、その根底には農地というものは祖先からの預かり物だといふ、非農家では理解しがたい執着と農民的土着所有であるわけでありまして、したがつて、まずよほどのことがない限り農地をこれらの人たちが手放すといふことはあり得ないような実情でございます。これが隘路となつて農地流動が思つたよりもスムーズにいかなくなつていふ。ここに大きな原因があるのじゃないかと思ひますが、この二

者の異なった要求をいかにコントロールしていくか、これが今後の農地有効利用の大きなかぎではないかと思ひますが、この点の見解をお尋ねいたします。

○政府委員(杉山克己君)　農地の流動化を進めていく上で所有権の移転まで実現できればこれは一番望ましい、自作地で耕作が行われるいわゆる自作農が一番経営としては安定するわけでございまして。しかしながら、先生がおっしゃられましたように、農家の土地保有についての執着というのはきわめて強いものがございます。それからまた現実に一般地価の影響を受けて農地価格自身もなかなか高いといふようなことがありまして、現実に所有権の移転といふのはきわめて困難な状況にあります。北海道とか一部の地域ではある程度の所有権移転も見られますが、一般的にはむしろかしこい。できるだけそういう農地価格の抑制を図るという意味では、私もいゝゆる農地価格抑制を図る法なり農振法なりの適用を厳正にして、優良農用地が荒らされないように、また転用価格に引きずられて上がることをないように抑制する。同時に、農地法の転用規制の厳正な運用ということも行つていふことで地価自身の抑制にも努めていふところでございます。

しかし、まとまつた規模の農地の流動化を進めるといふことを考えますと、そういう形ではなく、むしろ貸借を広範に進めていくといふことが、これから基本にならなければならぬと考えております。その意味で、昨年農用地利用増進法を初めとするいわゆる農地三法の成立、これを見ただけでございますが、これによりまして安心して貸せるような体制をつくる、そして市町村がそのために間に入って当事者間の調停、あっせんを図るといふようなことを行ふこととしていふわけでございまして。

幸い一面において、自分のところの労力では農地を有効に経営することができない、耕作放棄まですばらないといふような農家も出てきていふ反面——これは安定兼業農家に多いわけござ

いますが、反面、その地域においていわゆる中核農家と言われるような、意欲も持ち能力も持っている生産性の高い農家が、もっと耕作すべき農地があるならそれを引き受けたという需要もあるわけでございます。それを結びつけるということ、が相当程度実現し得る兆しが出てまいっております。今日までそういう形でいわゆる農用地利用増進事業によって利用権の設定を見たものが全国的に四万数千ヘクタールにも及ぶというような状況になっております。今後、私もはそういう形で農地の流動化、受ける方からすれば規模拡大、生産性の向上ということを図ってまいりたいというように考えております。

○中野鉄造君 いまの御答弁のように、政府は昨年末、農地の自主的流動化を促進するための施策として、いまのような貸借というような農地の流動化の促進を図っておりますけれども、それは構造政策の一環としての大規模農業化というターゲットがあると思います。

そこで、大臣に今後の見通しなりその構想をお尋ねするわけでございます。大臣、大体何年ぐらい後の将来をめぐりまして、どういうプロセスを描き、どの程度の規模を目指しておられますか。

○国務大臣(岡田英樹君) これは大変むずかしい御質問であるわけでございまして、農業にもいろいろな形態がありますし、主穀農業の地帯、畑作の地帯あるいは酪農地帯、さらには果樹農業をやっておる地帯、施設園芸を農業の主業としておる農家の皆さん、それぞれによってどのくらいの経営面積を持てば、それこそやっぱり農業経営ができるというように、これは割り切つてはなかなか言えないのではないかなという感じがいたします。

これも農政審議会等でもいろいろ議論を尽くしたところでありますけれども、私にどういう青写真の頭の中にかくかというところで抽象的に申し上げてみますならば、耕地の利用率をもっと高くなつていくような日本農業を展開しなければならぬ。

実は私も終戦直後に、裏作奨励ということ、灌漑排水や暗渠排水や客土等いろいろやって、裏作奨励ということ、これは一三三〇からいまでの耕地利用率まで持っていた。日本がそこまでいったときがあったわけでありまして、いまはもう一〇三〇というところでほとんど一毛作と、こういうことでございまして。やっぱりそういう技術的な面も加えて考えまないと、平板に主穀農業であれば何ヘクタールあればよろしいというふうにはなかなか言い切れないということでございます。

と同時に、経営者の農業技術というものもこれまた大きく物を言うわけであります。都市近郊農地等においては、本当の小面積で高い所得を上げておる。全部自分の所有農地を温室にして温室経営にしているものすごい所得を上げておる人もいます。こういういろいろあつて、日本の農業がだんだんと成長していく、こういうことであります。

しかし、一つの基準を設けなければならぬというところで、農地法ができたときには、三町歩以上持つてはならないということ、三町歩以下で何とかやっていくという先輩のそういうあれがあったときもあるのかなというふうに感ぜられますし、しかし農家の立場からいへば、日本の農産物は高い高いと言われているけれども、もう少し環境と条件さえ、政策さえよろしきを得れば、何もわれわれは外国の農業に負けないだけのものはやってみせる自信はあるんだという、若い農家の諸君も最近出てきておるわけであります。

から、そういうことをいろいろ考えてみますと、なかなか一概に何ヘクタールという線を引きにくいことは大変むずかしいと思います。また、事務的に本当にそういうことを考慮せず計算したものがあるのかどうか事務局の方から答えさせたいと思います。

○政府委員(杉山克己君) いま大臣が申されましたように、作物として一体何をつくるのか、それから利用率がどの程度まで上げられるのか、あるいはそういうものをこなしていく農家の技術がどうかであるかというように、よりまして、所

要の農地面積というのは大きく差が出てまいるわけでございます。したがって、一概に将来どの程度のものをこしらえていくんだ、それを何年がかりでというような数字は、正直なかなか作業としても大変でございますし、考え方としてもそういうふうにとめていいものかどうか、若干疑問というところがあるところでございまして。

ただ、現在まで腰だめのいろいろなものを当たりをつけるという点と、まず基幹男子農業専従者のいる農家、その一戸当たりの経営面積はどのくらいか。要するに一人前の農業経営を営んでいると見られるそういう基幹男子農業専従者のいる農家、そこにおきましては、都府県の場合単一経営で、複合経営ですとまた複雑な要素が加わつてまいりますが、単一経営の場合は、稲作でありますと二・八二、それから施設野菜でありますと一・一八、露地野菜でありますと一・四九というふうな作目によってかなりの差はありますが、稲作の場合は三ヘクタール程度が一つの実績となつて出ているわけでございます。

それから、農家の階層別の移動状況を見てまいりますと、やはり三ヘクタール以下ではなかなか経営がむずかしいということがあつて、農家数、専業農家の戸数は減少する傾向にありまして、三ヘクタールを超える農家数は、これは全体としては増加、あるいは減少する場合でも減少率が低いという状況にあるわけでございます。

そういうことからしますと、これが目標というふうなことはなりません、むしろこれを将来においてさらにもっと大きくしていくというふうなことが必要かと存ぜられますが、一つの参考として考えられる数字かというふうにも考えられるわけでございます。

○中野鉄造君 そこで、そうした流動化促進と同時に、もう一つ忘れてはならないことは、これが農業を離れていくということになってくると思うんです。そういう人々への雇用政策なり、ある

いは今後ますます日本の農業というものが高齢化していくと思うんですけれども、老齢の人たちの場合であれば社会保障政策の裏づけあるいはそうした受けさらになるようないろいろな施策は考えておられますか。

○政府委員(杉山克己君) 農家の兼業化の状況というのを見てみますと、二種兼業農家が総農家の七割を占めるというふうな状況になってまいっております。それから二種兼業農家の内容を見ますと、恒常的な勤務が六七％、それから自営業が一七％というところで、これを合わせますと八四％、こういったところが安定兼業農家となつておるわけでございます。つまりは、二種兼業でありますし安定兼業農家でもあるというふうなことで、農作業に重点を注がない、そういう農家がきわめて大きくなってきているということがあつておるわけでございます。

今後農地流動化の対策などを進める場合には、当然農地の出し手として考えられるのはいま申し上げましたような安定兼業農家であるかと思つております。でありますから、ある意味ではむしろ農業の方が出ていくべきではないかということで、農業をやめていただくというのではなくて、むしろ農業をやつていけなくなるという農家の耕作をかわつてお引き受けしますというふうな形になつていくのが大部分であらうというふうな考えです。しかしながら、地域によっては、個々の農家経営においては安定した就業機会が地場でもって欲しいというふうな向きも当然あるわけでござい

ます。そういう課題につきましては、従来から私も私どもはたとえば農村地域工業導入でありますとか、あるいは山村振興対策でありますとか、定住対策でありますとか、就業機会を確保するようの方策を、私どもだけでなく、通産省でありますとか、労働省でありますとか、各省とも協議協調して打開を図つて推進しているところでございます。それから高齢化して農業をリタイアされる方々に対して社会保障的な手当てが何か考えられるの

かということですが、今日御存じのように農業者年金制度というのがございます。これに加入しておられますと、農業をやめられるということですが、そして一括して後継者なり第三者に農業経営をそっくり譲渡するということならば、六十歳以後農業経営移譲年金というものが受付けられますし、さらには六十五歳以降になりますと、国民年金とあわせて一般の国民年金の場合よりかなり有利な生活保障といえますか、老後対策としての年金の支給が受けられるわけでございます。今後ともこういった面の充実が私どもとしては努めてまいりたいというように考えております。

○中野鉄造君 じゃ次に、農産物の価格に際してお尋ねいたしますが、政府は財政圧迫を背景理由として、とかく農産物の価格を決める場合、需給調整機能を重視しようという立場から価格抑制の意向が強いようですけれども、これをやれば結局、専業農家と二種兼農家を比較した場合に、どちらが大きな打撃を受けるかは、これはもう明白だと思えます。日ごろ政府は口を開けば中核農家の育成ということを申されますけれども、その言われていることとこの実際とは、かなり矛盾したうらはな結果が出るのではないかと思います。この点いかがなものでしょう。

○政府委員(渡邊五郎君) 農産物の価格政策につきましては、先般の農政審議会でも答申がございまして、御指摘のように、農産物の今後の需給の調整の問題あるいは農業所得の確保については、今後の中核的担い手たる農家を中心に長期的に所得確保を考へるべきだという御指摘を得ておるわけでございます。全般的に需給が緩和している農産物が多いわけでございますし、同時にまたそうした需給に付まして自主的に生産の調整等を農民の方々の力によりまして価格の一定の安定を図ろうという動きもあるわけでございますが、そうした状況を見て、今後日本の農業の中心となるべき中核的農家の所得の確保ということがやはり所得面からは長期の目標とされるべきものだと思います。

御指摘のように、そうした場合に中核的農家のダメージが多いのではないかと、そうした御意見もございしますが、一面これまでの酪農の発展の過程その他を見ましても、そうした過程で足腰の非常に強い中核的担い手とも見られるような酪農家が相当育ってきた。かつ、いろいろな問題は先ほど御指摘のように抱えておりますけれども、そうした経過もございします。一概に中核的農家のダメージだけというふうにも言えないのではないかと、いうふうに私も考えております。価格政策につきましては、それぞれの作物の性格等に際して適切な措置を今後ともとってまいりたいと考えております。

○中野鉄造君 もう農家の方々といふ酪農の方と、いろいろな苦勞に耐え忍ぶというところは覚悟しておりますけれども、将来に希望が持てる苦勞だったら何ぼでも耐えるけれども、どうなるかお先真っ暗だということでは、本当に苦勞のしがいがないというお気持ちだと思えますので、この農産物の価格についても十分にひとつ今後検討いたしたいと思ひます。

次に、ことしはいよいよまた生産者米価決定のための準備がもう始まっておりますかと思ひますけれども、この基礎となります従来の生産費所得補償方式ですと、これでの米価算出では、五十四年度ではすでに第二次生産費が決定米価を上回ると、こういう現象が起ころっております。すなわち、第二次生産費が一万七千二百八十五円であるのに対して決定米価が一万七千二百七十九円、こういうことであつてみれば、この生産費所得補償方式では本来の目的、機能が破綻するといふようなことになりはしないか。所得補償という本来の目的、機能が破綻するような結果を招くのではないかと、いう懸念もあるわけですが、したがって、昨年もそうであつた、この際この方式を見直すべき時期が来ているのではないかと私、思うわけですが、同時に、この米価算出に当たつて、特に自作農に対する米価算出の根拠が昨年の九月の統制小

作料廃止によつてなくなつたわけでありまして、この五十六年度生産者米価についていまだどのようにお考えになつておられるのか、その点お尋ねいたします。

○政府委員(松本作衛君) 五十六年度産米の米価につきましては、まだ十分な検討を進めてございせんが、すでに前年の生産者米価決定の際に、米価審議会におきまして、統制小作料の廃止に伴い、明年の米価決定時までに結論を得るよう必要な検討を進めるべきであるというような建議もされておりますし、ただいま御指摘のような問題もございしますので、私どもいたしましては鋭意今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、その際に問題になりますのは、今後の米価のあり方というもので、需給調整機能というようにあることをどう考えるか、ないしは中核農家等との所得の関係をどう考えるかというようなことが問題になつてくると思ひます。また具体的な算定方法として、いま申しましたような統制小作料廃止後の自作地の地代をどう判定していくかというようなことの問題も含めまして、今後詰めてまいりたいと考えております。

○中野鉄造君 この生産費所得補償方式の見直しについてはどういふふうに思ひますか。

○政府委員(松本作衛君) 基本的には現在の米価の考え方でございます。生産費所得補償の考え方というものはとつていくべきものであらうと考えております。

○中野鉄造君 そうすると、今年度の米価算出の根拠である統制小作料が撤廃になつた。それにかゝる算出の基礎になるいろいろな作業と、いうのはいまはまだ取りかかつてないということですが、いつごろから始められますか。

○政府委員(松本作衛君) 米価決定がいつも七月ないし八月でございますから、その二カ月前ぐらゐまでは取りかかれないかと思ひますが、そのうち五十五年十月までに処理をいたしたものが三十二万トンでございますので、現在で残つてお

○中野鉄造君 時間もありませんので、次は過剰米の処理状況についてお尋ねしますが、現在、在庫数量は五十年以降年度別にどういふふうになっておりますか。

○政府委員(松本作衛君) 五十五年十月末現在の在庫量でございますが、年度別に申し上げますと、五十年産が二十九万トン、五十一年産が二十九万トン、五十二年産が二百一十万トン、五十三年産が二百二十九万トン、こゝまでがいわゆる過剰米処理の対象になっておりますものでございまして、さらに五十四年度産が百七十八万トン、合計で六百六十六万トンの古米在庫ということになっております。

○中野鉄造君 この在庫数量の処理に際してでございますけれども、どのようにいま処理をされる計画があるのか、ひとつ年度別に、用途別にお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(松本作衛君) 五十年産から五十三年産までの古米につきましては、過剰米の処理計画に基づきまして年次的に処理を進めることになっております。その全体数量が六百五十万トンでございますが、年度別に申しますと、五十四年度におきまして百二十万トン、五十五年度におきまして見込みも含めまして百四十万トン、五十六年度におきまして百二十万トン、五十七年度と五十八年度合わせまして二百九十六万トンというところで、合計六百五十万トンでございます。

この用途別の内訳をいたしましては、工業用が百六十万トン、輸出用が二百八十万トン、えさ用に二百一十万トン、合計六百五十万トンという計画に相なつております。

○中野鉄造君 いまの御説明によりまして大体わかりましたけれども、そうしますと五十三年度米はどういふことになりますか。

○政府委員(松本作衛君) 五十三年産米につきましては、総体で百六十一万トンが六百五十万トンの内訳になつておるわけでございますが、そのうち五十五年十月までに処理をいたしたものが三十二万トンでございますので、現在で残つてお

りますものが百二十九万トンほどございます。これは主として輸出用を中心に充てていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○中野鉄造君 これはそうすると国内消費に使はれないわけですか。

○政府委員(松本作衛君) ただいま輸出用と申しましたけれども、加工用も出てまいりと思ひますが、主として輸出用、加工用を考へておりますが、この五十三年度産米の中におきましても、低温貯蔵をしたようなものにつきましては、十分に食用になるものがあるわけでございまして、特に希望のあるものにつきましては、主食用に充当するといふようなことも考へられるといふふうに思つておりますが、この点につきましては、需要者の要求等も見て今後決めてまいりたいと思つております。

○中野鉄造君 そうしますと、五十五年産米の生産量が九百七十五万トン、このうち五十六年度産米の生産量との兼ね合いの上から、約八十万トンを五十五年産米の中から差し引いていくと八百九十五万トン。これで五十六年度の消費をしていくことになるわけですが、そこで五十四年度産米の古米百七十八万トンをプラスして八百九十五万トンと百七十八万トン、合計千七百三十三万トンになるわけですが、年間消費量が千百万トン。それに対して若千少なくなつておるわけですが、その残りの米は先ほどおっしゃつた五十三年度産米を組み入れることになるわけですか。

○政府委員(松本作衛君) 五十六年度年度におきましては、需要が全体で千七十七万トン余と見込んでおりますが、五十五年産の生産量が九百七十七万トンほどございまして、単年度におきましては約百万トンほど不足することに相なります。しかし、ただいま御指摘がございましたように、五十四年度産米が百七十八万トンほどございまして、これを充ちたしてまいりますと、約八十万トンから九十万トンほどの数量が持ち越しをすることができるとに相なります。

それから五十六年度産米につきましては、生産調

整におきまして、災害対策も考慮いたしまして、需要量よりも若干供給量を余分に見込んでおりますから、そこで二十万トンほどが出てまいるといふふうに考へておりましたが、実質上は供給余力としては百万トン余のものがさらに残つてくるといふふうに考へております。

○中野鉄造君 そうすると今後の水田再編対策の上から、前年の持ち越し量約八十万トンと、当年度米の生産量で翌年間需要を満たしていくことになるわけですが、それで十分というわけですね。

○政府委員(松本作衛君) 今年、五十五年産米が非常に不作だつたわけでございまして、こういつた非常な不作におきまして、単年度で百万トン足りなくなつたわけでございまして、百万トン以上のものがあれば、通常の災害程度であれば耐えていけるものといふふうに考へております。

○中野鉄造君 次に移りますが、米の消費拡大に對してどういふいままで施策をしてこられたのか、またそれに対して成果はどういふふうにあつたのか御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(松本作衛君) 米の消費拡大につきましては、各方面の努力をいたしておりますが、その一つは学校給食の米飯導入にございまして、学校の給食の米飯導入につきましては、週二回の米飯導入を目途として進めておるわけでございまして、現在までのところ、八四%の学校が米飯を導入するといふところまで成果が上がつてまいつております。今後さらに大都市等を中心にいたしまして、この学校給食の促進に努力をしたいと考えております。

それからまた、消費拡大を全国的な、全国的な規模で御協力を願ふ必要がございますので、市町村を中心にして、地域ぐるみの消費拡大事業といふものを昨年度から進めておりました。この地域ぐるみの消費拡大事業によりまして、約千八百の市町村を指定をいたしまして、その市町村におきまして市町村が主体となつて農民、消費者等を網羅いたします協議体をつくつていただき、その協議体

が推進母体になつて料理講習会、啓蒙普及の事業といふようなことをやつていただいております。で、こつちの地域ぐるみの消費拡大事業によりまして、この消費に対する認識は深まつておると考へておるわけでございまして、これだけの効果ではないと思ひますが、政府の売り渡し米の数量は、五十四年度年度及び五十五年度年度におきましては、前年に比べて少くはありますが、これだけの増加をいたしてございまして、従来の年々の減少傾向といふものに歯どめがかつたものといふふうに考へております。

そのほか、一般的啓蒙普及といたしまして、お医者さん、調理師、その他関係の方々も含めた一般的な啓蒙指導、ないしはテレビその他の報道機関を通じて啓蒙普及といふような形で広く呼びかける事業をやつております。

さらに、今後の日本人の食生活の中で米を中心とした日本型食生活を定着させていこうといふような幅広い考え方を打ち出してございまして、漸次こつちの考え方が定着してくるものといふことを期待しておるわけでございまして。

○中野鉄造君 いろいろと消費拡大のために御努力をいただいておりますが、いまのお答えの中にもテレビ等でも大いに宣伝しているといふことだつたんですが、私も実はその件についてちよつと資料を持つてきておりましたが、五十四年度のテレビコマーシャルで即席ラーメンのコマーシャルが断然トップであつた、こつちの記録が出ておりました。二位のかぜ薬を十数倍も引き離しておるわけですが、その結果がどうかかわりませうけれども、この即席ラーメンが何と四十一億五千万消費したと、こつちの結果が出ております。こつちのことから見ますと、米の消費拡大に關してもつともつと政府としてもユニークな若い人たちに受けるようなそういうPR、コマーシャルでもやつていつたらどうかと思ふんですが、いかがでしようか。

○政府委員(松本作衛君) 現在も、食糧庁が提供いたしておりますテレビ番組といたしましては、三十分物のテレビ番組と、それからいわゆるスポーツ物のコマーシャルといふようなものを組み合わせてやつておるわけでございまして、その内容につきましては、年々趣向を変えまして、特にいまお話がございましたように、若い人たちにも受けるようなコマーシャルといふことに努めておるわけでございまして、今後ともこつちの内容、ないしはその全体の充実といふものに努力をしたいと考えております。

○中野鉄造君 最後に大臣にお尋ねいたしますが、先月、宮崎県における二月下旬のいわゆる異常低温による農作物の被害に對しまして、同県よりすでに天災融資法の発動並びに自作農維持資金の融通についての陳情もあつてゐるかと思ひますが、どのような善後策をとつていただけたんですか、どうかお尋ねいたします。

○国務大臣(亀岡高夫君) 九州、四国、中国地方を襲つた二月末の寒波による被害は激甚をきわめておりまして、被害農家の皆さん方には心からお見舞いを申し上げるわけでありますが、農林水産省といたしましては、直ちに担当官を派遣をして被害の実態の調査に取り組んでおります。そしてできるだけ早く天災融資法の発動を前提とした金融措置等が講ぜられますように指示を与えておるところでございまして、いづれにいたしましても、できるだけ早く被害の実態というものを把握せねばいけませんので、統計情報部を督促いたしまして被害の調査の把握に努めておりますとともに、各種保険、共済保険等に入つております方々に対する保険金の支払いも速急にできますように、これまた被害の調査がもとになりますので、その方の督促を急がしております。

○中野鉄造君 よろしく願ひします。

以上であります。

○中野明君 それでは、きょうは大臣の所信に對する質問ですので、基本的なことをまず二、三お尋ねしてみたいと思ひます。

御案内のように、財政再建が鈴木内閣の一番大きな柱として、総理も大蔵大臣も政治生命をかけ

るとまでおっしゃっているわけですが、伝えられるところによりますと、二十四日の閣議の後で、総理が農林大臣に、行革について農業団体の理解を求めるようにという指示がなされたように伝えられておりますが、その辺の経緯をちよつと御説明いただきたい。

○国務大臣(亀岡高夫君) 実は先般の閣議の後に総理から、農業団体が対策のための会をつくったようにだけでも、とにかく協力してもらうような指導をしてほしいと、こういう要請が総理からあったわけでございます。したがいまして、早速藤田会長に電話をいたしました、郷里に帰っておられて、出張されておつて御不在なために、常務の方々にその旨を申し上げ、なお近く藤田会長にお会いして私から私どもの気持ちを申し上げたいと、こう思います。

いずれにいたしましても、この財政再建という国家的大政策を進めてまいります決意をした鈴木内閣としたしましては、もう何が何でもこの財政再建をやらなければいけない。それには増税をせざるに五十七年度の予算を組もうというような御意向もあるわけでございますが、したがいまして、既定経費の節減というものを相当厳しく考えていかなければならない。こうなりますと、これは政府が全力を挙げて一致協力して行政改革を進め、そうして財政の健全化を図ってまいる、こういうことに私どもも全力を挙げていかなければならない。そういう趣旨を団体の方にもお伝えしたいと、こう思っております。

と同時に、これは、他産業と違った特色を持つておる、自然的な社会的な経済的な不利条件を持つておる農業という部門でございますから、やっぱり一応筋の通った案を私どもとしてはつくつて、そうして全国農村に御協力をお願いしなければなるまい、私としてはそんな気持ちを持つておる次第でございます。

○中野明君 特に第二臨調が滑り出し、一つの大きな柱として補助金の整理ということが一番やり玉に上がつているように私たちも思うわけですが、

農水省関係も補助金が約二兆円を超えておりま
す。そこで、私の機会に官房長にもお尋ねした
いんですが、この補助金——どんな政策でも一〇
〇%よい、あるいはまた一〇〇%悪いというような
政策はありません。必ず長所と短所というものはあ
ると思うんです。それで、行政当局としてこの補助
金制度の功罪といいますが、長所と短所、どのよう
に認識をしておられますか。これは将来大きな
攻防になってまいりますので、その辺はどういう
認識を持っておられるかお聞きをしておきたいと
思います。

〔政府委員（逋邊五郎君） 御指摘のように、五十六年度予算、現在要求いたしております農林水産省関係の補助金は二兆六百十二億円、概数でございます。御承知のように、これらの各種補助金は、経営規模の拡大とかあるいは生産性の向上、農産物の需給なり価格の安定、あるいは農山漁村の生活環境の整備等、それぞれの目標を達成するためにはこれまでも重要な役割りを果たしているものと私ども基本的には認識いたしております。〕

ただ補助金制度自体の功罪の罪と申しますか、問題として私ども自体も、補助金制度自体がこれが硬直化しやすい性格を持っている、あるいは非常に細分化して効果に問題を生ずるとか、あるいは事務処理の繁雑性というような問題等、その弊害を指摘されていることも事実でございますし、またそうした面での改善、合理化に努めております。

そうした例をいたしまして、農林水産省におきましても、五十六年度の予算編成に当たりまして八十二件の補助金を廃止し、二百四十七億円を減額いたしましたし、また補助金自体を減額したものは二百十八件、三百三十五億円に達しております。そのほか統合した補助金が二十八件というように、私どもなりに努力はいたしておったつもりでございますが、今日農政をめぐる諸般の問題、特に昨年の国会におきまして自給力決議がなされたこと、また昨年の秋農政審議会からの答申もいただきまして、国として農林水産業の方向づけを

行つてこのための有効な政策手段をとつていかなければならない。同時に、先ほど申しましたような補助金の事業の統合化あるいは事務処理の簡素化等とあわせて、人の簡素化につきましても、今後とも検討して改善して必要な助成は確保してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○中野明君 私たちもよく現場へ行って第一線で農業生産に従事しておられる方々と話をするんですが、税金から補助金をいただく、非常にありがたいことなんだが、結局生きた補助金を出してもらいたいという意見も最近特に強くなってまいりました。結局、補助金が出ているためにかえって高い物を無理やりにも買わされたり、そういうような実例があつちこちに出ていっているということで現場の農民の方も、こういう補助金よりも長期低利の融資をしてもらつて、そうして自分で自主的にやつた方が農業の発展につながるというような意見すら出てくるような場面もあります。それだけにほぼ当局としても、補助金というのは、私は必要性を認めておりますだけに、いやしくもそういう批判なり思いが出てこないようなそういう補助金のあり方というものを抜本的に考えてほしい。これは大臣にも特別にお願いをしておきます。現場でまじめに農業をやっている人から、この種のこういう補助金のあり方は私たちのためになつておらぬ、こういうような意見が出てくるような補助金というのは、やはりこれは行革なんかで文句を言われたらどうしようもありません。そういう面でこの点について大臣からお答えをいただきます。

○國務大臣(亀岡高夫君) 御指摘の点はまことにもうごもつともなことでありますので、私どももいたしまして、行政改革、補助金整理等に当たりましたは、今日までもいま御指摘になったような立場で整理をしてまいつてきておりますし、今後とも何としても農家の立場、農村の地域社会を中心にしたその進展のための十分な効果を上げ得るという立場から補助金の決定をしていきたい。

こう考えております。

○中野明君 それから食糧の安全保障ということでございます。先日もし予算委員会で議論をいたしました。防衛の論議というのは、どういふんですか、かなり長時間にわたって論議もされ、そしてマスコミもこれを非常に大きくクローズアップしました。私どもが、政府はそうじゃないと言っておりますが、防衛予算だけは別枠だ、こういうような状態でいま予算編成もなされているように状態であります。私はこの安全保障ということについて、防衛以上にこの食糧の確保ということが大事であるということは論をまちません。ですから、それだけにこの食糧の安全保障ということについて強力に、農林水産大臣は総合安全保障会議のメンバーでもございますし、あらゆる資料を整えて、そして防衛以上に予算が農林につくようなそういう動きをしていただかなければならないと思っております。

いまジェトロが昨年の八月八日にまとめた資料で見ましても、わが国の八〇年の農林水産物の輸入というのが総額二百四十一億ドル、世界一になった、こういう現状であります。少なくとも先進諸国の中で食糧の安全保障ということについてわが国はほど深刻に考えている国は少ないんじゃないか。最近はこの国も食糧の自給率というものに力を注いで、先進国の中では日本が一番これを深刻に受けとめていかなきゃならぬ食糧の安全保障じゃないか、私はこのように理解をしております。

そういう状況の中で、担当大臣として、この世界一食糧の輸入国になってしまった——けさほどからいろいろ議論がありますように、結局輸入というものが日本の農業というものを混乱させているということはもう否めない事実です。それだけにこの農林水産業の振興ということ、日本の現状の農林水産業の振興ということについて、大臣として今後基本的な考え方というものをこの機会にもう一度明確にしていきたいと思います。

○国務大臣(亀岡高夫君) もう安全保障問題の中でこの食糧問題は、防衛問題に劣らず私は最も重

要であるという認識は中野委員と同じくするものでございます。したがって、安全保障閣僚会議におきましてもその点は十分強く主張し続けておるところでございます。

と同時に、年々外国から輸入される農林水産物資が膨大なものが入ってくるというところで、これはいかぬ、こんな状況を続けておつたら日本の国はどうなるか非常に不安である。したがって、政府は食糧自給力向上、自給力強化ということに對してもっと真剣に考えなさいということ、国権の最高機關の国会から昨年御決議してちょうだいをお願いしておるところであります。この国会決議というものが日本の食糧問題、農政問題に対する大きな一つの支えを与えていた。これを支えにしてできるだけ国内でできるものは国内で生産をする。そうしてどうしてもえさのように急速に自給できないものはやむを得ないから輸入をする。しかもその輸入先は、一カ所だけじゃなく数カ所に輸入先を設定して、そうしていざというときに、あるいは天候異変のありましたときに供給がとだえないうようにしていく。こういうことでやろうと考えておるわけでございます。

農政審議会からの答申、長期見通しを閣議決定をいたしました。全力を挙げて政府としても取り組んでおりますことをひとつ御理解いただきたいとともに、私は、農政関係に日ごろ熱心に取り組んでおられる皆様方によって予算委員会でも答弁の場をたびたび与えていただいていたということは、大変光栄に思っておりますが、もっともっとじみちな農政問題、食糧問題、特に林業問題、治山治水、山の問題なんというのはもう本当に大切な問題であつて、予算委員会等において国民的な立場からもっとPRをされて、そして国民が心合せて取り組まにやならぬ問題ではないかと、そういう感じを受けております。お話をのぞいて努力をしてまいります。

○中野明君 それで、この前も申し上げましたが、食糧の安全保障を考えるとという上において、不測の事態に対する研究、そういうことがな

ければ幸いですが、不測の事態に対する研究というものが、この間の議論では農水省が食糧の担当省でありながらどうもその研究というのは非常にむずかしさがあります。それは私もわかりませんが、防衛庁は思い切つてこの研究をして発表している。非常にショッキングな内容でございますけれども、それにおくれをとっているといふような感じを私は受けてなりません。その後、あのときの御答弁では鋭意研究を進めていくというお話でしたが、どういう取り組みをされるか。

あのとき防衛庁からも報告がありましたが、本当に日本の輸入が五〇%になったらもう二千カロリーというような数字をはじき出してあります。二千といふ数字と、これは戦後の一番食糧が不足して皆がかつた時分のカロリーですね。千九百九十八ですか、あの当時。それに伴つて、もし食糧が半分ということになると、油も入る率が悪くなるということ、油がこれに加つてくると、もう一千二百カロリーというような試算を出しているわけですね。そうすると、一千二百カロリーというのは栄養失調を通り越して、大体千五百カロリーぐらいで安静状態と言われているから、千二百といふたら生きていくのが困難でしょうね。そういう発表もしております。

そういう状態で、私は決しておどかすとか、そういうことじゃなしに、事実もしもこういうことが起こつたらこうなるといふところから食糧の安全保障というところに対する考え方が決まってきたとすれば、いざとなつてそんなはずじゃなかつたと言つたんでは手おくれです。そういう面について具体的にどういう行動を起こされようとしておるのか、その辺。

○政府委員(渡邊五郎君) 先般もお答えいたしましたところでございますが、農政審議会におきまして、「八〇年代の農政の基本方向」の中におきまして、実際の不測の事態が生じた場合、対応できるように最低限確保すべき栄養水準なり備蓄の規

模、あるいはその主体なりの方式、潜在生産力の發揮の仕方などを持つていけるかというふうなことにいつて今後具体的に検討するということになつております。先般も農林省内にこの関係のプロジェクトチームを編成いたしましたので、広い角度から省内挙げて検討組織を設けて進めておるわけでございます。ただいま御指摘のように、防衛庁の方のいろいろ作業をした結果等も聞いております。

農政審議会の中途段階で、私も輸入が二分の一削減された場合、あるいは三分の一削減されたケースというふうないろいろなケースで栄養水準等を算定したことがございますが、ただそういう意味で机上の非常にショッキングなデータということもある意味では必要かもしれませんが、そのときの御議論といたしまして、やはり具体的に食糧の輸入が削減されるという状態と、御指摘のように石油の問題がどうなるのかとか、いろいろよく考へておる条件を設定して考へなければならぬ。また、そうした場合の農業資材なり就業者の確保等がどういふふうにとれるのかという広い角度からそれぞれのケースについて詰めていくべきではないかという問題。先ほど申しました確保すべき栄養水準の問題も大事でございますが、そうなりますと、国の規模での備蓄対策と同時に家庭備蓄なりの備蓄をどうするか。こうした点についてスイスの例なりよく指摘されますし、そうした実例をいま調査にも行つております。そのほか、これからの可耕地といふもの、耕作し得る土地の確保、あるいはそれを実現するののどのくらい時間がかかるか。こうしたものににつきましてはできるだけ詳細に詰めるべきではないか。

作業は非常に広い分野にわたりますので、いまいつまでにできるというふうには申し上げかねますけれども、私もできるものからお示しするものができ得ましたらその段階で公表してまいりたいと、このように考えております。

○中野明君 これは急いでいただきたいと思ひます。そうかといつて、でたらめなことじゃ困るわ

けですけれども、非常にこれは国民の生活の基本にかかわる問題ですから。

先日東京の大地震が起つたら一体東京の食糧とどうなるのかというところでいろいろ調査をしてみますと、各區まちまちでございますが、二日間ぐらいいい各區役所にはない、あとはもう家庭の冷蔵庫に頼る以外にないというふうなことで、家庭の冷蔵庫も限度があります。そういう現状から考えて、本当に不測の事態というものは、外国から入らないという場合じゃなしに、災害もやばりその一つになつてくる、大地震なんかはその一つになつてくる。こういうふうな時代になつておるんです。そういう点は特に検討を急いでいただいて、そして農業というものは、食糧の確保というものは、お金が要るけれども、それは当然政府の仕事ですから、こういうデータをきつと出されて、そして総合安全保障會議で議論を、防衛と並んで、あるいはそれ以上に、議論をしていただくようにならないと、日本の農業というものは立ち上がらないんじゃないかと、私はこのように思ひますので、これは強く要望しておきます。

と同時に、いま備蓄のお話が出ましたけれども、ヨーロッパの各国ではこの備蓄という考え方が非常に進んでおります。また先ほど私が言いましたように、先進国で食糧のことについてさほど心配をしてないというのは、やはり酪農が盛んだからというのが一つの大きな理由であります。酪農というのは、食糧備蓄の基本だとぐらいいい向こうは思つておるようです。牛なんかはたくさん生きてそのまま貯蔵をされているという備蓄の一つ。あるいは牧草地、これがいざといつたときにはたちまちいゆる農業地になる。こういうことで、酪農が盛んであるという国ほど食糧に余り不安を持ってない、こういうことも言われております。

それだけに、けさほど来議論になつております今回の乳製品の保証価格の問題等、これを通じま

しても、大臣に私改めてお聞きしたいんですが、ことし据え置きを諮問をされて、結果がまだ出ておりませんが、大臣のお答えを聞きましてまだまだ含みを持っておられるような気がします。でもございませうけれども、基本的な農林省の態度として据え置きと。そうしますと、五十二年以来五年間の据え置きで、しかも限度数量まで減らしている。こういう状態では、北海道の方々から私も現場へ行つて意見を聞きましたが、失望して脱落する人が出るんじゃないか。そういうことになる。これはもう食糧の安全保障の逆を行っているんじゃないかという感じがいたすんです。この点について、四年間も引き続いて据え置きの諮問をしなきゃならぬ、また限度数量も減らさなきゃならぬという、こういう諮問を出されるに至った大臣の心境ですか、これを改めてお聞きしておきたいと思ひます。

○國務大臣(農岡高夫君) 先ほど来いろいろと申し述べてきたところでありますが、何と申しましたも、牛乳の生産調整をしなければならぬという生産調整の問題等があり、また乳製品、酪農製品のこれまた過剰という問題も現にあるわけでございします。したがって、日本の農家にもこのところは忍んでいただいて、そうして生産性の向上に御努力をいただく。そのかわり外国から入ってくるやつもできるだけ農林水産省としてはこれを制限してまいらうということで、農家にだけ犠牲を強いてもらうということじゃなく、国も全力を挙げて農家の立場をカバーできるような環境をつくって、そうしてやがては先行きの明るい希望の持てる日本の酪農の実体を建設してまいらう。そういうことを実現してまいりますためには、やっぱり忍ぶところは忍び、そのかわり負債対策等についても御理解のいただけるような線を出さなきゃならぬということで真剣に取り組んでおるわけでございします。その辺の事情をよくひとつ御理解をいただきたいと、こう思ふ次第でございます。

○中野明君 大臣のお立場はよくわかるわけなんです、先ほど大臣が申されておりますように、

に、日本の国でつくれるものはつくる、どうしてもつくれないものは、万やむを得ず輸入に頼るとおっしゃることは、もう本当に全面的に賛成でございます。けさほど来議論がありますように、この生産過剰の原因が結局輸入に入っている。そしてこの長期需給の見通しの参考資料の中でも、これどうなるんですか、七百一十万吨ですか、国内の生産量は生産調整をしていながら六百二十六万吨。まだまだ国内の生産力というものはあるはずなんです。ですから、これでは自給率八九%というのが五十三年度に出ているわけなんです。

これ一つだけお聞きしておきたいと思うんですが、輸入が全然入ってこないとしたら、わが国で牛乳、乳製品の自給率はどの程度あるんですか、全然入ってこないとしたら。

○説明員(井上喜一君) 具体的な数字をたいたいま持ち合わせておりませんが、現在の自給率が約八〇%ぐらいかと存じます。したがって、輸入が全く入ってこないということになりますと、その分が減るわけでございします。先生御案内のとおり、いま輸入入ってございしますのは、この資料の十二ページから十三ページに書いてあります資料でございしますと、学校給食用の脱脂粉乳でありますと、これはナチュラルチーズ——これはナチュラルチーズとして使用される、消費される場合もございしますし、プロセスチーズの原料として消費される場合もあるわけでございします。このういったものがなくなるといふことでございします。

これらはそれぞれの理由がありまして輸入されているわけでございします。たとえば学校給食に使われているわけでも、脱脂粉乳は価格が非常に安いというところでございします。最近海外価格も非常に上がっておりますけれども、トン当たり二十万程度でございします。これに對しまして、国内の脱脂粉乳の価格も相当回復してきておりますが、四十五万から四十七、八万というふうな見当でございまして、二倍以上の開きがございします。したがって、直ちにこういふ脱脂粉乳が国内の脱脂

粉乳でもって置きかわるということとはなかなかむずかしいんじゃないかというふうに考えます。

ナチュラルチーズにつきましては、国内の生産能力が大体一万トンでございまして、そのほか輸入されているわけでございします。したがって、直ちに国内の生産でこれに置きかわるということとは価格関係から見ても非常にむずかしいんじゃないかと思ひます。

そういう意味で、仮に輸入がストップいたしましても、国内の方で対応できないといたしますならば、その結果として、自給率自身について申し上げますと、自給率は上がるんじゃないかというふうなことに相なるうかと思ひます。

○中野明君 私の質問は、この価格が高いとか安いとか考へていま申し上げているわけで、参考としてお聞きしているんですが、全面的に入っていないというところになれば、国内でつくる以外ないんです。ですから、わざわざ現在生産調整をしているわけですから、その生産調整をもうやらないとして、できるだけ国内でつくるとしてどの程度の自給率になるんですかと、こう申し上げているわけなんです、どうですかその辺。

○説明員(井上喜一君) 要は、国内品が輸入品にどの程度代替するかと問題かと思ひますが、輸入品がございしますのは、まさにその価格関係でございします。価格でもって十分国内のものが対応していけるというふうになりなると、輸入がカットされますと、その分だけ国内生産はふえるわけでございしますけれども、現在の状況から言いますれば、そういうふうなまいにちいんじやないか。したがって、輸入をカットすればカットした分だけ消費量が少なくなるといふような結果になるんじゃないかというところでございまして、そういうふうになりますと、単なる自給率の計算から申し上げますと、自給率は現在よりは上がってくる、こういうことを申し上げている次第でございします。

○中野明君 どうもおっしゃる意味が私とかみ合

っていないような気がするんですがね。不測の事態に備えて私たちは研究もしていかなきゃならぬし、それだけの責任があると思ひます。ですから、そういう観点から考えたときに、私は参考の資料として一応お聞きしているんですが、わざわざ生産調整をさせているわけですから、生産調整をさせないでどんな能力あるだけつくつてもらつたとしたら、自給率は一〇〇になるんですか、一〇〇を超えるんですか、九〇ぐらいなんですかというところが参考までに知りたいんですが、その辺計算したことはないですか。

○説明員(井上喜一君) 生産能力は先生おっしゃいますようにかなりあるわけでございします。そういう意味で生産を抑制しているわけでございしますけれども、何分消費といふのは、価格を媒介いたしましてあるわけでございしますので、価格関係、コスト関係を無視してはなかなかかみづかしい問題があるかと思ひます。

○中野明君 それをよくわかつた上でお聞きしているんです。あなたと議論をしておつてもこれは尽きませんが、要するに、そういう考え方に立たないと、畜産を助成したり畜産を奨励したって何にもならないという事です。

日本の国でとれるものは極力輸入をしないようにやつていくと大臣もさつきからおっしゃっているわけなんです。また日本の国の現状から言つて、輸入も国全体の立場から万やむを得ず輸入しなきゃならぬものもあるわけでしょう、これは国策として。ですから、私はいまの現状を全然無視して言っているんじゃないですけれども、現状は現状としてわかる。しかしながら、最悪の事態が来たときに自給率はどれぐらいかと、こういうことをお尋ねしているんですけれども、はつきりした数字は出しておられないようです。

そういう点を考えますと、農民感情として、本当に苦勞して、現場へ行つてみれば、朝六時から晩の七時まで真つ黒になつて働いて、そしてつくつたのを捨てなきゃならぬ、生産調整しなきゃならぬというこの心境を考えたときに、少々お金

要っても、国内の産業を保護していくということ
がどの国でも私はとっている政策だろうと思いま
す。そしてまた万やむを得ず外交上どうしても向
こうから押しつけられて輸入しなきゃならぬとい
うことになれば、これは国策としてやっただんす
から、国策としてやっただんす以上は国内の業者を国の
責任でやはり保護してあげなきゃいかぬし、国の
責任で守っていかなくちゃいかぬ。

ところが、けさほど来議論も出ておりますし、
私も現地へ行って、農林大臣にも申し入れをい
たしましたが、本日に負債の処理一つにしまして、
いまの状態ではもうそれこそ倒産していく酪農家
が続出するんじゃないかと心配をいたします。そ
して希望をなくして、現場の切なる訴えとして、
お父さんとはかくこまでがなばつてきた、し
かし一番つらいのは子供に借金を譲ることだ、そ
れでも構わぬ、借金を譲ってもらっても構わぬ、
おれは酪農で生きるんだと言っているそういう後
継者に希望をなくさせるということが、これが一
番こわい、こういうお話です。私、現場へ行っ
てみて、実際に作業をしておられる姿を見て感じ
ました。これを何とかできないようなことでは、
食糧の安全保障もなければ政治もないんじゃない
かというふうに私は感じました。

いま大臣、席を外しておられますけれども、そ
ういう点について、この負債の処置にしても、よ
ほど思い切ったてこ入れをして対策を講じてあげ
ないといえらぬことになるというふうに私も感じ
ておりますので、大臣おられますので官房長、その
辺。

○政府委員(渡邊五郎君) 御指摘の点は十分畜産
当局においても了知している点だろうと思いま
す。

本日、審議会の酪農部会においても、先生御指
摘のような点を中心に御議論がされておるんでは
ないかと思ひます。そうした御議論の過程なり建
議等をいただきまして、私どもも十分酪農意欲を
持ちます酪農家の皆様方にこたえられるような対
策を考えなければならぬだろうと、こう思っ

おります。

○中野明君 それでもう一点は、営農指導という
よりも、酪農家に対しては経営指導というんです
か、これが必要じゃないかと思ひます。それには
まず実情の把握、いろいろあるんですね。同じ酪
農家でも入植された時期にもよります、いろいろ
の状況で個別に実情が違ふようなんです。ですから、
実情の把握をしないと適切な救済策というのが出
てこないと思ひます。

余りにも制度資金が多くあり過ぎて、本人にお
尋ねをしても、さあ借金が幾らあるんだらうか、
大ざっぱに五千万か六千万かなというふうな程
度で、それでこちらが個人的に尋ねますと、農協
の人があわてて書類を持ってきて、いや、この人
の借金はこうなっていますと云って、一生懸命他
人が説明しておるわけです。そういう現状もあり
ました。

ですから、都会で言えば一億も借金している
いうことになると、これはやっぱり中小企業でも
ええとこですね。そうなるとう経営指導という面
にもう少し力を入れていただかなきゃならぬ。これ
についてその前提となるのは実情調査でございます
し、それから、実情調査というものを、先日もそ
ういふお答えが出ておりましたが、早急に実態調査
というものをやっていただいて、そして個別に適
切な救済策を講じないと、一律に救済をしようと
してもこれは無理です。だから、ランクをA、
B、Cにでも分けて、そしてそのランクごとの救
済策を講じなければ、ただ何と申します、何とか
しますだけではどうもならぬんじゃないか、こうい
う感じを受けて帰りましたですが、この点につ
いても一度、実情調査、借財の実情なり、そうい
うことを調べないと救済方法が出てこない。私は
こう思ひますので、その点お答えをいただき

○説明員(井上喜一君) 北海道におきます負債の
状況調査につきましては、せんだって北海道庁が
酪農の主要な五地域の農協、代表的な農協を選び
まして、その農協ごとに二十戸ずつ農家を抽出

たしまして、集計いたしましたのは九十二戸でござ
います。この結果がわれわれのもとに届いて
おります。

その結果を見ますと、ただいま先生が御指摘な
さいましたようにいろいろな農家があるわけでござ
います。経営のいい農家もありますけれども、な
かなか負債の償還に困っているというふうな農家
もございます。

ただ、その経営の中身あるいは借金の中身を見
ますと、これまた農家区々でございます。困って
いる農家と言ひましても、農家ごとに非常に違
っておりまして、十分分析しないと平均的には何と
も言えないような状況でございます。

確かにいままでの融資態度あるいは農家が融資
を受ける場合のそういう態度等についても、これ
から自分たちが経営をやっていくんだと、こうい
う自覚のもとに十分な営農計画を立てて経営をや
っていく、そういった覚悟が必要ではないかと考
える次第でございます。

なお、北海道庁は、昭和五十六年度に道庁予算
を計上いたしました実態調査をすることになって
おりますので、そういった調査につきましては十分
参考にしていただくつもりであります。

経営指導につきましては、特に畜産は一般の農
業と違ひまして専門的な経営が多うございます。
畜産の専門経営というのが多うございます。
そういう意味で畜産につきましましては、畜産コ
ンサルタントというのを各都道府県に設けており
まして、特に大規模層の畜産農家を対象にいたし
ましてコンサルタントに依り経営指導をしてい
るというふうな実態でございますので、こういう点
につきましてもさらに充実してまいりたいと、こ
ういふように考える次第でございます。

○中野明君 この問題の最後として大臣に重ねて
お願いをしておきますが、いづれきよう答申が出
るんでしようが、もちろん政府・与党間でいろいろ
協議をなさると思ひますが、現場のまじめに働
いている人が、先ほどお留守の間に申し上げまし
たが、非常にまじめな後継者がおります。そうい

う人たちの希望を失わせるということが日本酪農
の一つの大きな危機につながると思ひますので、
その辺を十分御考慮されて保証乳価なりあるいは
限度額について十分御検討をお願いしたい、こう
思ひます。

○国務大臣(亀岡高夫君) 仰せのとおり、保証限
度額につきましても、また負債対策にいたしまし
ても、答申があることでございまして、答申を
よく検討し、さらにきよの審議会の意向等も十
分検討いたしまして、ぜひとも全国の酪農家の諸
君が酪農に意欲を落とさないような乳価決定、負
債対策等を打ち出したい、こう考えております。

○中野明君 それじゃ水産庁。
時間がございませぬので、先ほど来坂倉委員か
らお話が出ておりますマグロの問題について、私
も先日実情を訴えて御質問いたしました。一点
お尋ねをしておきます。

それは、結局これもまた輸入が絡んでくるわけ
なんです。韓国と、輸入なりあるいは船の隻数
の問題で、民間レベルで、実務者レベルで交渉し
ているようですが、なかなかかばかしくいって
ないというふうなことも聞いておるんですが、そ
の辺は水産庁長官どういうふうにござらなくな
りますか。

○政府委員(今村宣夫君) 民間協議をやっており
ますが、お話しのようにかはかしくございませ
んが、これは貿易管令で事前確認制度をとって
おりますから、政府間交渉をただいま取り進めて
おりますから、それによって決定したいと思つて
おります。

○中野明君 ぜひお願いします。向こうと交渉す
ると、政府から何も聞いておらぬとか何とか言
って、なかなかうまく話が進展まぬようございま
す。

それから減船の問題で坂倉委員も話しておられ
ましたが、減船をした後の船はどういうふうにし
る方針なんです。その辺。

○政府委員(今村宣夫君) この前の以西の減船の
ときは全部スクラップにするということにいたし

ております。大体原則としてスクラップにするんですが、北洋をやりましたときは、あれだけの大きな規模でございましたから、輸出できるものは輸出するというようなことにいたしましたわけですが、その後の減船の場合は原則としてスクラップにする。

同時に、輸出します場合には、うちの方で内規を決めまして、たとえば韓国なら韓国についてはトロールの船は輸出しない、承認をしない、あるいは年間七隻であるというふうな規制をいたしております。

○中野明君 ぜひそれは厳重にやっていた方がいいと思います。そうしないと、せっかく日本の業界が自主的に減船しても、その船を韓国へ売ってしまったんじや、これはもう話にも何もありません。その点が一つ気になりますので、ぜひこれは厳重にやっていた方がいい。

そしてまた、業界の実情なり、あるいは現場で働いている人たちが、どういうんですか、限界に挑戦するような作業をしながら、一体これでおれたちはどうしたらいいのか教えてくれと、こういうような現状になっておりますので、その辺は先ほどのやりとりで大臣の気持ちもわかりました、長官の方針もわかりましたので、ぜひひとつこれは大事な日本型食生活のメニューの中に欠かすことのできない大事な食糧でございますので、救済なりあるいは今後の対策に万全を期していただきたい、改めて私の方からも要望をしておきます。

それでは最後になりましたが、先ほど同僚委員からも冷害の状態が話がありましたが、愛媛県にも東予、要するに西条あるいは丹原、小松、その方面で伊予カンに冷害で大変な被害が出ております。四国としては珍しく水点下六度ぐらいまで下がりました。明治何年以來かと言っております。そういうことで、全滅じゃないかと言われるような被害が出ております。これもいま実情調査に入っておりますことなんですが、ぜひ早く実情調査されて、そして天災融資法なり災害救助なりいろいろの面で手を打っていただきたい。

大臣にもう一度御答弁をいただいて終わります。

○政府委員(高畑三夫君) 二月下旬に襲来いたしました寒波によりまして、西日本を中心に果樹に被害が発生いたしております。御指摘の愛媛県におきましても、伊予カン、温州ミカンの樹体被害を主体に相当の被害が発生しておりますことをごさいます。

農林水産省といたしましては、先般現地に係官を派遣いたしましてその実態の把握に努めておるところでございます。今後とも被害状況の的確な把握に努め、農業共済金の早期支払い、所要の資金の確保等、対策につきまして万全を期してまいりたいと考えております。

○国務大臣(亀岡高夫君) いま事務局から申し上げたとおり、できるだけ早くデータを集めるように統計情報部を通じて指導をいたしております。またともに、できるだけ早く天災融資法を前提としたつなぎ融資のあっせん等に関する通達を出したいと、こう思っております。

いずれにいたしましても、この樹体の被害というものは、恐らく愛媛県の果樹農家の方々が初めて遭われた経験じゃないかと、こう思っております。そこで共済の申告とかそういう面、統計情報部の調査——真実は一つという、この委員会でもかつて去年の冷害のとき申し上げたわけですが、その果から出てくる被害の数字と情報部の数字が、この前の冷害のときは一応大体同じ方向でうまくいったわけでありまして、そういう面も私ども抜かりないように指導をしてまいりたいと、こう思っております。

○下田京子君 第一番目に、きょう畜産振興審議会畜産部会に出されました資料の中の保証価格の問題でござんすと思っております。

〔委員長退席、理事坂元親男君着席〕

保証価格の問題については、私が言うまでもなく、もう過去四年間キロ当たり八十八円七十八銭で据え置かれてきたわけです。ことしもまた据え置きという、そういう資料が提示されました。本当にこれは納得できないものでありまして、以下

その幾つかの点でござんす。お尋ねしたいわけなんです、まずその第一は、昨年と同様の算定要素で計算した場合に一体一キログラム当たり幾らになるのか、この点をお聞かせいただきたいと思っております。

○説明員(井上喜一君) 先生の御質問は、昨年と大きく変わっておりますのは資本利のところでござんすので、これを昨年どおりに計算をすれば幾らになるのかということかと思っております。

ただ、初めにお断わりしておきたいと思っておりますのは、資本利子、自分の資本につきましての利子の計算でございます。これは通常の経費と違いますが、農家といたしましては経費を支出する性格のものではないと思っております。利潤がありましては、その利潤を資本利子として計算をしますと、こういうような性格のものでござんすので、通常の経費と違っております。

そういうことを念頭に置いて御説明したいと思っておりますが、従来の計算方法でござんすと思っております。自分が借り入れております金利よりも高い金利でございますか、高い利息をつけていたわけでございます。自分の金に借り入れたときの利率よりも高い利率で計算した利子をつけていたと、こういう経緯がござんす。これはいかに不都合合しないのかというところが、その最の需給状況等になりまして、それから以降、最近の需給状況等を考えまして、しよせん資本利子といふものは、農家の所得になるわけでございますので、所得水準等も考慮いたしまして、農協の普通預金の金利でもって今年度は計算いたしました。こういうことでございますが、ここを昨年の金利、昨年は六・二二%を使っておりますが、これでもって使いますと三十三円十銭のアップになります。

○下田京子君 とにかく算定方式を変えたわけですね、要素のとり方を。昨年同様にするば三十三円十銭のアップになるというふうなお話でしたが、いまいろいろ資本利子のとり方でお話がござんす。それじゃ第一次生産費そのものでどのぐらい上がっているか。これはけさいただいた資料で、昨

年五十五年の推定生産費と比べればわかるわけですね、比べてみた結果、幾ら上がっているかといふと、三十四円七十四銭アップになると思っております、そうすね。

○説明員(井上喜一君) それは第一次生産費でござんすか。

○下田京子君 そうです。

○説明員(井上喜一君) 第一次生産費で、恐らく生産費調査ではそういうふうなことに相なっていると思っておりますが、私どもの計算いたしました結果は、九ページのところに書いてござんす、五十五年の第一次生産費は六十三円六十一銭でございますが、私どもの五十六年度の推定生産費は七十四円十三銭になっているわけでございます。いずれも一キログラム当たりでございます。いずれも生乳三・二%換算の一キログラム当たりでございます。

○下田京子君 昨年のいただいた資料と比較してみたいです、私。そうしたら、五十五年の推定生産費、これを五十六年度の推定生産費と比べていかなきゃならないでしょう、ずつと。そうしますと、あとこれで議論するつもりありませんけれども、とにかく第一次生産費のところ、三十四円七十四銭アップしているわけなんです。ですから、本来はそれを乳価に織り込むというふうにならなければならぬです。

〔理事坂元親男君退席、委員長着席〕

それからさらに、下の方に書いてありますけれども、集送乳の経費のところ、これはキログラム七銭引き下げた勘定になっております、昨年と比べますと。しかし実際はどうかといふと、北海道ではこの四月一日からメーカーと約束しまして、五十五銭負担増になるんですね。ですから、これも本来なら乳価に織り込まなきゃならないことになるわけですね。

それからさらに、これはブルー乳価になりますけれども、メーカーの販売乳価が、実際に五十五年度ですと五十四年比でも二円下がっているんですよ。で、そのほかのいろいろな経費を含め

ますと、五十五年現時点では保証乳価八十八円八十七銭、それを割って手取りが八十六円前後だというのが実態なんです。御存じだと思ふんです。こういう状況が五十五年の実態ですから、いままた据え置かれるということになりますと、集送乳経費自体を見ましても、またそこから引かれることになって、実際に手取り額がぐんと下がっていき、五十五年よりも下がるんだという結果になってしまふわけなんです。

ですから、こういうことになりますと、いま出されてもの、あくまでも大臣は大きな考え方を諮問して、これは資料としてお出しになっているわけですから、実態とこの資料とは違ふという点がはつきりしているわけなんです。この点は大臣、どのようにお考えになりますでしょうか。

○説明員(井上喜一君) 第一点の集送乳経費のことにつきまして、集送乳経費といいますが、保証価格についての見方が若干違うようでございますので、御説明させていただきます。

御案内のとおり、加工原料乳の保証価格は制度上工場渡し価格ということになっておりまして、したがって、われわれ農家の庭先段階におきます保証価格を算定いたしましたので、その上に集送乳経費等をオンいたしました保証価格を算定しているわけでございます。販売手数料が加わるのもそのためでございます。

ただ、北海道におきましては、保証価格には本来集送乳経費が加算されて計算されておりますが、集送乳経費をメーカー側が負担をしていたという経緯がございます。それが昨今の需給事情を背景にだれが負担するかというようなことが問題になりまして、生産者とメーカーの方が話し合いました。結果、そういった本来の生産者負担の原則に返るような、そういったことが確認されたんだとわれわれは理解しているわけでございます。

それから第二点の、実際の販売価格といいますが、受取代金といいますが、この動向でございます。

すが、これは御指摘のとおり、北海道の方も昭和五十五年度は、前年度に比べてまして手取りが若干下がってくるような傾向が見えます。この原因は、何といたしても、生産が相対的に消費をオーバーしているという状況でございます。まして、飲用牛乳を見ましてもかなりの安売りが行われているという実態でございます。こういった状況から販売代金が前年度に比べて低下してきている、こういう状況が出てくるわけでございます。

○下田京子君 集送乳の経費の問題では確かに計算上は工場渡し云々ということ、これは別に私、何も言っておりませんが、実際農家の手取りが減りますよ、事実。そうですね。ということになりますと、農家にとっては、今度資料として出されたその乳価というものよりも、さらに据え置きどころか、下がるという結果になる、このことを私は指摘しているわけなんです。

そこで大臣、私、二十日の日にこの委員会でもって質問いたしました。特に消費の問題から、あるいは負債の問題、あるいは集送乳製品も含めて輸入問題を総合的に御尋ねしたわけですが、それにより、福島にあつても、北海道の畜産酪農はもとより、福島の畜産酪農も、農家の人たちの声を含めまして、その窮状は本当によくわかります。そういうものにこたえられるように私もいろいろと事務当局にもお話しをし、がんばっていますと、こういうふうにならねばならないと思ふんです。そしてまた午前中も他の委員に對しまして、あと残り時間、きょうとあしたでわずかになつてきているけれども、ぜひ政治的な判断で最後まで何とか手を打てるようにという御答弁もあつたと思ふんです。

そこで、私は確認をしたいわけなんですけれども、改めて申し上げたい点は、私は二十日のときには具体的に標茶や別海町の話をしました。きょう新たに申し上げたい点は、とにかくたくさんの方が、大臣も御承知のように、この東京に見えているわけですね。だけれども、その人たちはどういう中で見えているかといえ、実際に経営自

体が大変だ、借金も抱えているという中で、十数万円もかけて、皆さんが出てくださったお金でもって出てきている町長さんもある、議会の代表もいる、酪農民の代表もいる。本当に大変なんです。そのうちのある代表の方ですが、これはオホーツク海に面した紋別の酪農青年、後継青年が言っていました。ことしになってすでに六戸の酪農家が経営を離れたというんです。それから天塩ではどういふ状況が出てくるかといえ、その農家の代表の方でしたけれども、組合勘定の取引でもって経営悪化だ、だめだということ、生活費は全面ストップになった、そういう農家が何と三十五戸もあるそうです。生活費がストップになったということは、これから牛や羊なんかを切り売りしていかねばならない、こういう状態なんです。

ですから、いままでずっと大臣が言われてきておりましたように、本当にこういう状況の中で政治的に最後まで期待にこたえたいということでしたら、その中にはもちろん負債もあるでしょうけれども、乳価として八万三千トンの限度数量の減という問題、こういったこともできるだけ抑えられるような方向で御奮闘いただけるかどうかという点で、改めて私は酪農民の声を代表してお聞きしたいと思ふんです。

○国務大臣(亀岡高夫君) 私ども農林水産省といましては、申し上げてきましたとおり、算定資料として審議会また当委員会にお示ししましたこれらの数字は、農林水産省として、日本の酪農家が厳しい条件の中で、環境の中でとにもかくにもやっていく、そういうデータの上に立って一応作成をして出した数字、こう思っておるわけでございます。しかるところ、私どもの見方、また諸先生方の見方、酪農をやっておられる方々の感じ、そういうそれぞれの立場でそれぞれの御意見があり、そしてきのうからきょうにかけ、あすにかけて私どものところに集中するわけでございます。したがって、われわれは最高のものとして出しましたわけでありましても、どこか

手落ちがなかったかどうかというような点は、審議会の御意向等も十分これから検討いたしました。そして、そうして日本の酪農をやっておられる方々に先ほど仰せのような方が出ないような政策にしていかなければならぬと、こういう気持ちは変わりがございません。

○下田京子君 見方はいろいろあるでしょうが、事実は一つだと大臣が喜んでお使いになっている言葉ですから、それにこたえられるようにという御決意を伺ったと思つてよろしいですね。

○国務大臣(亀岡高夫君) 結構でございます。

○下田京子君 二番目にお尋ねしたい点は、水田再編の第二期対策の問題でございます。私が言うまでもなく、昨年のあの冷害と、追い打ちをかけるように豪雪というふうなことで、農家と農業を取り巻く情勢は、米作農家も含めて、本当に重大なところにあるわけで、そういう中で一応冷害の言つてみれば配應分ということもおやりにはなりましたけれども、しかし実際には面積がさらにふえるというところで、また一方で奨励金は引き下げられると、一体何をつくつたらいいか、これは非常に頭を悩めていることは大臣も御承知だと思ふんです。

そこで、私がお尋ねしたい点のその一つは団地化加算の問題なんです。今回団地化加算だということ、これについては局長があらちでお話になつておりますけれども、定着性の高いそういう転作を誘導していくためには団地化というものが必要ではないか、だから、そういうことをやられた地域にはその奨励金をまた別途めんどろ見ようと、こういうふうに出されたのですけれども、本当のところ団地化加算ということについての目的というか、その辺はどこにあるのかはつきりさせていたきたいわけです。

○政府委員(高畑三夫君) 御案内のように、水田利用再編対策は、米需給の均衡を図りつつ総合的な食糧自給力の強化を図りますために、過剰なものから不足なものへ農業生産の再編成を図っていくという趣旨で進めておるわけでございます。

の推進に当たりましては、生産性の高い転作営農を育成いたしまして、水田利用再編対策の趣旨をいたしまして農業生産の再編が、そういった生産性の高い営農で構成されるようにということで進めておるわけでございますが、従来そのために計画加算等の措置をとりまして転作の地域ぐるみでの推進というものを図ってまいりましたが、第二期対策におきましては、さらにこの転作の円滑な取り組みと生産性の高い転作営農の定着の促進というものを目的といたしまして、水田利用再編奨励補助金の体系に団地化加算というものを設けまして、先ほど申し上げましたような生産性の高い定着性のある経営を育成することを奨励金の面からも進めていくという趣旨で設けたわけでございます。

○下田京子 何か大変はつきりしないですね。生産性の高い定着性の高いものを推進するのだという点だけでも、定着化するという点だ、それは定着ですから後はもう水田に戻らないということなんですよ。水田に戻らないということであれば、団地化することなんではないか。やっぱりどれだけの価格がきちんと保障されているのか、あるいはどれだけのきちんと流通に乗って販売できるかどうか、また永続的な見通しがあるかどうか、そういうことをもって定着というふうになるんじゃないかと思ひますし、またそういうふうな聞いてきております。私はこういうあいまいな形で団地化加算というふうなやられるということ、これは、出発の最初からなんですけれども、見直していただきたいなと思ひます。

具体例でお話しして大臣から御答弁いただきたいんですけど、いまのようなはつきりしない形で団地化加算を進められる結果、あるいは地域振興作物というところで加算をやるということなんですか、福島県に行きまして県当局やいろいろなところから詳しく聞いてきまして、時間がないから私は一つ一つは言いませんけれども、今度転作奨励金が減額された結果どういう状態になったかということなんですけれども、福島

県の場合には、五十五年の転作実績というのはいちばん七千六百二十二ヘクタールなんです。そのうち基本額と計画加算額で減額されたその減額分というのは十三億三千万円になります。それでもって、今度増額の方ですけれども、団地化加算と地域振興作物加算を合わせますと約四億四千万円になります。ですから、減額、増額の差ですけれども、九億二千六百万円、これだけ少なくなりました。で、十アール当たりになりますとおよそどのくらいかということになりますと、およそ五千三百円減というふうな数字が出てきました。これは後で資料等としましてお調べいただければはつきりすることです。

そういう状況なので、この団地化加算の問題については、ぜひ条件の緩和であるとか、あるいは初年度実施してみまして、その結果がどうだったかというその反省を踏まえて、有効な奨励金の使い方を考えていただきたいと思います。幾つかまとめたけれども、ひとつ大臣お答えください。

○政府委員(渡邊五郎君) 団地化加算につきましては、先ほど審議官から趣旨を述べたところでございまして、先生御存じのように、これからの転作営農のために、規模の拡大をいたしまして、営農としまして生産性の高い転作を進めなくちゃならない。これは皆さんひとしく御理解いただいているところだと思ひます。そうした意味で、一定の要件に従いました連担団地によりましてこれから進めます営農団地を形成しなくちゃならないというところで、すでにそのことは農用地利用増進法等の趣旨もそうした方向でございまして、転作についてもこうした方向で進めてまいりたいと存じます。

福島県の数字の点は私も検討いたしますが、地域作物につきましては審議官の方から御答えをいたします。

○政府委員(高畑三夫君) 第二期対策におきましては、団地化加算制度と地域振興加算制度を新たに設けております。

まず団地化加算につきましては、先ほど申し上げましたように、そういう地続き団地の形成によりまして生産性や定着性の高い転作営農を育成するということでございますので、そういった質の高い連担団地を促進するという趣旨に即しまして、その要件につきましても、それにふさわしいものにするということで考えておるわけでございます。

それからまた地域振興作物加算につきましては、これは転作の円滑な推進にあわせて、これを契機として各地域の特性に見合った農作物の振興を図るという趣旨から、都道府県知事が国と協議して定めます作物につきまして、一般作物につきまして加算するという制度でございます。したがって、これにつきましてその趣旨に見合った要件でこれを対象にするということにいたしております。

そういうことで、その交付額等につきましては、これは各地域地域によりまして対象とする作物の選定とか、それからそれにかかわってまいります農家の範囲や数とか、そういったことによりまして出る額が変わってまいるといふこともあると思ひます。今後それらの加算制度につきましては、その趣旨の浸透等によりましてその適用が進んでまいるといふことも期待できるのではなからうかと思っております。

○下田京子 大臣。

○國務大臣(亀岡高夫君) 下田委員の御意見としてよく拝聴をいたしました。

○下田京子 制度を聞いていたんじゃないんですけど、私はとにかくもう手取りで少なくなるんだから見直してみなさいよ。条件があるのはわかるわけです。その条件を緩和して実効あるようにしないといふ、こういうことで大臣に検討してくれと言ったわけなんです。

地域振興作物の問題も御説明になりましたけれども、二点まとめてお尋ねします。一つは、いま知事と協議してやるんだと。これも福島県の具体的な例なんですけれども、地域を十八地域に分け

まして作物が十二出てきております。非常に多種多様な花弁、花ですね、春菊とか、あるいは葉用ニンジンとか、いろいろあります。これはひとつぜひ協議して、下からそうやって皆さん方が検討されたものを認めていく方向でやりいたしたいというのが一つ。

それから地域振興作物ですから、地域で本当にそれが振興されていかなければならないと思ひます。ですから、もう今回だけで終わらだといふことではなくて、五十四年度からやられておりますが、地域農業生産総合振興事業というのがございまして、こういう中に組み入れて、価格の問題だけじゃなく、奨励金だけじゃなく、流通とか、販売先とか、施設とか、加工の問題とか、そういう総合的な対策ということもこの中に組み込んで考えられないだろうか。この点なんです。端的にお答えください。

○政府委員(高畑三夫君) まず、お尋ねの福島県の御協議の件でございますが、これにつきましては、福島県と東北農政局とで協議が行われておるはずでございますが、特に報告は受けておりません。いずれにいたしましても、福島県と地方農政局との協議によりましてしかるべき判断が行われることになると思ひます。

それから地域振興加算につきましてはリンクさせた諸対策についてお尋ねでございますが、あくまで地域振興作物加算の趣旨は先ほど申し上げましたようなこととございまして、そういったリンクさせた施策というのは特段ございせん。一般的に各種農作物につきましても都市基盤整備とか、その他各種施策がございまして、こういったものを活用して当該作物についての振興を図っていただくというのが趣旨でございます。

○下田京子 趣旨からいけば地域振興ですから、どんな振興していかなければならないはずなんですけれども、これは聞いて驚いたんです。福島県の場合には、東北農政局から、全体の枠のどのくらいかと言ったら、九百八十ヘクタール、こういうことで枠が示されているんですね。

これは枠を外してどんどん振興させていく。もちろん、そういう要件をいろいろ考えながら、そういう立場でぜひ考えていただきたいと思うんですが、これは大臣に政治的な問題ですから御答弁ください。

○政府委員(渡邊五郎君) お答えいたします。

地域振興作物制度が今回できました趣旨は、むしろ先生先ほど御指摘のような一般的な振興事業と本来すべきもので、加算制度にすべきでないというが大蔵当局の意見でございましたが、私どもとしては、むしろこういう地域に即したそれぞれの地方公共団体の責任者が……

○下田京子君 簡単に。

○政府委員(渡邊五郎君) これからの地域を選定するために必要な加算制度は稲作転換を促進するためにはぜひ必要だ。ただし、そうしたものに限度を設けるということで、打ち切り補助といったしまして、面積の割り当て等をいたしておるものでございまして、今後この方針で第二期対策は進めてまいり所存でございます。

○下田京子君 それは趣旨と全然違うということ、財政当局からの枠で決めちゃっているんですよ。それがはつきりしたということでは指摘しておきたいと思うんです。転作の一つのきちんとした作物が定着するような方向で、あるいは地域作物が発展されるような方向で考えるんです。それから、枠を決めるんだとか、あれこれの条件つけるというんではなくて、基本的にやらなければならぬところから手を打つべきだ、これは問題の指摘だけにしておきたいと思ひます。

大きな三つの問題ですけれども、飼料用稲の研究開発問題でございと思ひます。

これは大臣がいままでいろいろなさってかなり積極的なその重要性をお認めいただけてきたところあります。これは非常に私たちも期待しているところでありまして、その具体化の点でございまして、い点は、大臣が言われている点で、一つは収益性が低いから、いまずぐ実用化するという点では問題があるとか、あるいは識別が困難で流通上問題

があるから大変だとか、あるいは脱粒性があつて品種的にむずかしいとか、しかし研究という点では本当に期待にこたえられるようにやりたいと、こういうふうにいる理由を挙げられていたわけなんです。

としますと、実際に飼料用稲の品種開発を具体的に実用化という点に向けていく場合に、おおよそどのくらいの年数をめどに考えているんでしようか。大臣が言われている一応三年とかというところをめどにしているのかどうか。

○國務大臣(岡岡高夫君) 技術者の言によれば、三年ないし五年、こう言っておるわけでございます。うまいければ三年、五年のものも品種によつては出てくると、こういう説明でございました。

○下田京子君 本当に三年かかって、五年程度でという方向でございまして、かなり目標が持てるわけですから、皆さん大変確信が持てると思うんですが、ちょっと心配なことは、大臣がそういう三年とか五年とか目標に置く際に、脱粒性が解決したら実用化したいと、こういうふうに行われている場合もあります。それから超多収の品種が見つかれば実用化したいという答弁をされている場合もあるんですよ。超多収のお米ということになりますと、大臣が言われている三年、五年ではちょっとどうなのかなと心配される向きがあるんです。

これは去年の三月に農林水産技術会議事務局が出された資料でございまして、逆七五三と言われているとおりです。その逆七五三と言われているその中に、いま大臣が言っている超多収と言われる、たとえば五割増し、五〇%増しだとか、あるいは倍にするなどというところの、いかなるか。五〇%増しなら十五年もかかる、こうなっているんです。それを二倍にするなどということになったら、二十年も三十年もかかっちゃうことになるんじゃないか。こういう心配があるわけなんですけれども、そういう点ではどのような形で見通しを持って実用化の方向を考えておられるんでしょうか。これは大臣自身が答えていることで

すから大臣に。

○國務大臣(岡岡高夫君) これは技術的な問題です。すから、私も何も私の一人よがりでお答えしているわけじゃなくて、私もちゃんと筑波の試験場まで行きました。そして、ええ米の研究をやっている諸君が十人以上も集まって、そしてその諸君の報告をもとにして実はお答え申し上げておるわけでございます。したがって、私はやり方によつて——現在科学技術というものは相当進んでおるわけでありまして、沖繩の亜熱帯と申しますが、そういうところの試験場と筑波の試験場と、米は一年に一遍しか実らぬわけでありまして、これも、これを上手にいろいろやれば、二年に三回やれると、そういうふうにして試験研究のローテーションを短くしていくことは可能である、そういう努力もしてほしい、こういうふうに技術者の諸君にも私は言うてきているわけでありまして、したがって、そういう面については大分私もええ米に関心を持ち、事務局はいろいろとむずかしいむずかしいと言いつつ続けておりますけれども、水田にええ米の超多収米ができて、採算性も農家の方々が納得してやっていると、そして畜産地帯とええ米地帯と協力してそしてやっていると、これは日本のためになる。こういう気持ちもあるわけでございますので、その点はひとつ私も何もしないで拒否しているわけじゃなくて、技術会議も農水省も技術体制を確立してがんばっていきたいということをやっておりますので、御期待をいただきたいと思ひます。

○下田京子君 いろいろお話しくださいましたので確認したいわけなんです、そうしますと、収益性というところでは、確かに五〇%増といふことになれば十五年もかかるなどということもあるだろうけれども、しかしそれを待つてというだけじゃなくて、できることから、有畜農家と結びついたそういうところで実用化の方向も考えたいし、同時に研究のあり方としてできるだけ短期間でやれないかという点で、技術者のそういう

創意とあれもやりながら二段構えでやっていきたいというふうな理解してよろしいでしょうか。それは大臣が答えたんだから大臣に。

○國務大臣(岡岡高夫君) もう私はそういう指示をちゃんと与えてあります。

○下田京子君 じゃ、最後に、そういう方向で大臣は指示もし期待をされているということで、ぜひその具体化のために最後に一点お願いしたいわけなんですけれども、非常に大臣自身がそういう飼料用稲のことについて積極的なお立場に立っているということもあるでしょうし、それからまた地域でいろいろ本当に湿田で何をにつくたらいかわからぬということで、水田の有効利用、それからまたええの自給率を本当に高めようといういろいろな内容があると思うんですけれども、福島はもとより、五十六年度に向けては福島県の場合には六自治体と六農業委員会が試験をやることになっております。それから秋田なんかに行きますと、これはもう大変広く広がっております、山形なんかでもやられております。そこで出てきていることは、本当に実用化ということになれば、地域性のこともあります、いろいろな土壌との関係もあります。ですから、いま現実に五千五百万円です研究費をつけている、あるいはええ用の稲の開発だけじゃないでしようが、八県にお金一県あたり百万円ぐらいずつおやりになっていきますね。そういうお金も充実させる方向で研究者の協力あるいは財政的な援助、そういうことも含めて官民一体になった研究ということもひとつこれから大いにお考えいただきたい。最後に一点だけお答えいただいで終わりたいと思ひます。

○政府委員(川島良一君) 先ほど大臣からお答えしたようなことでもございまして、私も全力を挙げてこの超多収稲の品種改良に力を尽くすということをやっているわけでもございまして、先ほど御指摘のような予算措置等もいろいろ講じてやっておりますけれども、この品種改良につきましては、大変技術的な問題もございまして、私どもとしては、国が中心になってこれからは

極的に進めていきたいということでございますので、いろいろ情報交換あるいは検討等につきましては、民間等の方々とも十分情報交換をしてやっていくつもりですけれども、そういうことでやっていく、こういうことでございます。

○下田京子君 大臣から。

○国務大臣(亀岡高夫君) いま技術会議の川嶋君からお答え申し上げたとおりでございます。私が指示したことを受けてちゃんとやると、こう言っておりますので……

○下田京子君 技術じゃなくて方向、一日も早く……

○国務大臣(亀岡高夫君) ええ、それはもう先ほど申し上げたとおりでございます。

○喜屋武眞榮君 私は初めに大臣に基本的な問題を二つお尋ねします。

第一点は、日本はいま内政、外交両面から非常に重大な時期に直面しておるわけでありまして。外交面では防衛、経済、貿易の問題がありまして、内政面では財政再建、行政改革、そして補助金の削減、こういう基本的な問題一応了解いたすわけでありまして、そこで気になりますのは、鈴木総理の至上命令的な姿勢で補助金の一律カット、ということ、機械的に一律にカットということにも受けとめられるわけでありまして、そうなった場合に、日本の農政は一大転換期の時期に直面しているわけですが、一番打撃を受けるのが申すまでもなく農水省であると私は理解いたしております。そうならば、大臣はこれをどのように受けとめ、そうしてどう対処していくか、この御決意をお聞かせしたいと思います。

○国務大臣(亀岡高夫君) 大変現実的な厳しい御質問でございますが、補助金を整理して財政再建をするというのは鈴木総理が政治生命をかけてやり遂げなければならぬと、われわれもそれに協力を惜しむものではないということでこの間の閣議で話し合いましたところでございます。したがって、私どももいろいろ検討をいたしまして、どのような手法がありますか、これはいろいろ

る考え方によつては、非常に困難な問題ではあるけれども不可能ではないと、そんな気持ちで現在のところいろいろ考えています。

この委員会でもいろいろ御指摘にありましたように、長期低利の、本当に将来の農政を考えました際には長期低利の融資枠を置いてもらえば、中核農家以上の農家の中には、もう補助金は要りませんと言つて積極的な姿勢を示しておる農家の方々もばらばら出ておられますし、私も北海道の若い酪農家の諸君と話し合いましたときにも、そういう意向を示しておる方々がおられるわけでございます。その辺の工夫というものをしていくことによつて私はより強靱な行政を展開できるのではないかなという感じを持つわけでございます。

○喜屋武眞榮君 ぜひひとつ日本農政の重大性を一層感じていただけてがんばっていただきたいと思ひます。

第二点は、生産価格は常に生産費に見合う、生産費を上回る価格でなければ再生産意欲もわかない、こう思うわけなんです。

ところで、現実には政府の示す生産費さえも下回つておる。たとえばサトウキビにしましては、酪農にしましては生産費価格を下回つておる。ここに重大な問題があると、私はこう思つておりますが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(亀岡高夫君) これも理屈から言えば仰せのとおりでございます。それができれば本當にいいわけでありまして、私も私どもは汗水流して働いて納めていた税金でいろいろのなことをやつておるわけでありまして、農家の方も努力に努力を重ねて生産性を高めて、そしてその努力された方々に満足してもらへるようになるのはいいが、努力もしない方々まで税金でちゃんと見ていかねばならぬのだからということ、これを常々実は考えさせられるわけでありまして。しかし、そういう選別をするのはなかなかむずかしいから、できるだけ八割、九割という方々の生産費を償う、米価等においてはそういう生産費及び所得補償方式というように考え、またサトウキビ

等においてもいろいろ苦慮しながら生産費の決定をさせていただいておる。こういうことでございまして、私どものそのつらい立場もひとつ御理解をいただきたい、こう思う次第でございます。

しかし、気持ちにおいては、農業の再生産に携わつていただかなければ物ができないわけでありまして、そうしたら大変なことになるわけでありまして、その点を十分御理解を農家の皆さんにさせていただきながら行政を進めていきたいと考えております。

○喜屋武眞榮君 この問題はまた後にお尋ねすることになりました。次に農政審の答申で、農産物価格政策の今後の方向として、需給の調整機能の重視、それから中核農家の所得確保が挙げられておりますが、これを受けて農産物価格の政策をどのように政府としては進めていくかというところ、価格算定方式自体にも検討を加えておられるのか、こういう必要があるかというところがうたわれておるわけですが、その検討をどのように進めておられるのかお聞きしたいんです。

○政府委員(渡邊五郎君) 御指摘のように、先般の答申におきましては、需給調整機能なり、あるいは中核農家の所得確保というような観点を特に強調されておるわけですが、御案内のように、農産物につきましては、それぞれの生産流通の特性あるいは需給事情、価格政策を異にしております。支持価格制度もございまして、不足払い方式もございまして。あるいは安定帯によります過度の変動を防止するというような方式もあるわけでございます。それぞれの農産物の性格によつて異なつておるわけでございます。これらを通して先ほど答申で指摘された方向をどう実現していくかということにつきまして、現在官房におきまして、価格政策の見直し、再検討をいたしておりますが、需給調整機能を重視する等の観点で、価格算定のあり方も含めましていまチーム編成で内部検討を進めております。

ただ、申し上げましたように、それぞれの物資

の性格によります価格政策の違いによりまして、必ずしもすべてを一律の方式で表現するわけにはまいらないであらう。全体に整合性がとれるかどうかということでもいま検討を進めておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 次に、具体的にお尋ねしたいのです。

生糸、乳製品の在庫が価格に重大な影響を及ぼすと思われまして、その在庫の実態はどうなつておりますか。また一体その原因はどこにあるのか。

○政府委員(高畑三夫君) 日本蚕糸事業団の在庫につきまして、まず実態でございますが、五十六年二月末現在で十四万五千俵となっております。それでまたこの事業団在庫につきましては、末端絹需要の減退、景気の停滞等を背景といたしまして生糸の国内引き渡し数量が急減いたしております。これによりまして長期にわたる生糸の価格が低迷を続けております。

これに対処しまして、繭糸価格安定法に基づきまして蚕糸事業団が輸入いたしました在庫の生糸の売り渡しの停止をいたしておりますとともに、国産糸の買い入れを計画的に行つてきております。これらを原因といたしまして、先ほども申し上げましたように、二月末で十四万五千俵という大きな在庫になつておるというわけでございます。

○喜屋武眞榮君 この輸入品の圧力といひますか、あるいはとばかりいひますか、こういうものが価格に重大な影響を及ぼすことは当然だと考えられるわけですが、そういった面も含めて、この輸入品の価格に及ぼす圧力、どのように影響を与えているのであるか、もっと具体的に御聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(高畑三夫君) いま申し述べましたような状況に対処いたしまして、生糸、絹製品の輸入につきましては、生糸の一元輸入を初めとして繭、繭糸、絹織物、乳製品に至る輸入貿易管令に基づく輸入承認規制の措置もあわせて措置

を強化してまいっております。また、特にその中でも主要輸出国であります中国及び韓国との二国間協定におきましては、生糸につきましては五十四年対前年比一割減、五十五年におきましてはその削減しましたペースからさらに五割減ということを図っておるわけでございます。しかも生糸の輸入につきましては、事業団在庫が改善されない限り発注しないという条件をつけまして、現在五十五年協定の生糸は全然輸入を発注いたしておらないという状況でございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたような末端需要の減少なり景気の停滞等を背景とします国内生糸の需要が急減しておるといこともございまして、糸価の方は二年近く基準糸価前後で低迷して推移してまいっておりますという状況でございます。

○喜屋武眞榮君 私、この輸入と需給のバランスを調整していく場合に、国内自給を高め、生産者に意欲を持たせるのか、それに水をかけるのか、マイナスにするのかということが、輸入のバランスに非常に重大な影響を与えていると思っております。その場合に、いまお聞きしまして、この輸入が国内過剰に結びついておるとは間違いないと理解されるわけですが、その意味からも、生産者の団体の要望、生産者の側に立つて政府はその価格決定に当たり、そこにウエートを置くべきだ、こう私は思うんです。

ところが、今度の場合、生産者団体の要望に反してその価格を抑制しておるといことは本質論からすると筋違いじゃないか、一体どこに姿勢を置いて価格を決めようとしているのであるか、こう疑いたくなるわけでありまして、そういった姿勢を踏まえて、繭糸あるいは牛乳、乳製品あるいは食肉の価格、詳しいことは要りませんから、基本的な姿勢をもう一遍聞きたいんです。

○政府委員(高畑三夫君) 繭糸の価格につきましては、先ほど申し上げましたように大変厳しい需給事情にあるわけでございます。基準糸価につきましては、繭糸価格安定法の規定によりまして、

「生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる水準に生糸の価格を安定させることを旨として」一定するというふうに定められております。先ほど申し上げましたような厳しい需給事情を十分配意して決定する必要があると考えておるわけでございます。

いずれにしても、現在基準糸価の算定の要素となり得る諸般の事項につきまして、資料を収集し、検討の最終の詰めを行っておる段階でございます。明二十八日に開催を予定しております蚕糸業振興審議会繭糸価格部会にお諮りした上で適正に決定してまいらうという方針でございます。

○喜屋武眞榮君 いまの問題ももう少しお尋ねしたいんですが、まだ予定がありませんので進みます。次は大臣にお聞きしたいんですが、沖繩の農業が全般的にまだ基盤整備が立ちおくれしておるといことは認めていらっしゃる、こう思うんですが、そういう中で、最近の資料によりますと、日本全体だんだん農地がむしろ減じつつある。沖繩の場合には昭和五十一年を底にしてだんだんと統計表の示すとおり上昇しつつあります。これは政府の協力、また現地の生産者の意欲、これがマッチしてだんだん上昇しつつあると思つて、これはいいことだと思つてます。

ところが、冒頭に申し上げました、せっかく意欲的に上昇しつつある時点で、鈴木総理の補助金における一律カット、この網をかぶせられた場合には、日本全体も問題であります、さらにこれから立ち上るうとしてある沖繩自体が大変な目に遭うんだが、それを大臣はどう受けとめていらっしゃるんですか。

○国務大臣(亀岡高夫君) これは七月になれば具体的にきちんとしなければならぬ、概算要求をしなければならぬということになるわけであります。しかし基盤整備はもう大事なことでございまして、要はこれを消化する工夫をしなければいかぬ、こういうことであらう、こう思うわけでございまして、したがって、沖繩の農家の皆さん方に不安を持たせるようなことはできるだけ避け

ていくように努力するのがわれわれの務めではないか、こう考えております。

○喜屋武眞榮君 もう一つ大臣にお聞きしたいんですが、沖繩の農業振興の基本的な考え方ですね、沖繩農業の基本的な姿勢を具体的にいつきりおっしゃっていただきたいんです。

○国務大臣(亀岡高夫君) わが国唯一の亜熱帯性気候地帯にあるのが沖繩でございますから、その特性を生かして沖繩農業を育てていくということが私の基本的な考えでございます。特に沖繩における現実の問題として、農業が沖繩の地域社会の発展に大きな役割を果たしているばかりでなく、特にこれと私は思っています。つまり、大きく育てていくべきではないかというふうな実は感じを持った次第でございますので、そういう面においても沖繩の特性を遺憾なく発揮できるように農業の展開と同時に、何としても今日まで歴史を持っておりますサトウキビ、パイナップルといったような基本産業をこれまた発展をさせていく。こういうふうにいいたしますとともに、沖繩を試験研究のための一つの基地というふうにもしていくべきである、そんな考えも持つておる次第でございます。

○喜屋武眞榮君 いま大臣のおっしゃった基本的な問題を私なりに受けとめて、このように理解いたしてよろしうございませうか。

まず、沖繩は特殊地域、唯一の亜熱帯地域である、そして無限の太陽エネルギーを持つておる。ならば、いま端境期とおっしゃいましたが、年じゅう何でもつくれる。端境期を利用してつくったものはどうするかという問題は、これは沖繩自体の問題ではないかと私は理解いたしておるんです。

他県でできない農産物を、あるいは畜産物を、海産物を沖繩で精いっぱい生産を上げて、それを他県の皆さんにつくって差し上げよう、という日本国民の食糧の生産の基地であることを沖繩に求める。そうすると、沖繩というのは農業基地であり、漁業基地であり、畜産基地である、こ

ういった特色を持つておるのが私は沖繩の日本における特殊な位置だ、地位だ、こう思っておりますが、そのように理解してよろしうございませうか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 全く同感でございます。特に他県と競合しない沖繩独自の農産物の生産地にしたいという発想は、私はその意味において農林水産省としても非常に協力しやすい、こういうことを申し上げることができると思っています。

○喜屋武眞榮君 先ほど大臣、基幹作物としてのサトウキビ、パイナップルとおっしゃったんですが、そのサトウキビ、それからパイナップルも、それだけに固執するわけにはいかぬ、そのみに頼るわけにはいかぬ。こういうことが再検討されつつあるわけでありまして、いわゆる基幹作物としてのサトウキビ、パイナップルは捨てるわけではないけれども、もっと幅を広げて多様化しなければいかぬ。この根拠は、たとえばサトウキビの一例をとりますと、作付延べ面積が六七%を占めておるわけなんです。ところが、それが粗生産額が三三%、今度は野菜の作付面積はいま一〇%を占めておるんです。ところが、その粗生産額は二一%。この実態からいまして、サトウキビ、パイナップルに頼らぬ方がよろしいと、こういう明確な答えが出ておるわけでございます。そういう根拠に立つて実は沖繩でも最近非常に多様化しつつあるわけなんです。こういった立場に立つて沖繩農業を振興させる、この振興策、野菜あるいは花卉類、花ですね、それから柑橘類、大きくいまクロウズアツプされつつあるわけでありまして、それに対してどのような施策を持つておられますかお聞きしたいんです。

○政府委員(渡邊文雄君) 先生御指摘のように、沖繩県におきましては野菜が最近大変ふえてきております。数年前には三千八百ヘクタールぐらいでございましたが、現在四千数百ヘクタールにふえてきておりました、本土に復帰いたしましたから生産基盤の整備、畑灌等を中心いたしますそういう施設

策とかによりましてかなり新しい産地も育成されてきておりまして、一方、栽培技術の改善等によりまして、大分反収の増加も図られつつあるような状況になっております。

特に先生だいま御指摘のように、冬場におきます沖繩の非常に有利な気候条件を生かしまして、露地あるいは簡易なハウス栽培によりまして、カボチャ、サヤインゲン、オクラ、スイカ、ニンジンあるいはキャベツ等につきましての野菜高騰維持対策に対しましてその特別の作付等につきまして、御努力をいただいておりますわけでございますが、そういった内地の端境期におきまして野菜対策としても非常に有利な気候、気象条件を生かしたものとしまして将来期待できるだろうと思っております。

そういった野菜の生産につきましての対策でございますが、沖繩のそういった地域的な特性を生かす方法で、沖繩の風土に適し、かつ他の産地との比較において販売上有利な野菜の品目の選定を行うということが一つ大事なことであらうと思っております。引き続き土地基盤の整備も行い、あるいは病害虫の防除等につきましてもさらに努力をいたしまして、集団産地の育成に努めるということが大事だと思ひますし、一方、流通対策につきましても、集荷施設あるいは出荷施設あるいは保冷施設等の導入につきましてもいろいろと助成を行っております。これらの生産流通対策につきましても、今年もいろいろと御要望がございますので、そういった要望にも、できるだけ現地の要望におこたえできるような方向でさらに努力をしたいと思いますというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 いまおっしゃったように、熱を上げるといって、端境期を利用してカボチャ、インゲン、オクラ、スイカ、ニンジン、トウガン、サトイモ、キャベツ、スイートコーン、ミョウガ、こういったものが年じゅうつくれる実情があるわけなんです。ところが、それはいまだのよう本土に運んでおるかといふと、ここに問題があるんです。飛行機を利用して運んでおるといふの

が多くなつてきています。飛行機で運んでおるといふと、コストを落とすとして、そして他県の皆さんにも喜んで歓迎してもらえませんか、ここに一つの隘路があり、問題点があるわけなんです。そのことについて農水省として、また関係の開発庁として、また運輸省として、この問題をどのように受けとめておられるかお聞きしたいんです。

○政府委員(渡邊文雄君) 先生いま御指摘のように、現在沖繩から冬場に本土の方へ送られてきます野菜のうちで、特に単価の高いサヤインゲン、オクラ等につきましては、航行機利用もかなりございまして、しかし冬場に送られてきております野菜全体としましては、約四割が航空機で、あるいは約半分半分だと思ひますが、あと船で送られてきていふというふうな実情にございまして、航空機を利用して送られてくるものもございまして、販売価格の中に占めます輸送経費の割合というものを計算してみますと、本土の端境期ということとで単価が非常に高いということもございまして、物によつても違ひますが、約一割ないし二割程度が輸送経費になっております。たとえばこれは一つの試算でございまして、本島の南部から送られてきますカボチャにつきましては、五十五年の五月の計算でいたしますと、約九・七割船で、それからサヤインゲンで航空機で送られてきておりますのが一三・五割というふうな輸送費になっております。

この輸送費のパーセンテージ自体は内地におきまして各種の野菜、葉物類、根菜類、いろいろございまして、その卸価格の中に占めます輸送費のウエートと比べますと、特に高いということではございせん。単価の高いものはどうしても輸送経費が安く出てくるというところもございまして、そういったことはあろうかと思ひます。いずれにしても、輸送コストの観点から見まして、航空機から船舶輸送への転換というの、一つの重要な課題だろうと私も思っております。

最近では一部冷蔵コンテナを使いまして、品質の保持を図りながら内地へ持ってくるということをやっておりますが、来年度につきましては、新しく車がつかましたコンテナで、シャシーコンテナというのがございまして、かなり大型のものでございまして、それを私どもとしまして、助成をできましたらいたしまして、野菜輸送の合理化を図るためのそういった事業もやってみまして、できるだけ輸送コストの低減には今後とも努力をしてみたいというふうに考えております。

○説明員(塩澤更生君) ただいま農林水産省の方からも答弁がございましたが、沖繩県からの本土に出荷される野菜、花卉等の輸送問題につきましては、沖繩開発庁といたしまして、沖繩の地域特性を生かした農業の振興を図る上で重要な課題の一つであるというふうに認識しております。今後この対策につきましては、関係省庁とも緊密な連絡をとりまして、十分相談してまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○説明員(越村安英君) 海上輸送について御説明申し上げます。沖繩一本土間の海上輸送量につきましては、全体で三百四十万トン程度でございますが、その中で本土から沖繩向けが大体九割でございます。沖繩から本土向けはわずか一〇割でございます。船腹、船のキャパシティとしましては十分に余裕がございます。

なお、多くの船には冷蔵コンテナあるいは冷凍コンテナ用の電源を持っておりますので、そういったコンテナを利用していただければ輸送余力は十分でございます。現に先ほど来御説明ありましたように、野菜につきましても冷蔵コンテナを利用して多くの輸送が行われておりまして、今後ともコンテナの整備を行うことによつてさらに促進できるといふふうに考えております。そういうことで船舶の整備について、特別に急に行う必要は現在のところないんじやないかと考えております。

○喜屋武眞榮君 いま冷蔵コンテナのお話がありました。それは数量どの程度のものでしょうか、現状は。○政府委員(渡邊文雄君) 先ほど申しましたように、野菜の種類によりまして違うわけでございますが、全体としましては六割ぐらいが船を使つてきております。冷蔵コンテナで過去一年間どれだけ入ってきたかということまで統計は整備してございせん。ただ、私も今年度やってみたいと思つておりますのは、十三トンぐらい入るかなり大きなシャシーコンテナというのを使つてやりますと、現実的には品質のいい物がかなり輸送コストを低減した形で入れられるのではないかとこのように考えております。

○喜屋武眞榮君 そうしてまた、いまの生産量ではいまおっしゃる程度で間に合つておるといふことなんです。あるいはまたこれから拡大していく可能性もあるとか、この見通しどうでしょうか。○政府委員(渡邊文雄君) これ一般にございまして、野菜を沖繩から送りますときに、航空機を使ひましても三日間かかります。収穫しましてから飛行機に乗せて東京へ持ってきて市場に出すまでに三日間かかります。それから船を使つておきましても現在のところ五日間かかっております。わずかにいいますと、二日間の差のために非常に大きな資本投資をしてということがいいの、あるいは冷蔵コンテナをよりふやし、あるいは先ほど申しましたようにシャシーコンテナまで導入することによつて合理化を図つた方がより合理的であるのか、もう少し私も勉強してみたいと思つております。

○喜屋武眞榮君 こういうことはどうでしようか。いろいろいまお聞きしますと、ここには量の問題も出てくると思ひます。それから年間を通じてむらがないということ。ある時期はたくさんつくるとある時期はない、こういったむらが出るのとまた困つてくるだろう。そうすると、年間を通じて定量の生産、それでいつでも必要に応じて積み込めると、こういうことが大事であるかと思ひますが、そういった点からの御指導、御配慮はどうか、現状は。

んなものでしょうか。

○政府委員(渡邊文雄君) 先生十分御承知だろうと思いますが、野菜につきまして一番大事なこととは需給のバランスをとるということでございます。特定の品目をいまま非常に高価格であるからという事でたくさんつくり出すと、ある年大暴落するということになります。また、ある年大暴落するといふわけでございますので、価格動向を見ながら一番価格の有利なものを徐々にならして行く。本土の野菜産地との競合を避けながらそういう形でやっていくことが一番大事なことではないかと思っております。そこは慎重に私も県庁とも相談をしながら取り進めてまいりたいというふうに考えております。

○重屋武蔵君 最後にもう一度のお話し合いからいきまして、冷蔵コンテナを利用してそして船で通わした方がよいというお話もありましたが、これは聞くところによりますと、テストケースでそれでいけると、こういう結果も出たということも聞いております。私のお願したいことは、年間を通じて生産計画ができて、それに応ずる生産が上がったら、いわゆる冷蔵冷凍船といいますが、カーフェリーみたいなような——といひますのは、沖繩は国鉄の恩恵のない特殊な県であるわけですから、そういう面ともにもみ合わせて、特に野菜・花卉類は本土の皆さんに非常に喜ばれておることを私は知っております。歓迎されております。もっと欲しいと。そしていま東京や大阪を中心に全国的に歓迎されておることを私は聞いておりますので、そういう国民の要望にこたえるためには、沖繩にしかできない特殊な農産物あるいは花卉類をこれから意欲的につくって、そして政府の助成も、沖繩の経済連も意欲的になっておりますので、タイプアップしていただいて、ぜひひとつ国民的な生産に、そして食糧につないでいたただくことに努力していただきたい。見通しとしては、将来に向けて冷蔵船、カーフェリーを計画していただきたい。こういうことを訴えたいんです。

すが、大臣いかがでしょうか。

以上申し上げまして私の質問を終わります。○国務大臣(亀岡高夫君) 御趣旨を体して検討をさせていただきますと思ひます。

物の安定が政治の非常に重要な部門を占めておりますのでございまして、年を明けまして、一月から三月までの生鮮食料品の動向というものが大きく物価指数に影響してまいります。したがって、現在の仕組みをわれわれが経済生活の中で活用してまいります以上、野菜の価格対策というものが非常に重要な地位を占めておるといふことは、予算委員会でも十分議論が尽くされたところでありまして、そういう点を考慮いたしまして検討させていただきますと思ひます。

○委員長(井上吉夫君) 本件に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(井上吉夫君) 坂元君から発言を求められておりますので、これを許します。坂元君。

○坂元親男君 私、自由民主党・自由国民会議・日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び第二院クラブの各派共同提案による、畜産物の価格安定等に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

畜産物の価格安定等に関する決議(案) 政府は、畜産をめぐる厳しい情勢に対処してその安定的発展を期するため、昭和五十六年度の畜産物政策価格等の決定に当っては、次の事項の実現に努めるべきである。

一、加工原料乳保証価格については、過去三年の価格据置き、二年にわたる生産者による生産調整の実施、飼料等生産資材費の高騰が経営収支に及ぼした影響等の諸条件及び最近における牛乳・乳製品の需給事情等を考慮し、生乳の再生産を確保することを旨として適正に決定するとともに、加工原料乳限度数量については、前年度の状況をふまえ、適正に決定すること。

二、食肉の安定価格については、労賃及び飼料等生産資材費の上昇等をおりこみ、適正な水準で決定すること。

三、酪農等畜産農家の固定化負債の解消を図るため、実情調査の上、適切な経営安定対策を講ずること。

四、牛乳・乳製品の消費拡大を促進するとともに、国産乳製品の開発、普及に努めること。

五、調製食用油脂等偽装乳製品の輸入については、早急に実効ある抑制に努めること。

また、食肉の輸入については、国内生産に悪影響を与えることのないよう輸入割当及び関税制度等の適切な運用を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(井上吉夫君) ただいまの坂元君提出の決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(井上吉夫君) 全会一致と認めます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、亀岡農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。亀岡農林水産大臣。

○国務大臣(亀岡高夫君) ただいまの御決議につきましては、決議の趣旨に従い、最近のわが国畜産をめぐる厳しい情勢を踏まえつつ、十分検討いたしてまいる所存であります。

○委員長(井上吉夫君) 坂倉君から発言を求められておりますので、これを許します。坂倉君。

○坂倉藤吾君 私、自由民主党・自由国民会議・日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び第二院クラブの各派共同提案による、蚕糸業の振興に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

蚕糸業の振興に関する決議(案) 我が国の伝統的民産業である蚕糸・絹業は、

最近の絹の需要減退、生糸・絹製品の強い輸入圧力及び糸価の低迷等を背景として、現在極めて厳しい事態に直面している。

よって政府は、蚕糸・絹業の維持安定を期するため、生糸の一元輸入措置を含む実効性ある生糸・絹製品の輸入調整措置及び絹製品の需要増進対策を講じ、糸価の安定を図るべきである。

また、食肉の輸入については、国内生産に悪影響を与えることのないよう輸入割当及び関税制度等の適切な運用を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(井上吉夫君) ただいまの坂倉君提出の決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(井上吉夫君) 全会一致と認めます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、亀岡農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。亀岡農林水産大臣。

○国務大臣(亀岡高夫君) ただいまの御決議につきましては、決議の趣旨に従い、最近のわが国蚕糸業をめぐる厳しい情勢を踏まえつつ、十分検討いたしてまいる所存であります。

○委員長(井上吉夫君) 次に、漁船損害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。亀岡農林水産大臣。

○国務大臣(亀岡高夫君) 漁船損害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

漁船損害補償制度につきましては、漁業の生産手段たる漁船の不慮の事故による損害の復旧と適期における更新を容易にすることにより、漁業経営の安定に多大の寄与をしておりますことは御承知のとおりであります。

しかしながら、近年における漁船の大型化、沿岸海域の利用の高度化等に伴って、他船との衝突その他の偶発的な事故により、漁船の所有者等が、第三者に与えた損害を賠償し、または放置することができない沈没漁船の撤去費用等の不測の費用を負担することによりこうむる損失が、漁業経営に重大な影響を及ぼすようになってきておりまして、このような責任及び費用等を適切に保険する制度の確立が強く要請されております。

政府におきましては、このような事情にかんがみ、昭和五十一年十月以降漁船船主責任保険臨時措置法に基づいて漁船の所有者等の責任等に関する保険事業を試験的に実施してきたのでありますが、その実績等を踏まえて、本年十月から漁船損害等補償制度の一環として漁船船主責任保険及び漁船乗組船主保険を恒久的な制度として確立することとし、この法律案を提出した次第であります。次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、漁船損害補償制度に新たに漁船船主責任保険及び漁船乗組船主保険を加えるとともに、これに伴い、漁船損害補償法の題名を漁船損害等補償法に改めることとしております。

第二に、漁船船主責任保険及び漁船乗組船主保険の実施体制であります。これは、漁船保険組合の保険事業及び漁船乗組船主保険の再保険事業のほか、漁船船主責任保険に關し漁船保険中央会の負う再保険責任をさらに国が再保険する事業により行うこととしております。

第三に、漁船船主責任保険は、漁船の運航に伴って、第三者に与えた損害を賠償し、または沈没漁船の撤去費用等の不測の費用を負担することによる漁船の所有者等の損失を補償することを内容とし、漁船乗組船主保険は、漁船の所有者等であつてその漁船の乗組員である者の漁船の運航に伴う死亡等につき一定額の保険金を支払うことを内容とするものであります。

第四に、漁船保険組合の引き受けは、漁船船主責任保険は漁船保険とあわせて、また漁船乗組船主責任保険は漁船乗組船主責任保険とあわせて行ふことと

主保険は漁船船主責任保険とあわせて行ふこととしております。

第五に、漁船船主責任保険の保険料につきましては、漁業者の負担の軽減を図るため漁業者が支払うべき純保険料の一部を国庫が負担することといたしております。

第六に、漁船保険中央会は、従来の漁船保険事業の健全な発達を図るための事業のほか、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船乗組船主保険再保険事業を行うものとしたことに伴い、同会の再保険事業の内容に關する規定のほか、その再保険事業の適正円滑な実施を確保するために必要な規定を設けております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(井上吉夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案の自後の審査は後日に譲ります。

本月はこれにて散会いたします。

午後五時三十七分散会

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第四十四条中「二千六百円」を「三千五百七十五円」に、「二百六十円」を「三百五十八円」に改める。

第四十八条中「六百五十円」を「八百九十五円」に改める。

第五十二条中「二千六百円」を「三千五百七十五円」に、「二百六十円」を「三百五十八円」に改める。

改める。

附則第十条の二「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」を「昭和五十七年度以後において、厚生年金保険法等の一部を改正する法律」に改める。

附則第十条の三第一項第一号中「農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十六号)附則第三條第二項」を「農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第 号)附則第二條第二項」に改める。

別表(第五十六條関係)

資格喪失日又は死亡日の属する月の前月の被保険者期間に属する資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間	金 額
三年以上 四年未満	九一、〇〇〇円
四年以上 五年未満	一一一、〇〇〇円
五年以上 六年未満	一五一、〇〇〇円
六年以上 七年未満	一九七、〇〇〇円
七年以上 八年未満	二四二、〇〇〇円
八年以上 九年未満	二八七、〇〇〇円
九年以上 一〇年未満	三三三、〇〇〇円
一〇年以上 一一年未満	三七八、〇〇〇円
一一年以上 一二年未満	四二四、〇〇〇円
一一年以上 一三年未満	四六九、〇〇〇円
一一年以上 一四年未満	五一四、〇〇〇円
一一年以上 一五年未満	五六〇、〇〇〇円
一一年以上 一六年未満	六〇五、〇〇〇円
一一年以上 一七年未満	六五〇、〇〇〇円
一一年以上 一八年未満	六九六、〇〇〇円
一一年以上 一九年未満	七四一、〇〇〇円
一一年以上 二〇年未満	七八七、〇〇〇円
二〇年以上 二一年未満	八三二、〇〇〇円
二〇年以上 二二年未満	八七七、〇〇〇円
二〇年以上 二三年未満	九二三、〇〇〇円
二〇年以上 二四年未満	九六八、〇〇〇円

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十七年一月一日から施行する。ただし、第四十四条、第四十八条、第五十二条及び附則第十条の二の改正規定並びに附則第四条の規定は、昭和五十六年七月一日から施行する。

(保険料の額の特例)

第二条 昭和五十七年一月以後の月分の保険料の額は、農業者年金基金法第六十五條第五項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 昭和五十七年一月から同年十二月までの月分の保険料の額に於ては、一月につき五百円

二 昭和五十八年一月以後の月分の保険料の額に於ては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の中欄に掲げる額(同表の下欄に掲げる年度までの間においてこの法律による改正後の農業者年金基金法附則第十条の二の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、当該措置に準じて政令で定めるところにより所要の調

二四年以上二五年未満	一、〇一三、〇〇〇円
二五年以上二六年未満	一、〇五九、〇〇〇円
二六年以上二七年未満	一、一〇四、〇〇〇円
二七年以上二八年未満	一、一五〇、〇〇〇円
二八年以上二九年未満	一、一九五、〇〇〇円
二九年以上三〇年未満	一、二四〇、〇〇〇円
三〇年以上三一年未満	一、二八六、〇〇〇円
三一年以上三二年未満	一、三三一、〇〇〇円
三二年以上三三年未満	一、三七六、〇〇〇円
三三年以上三四年未満	一、四二二、〇〇〇円
三四年以上三五年未満	一、四六七、〇〇〇円
三五年以上三六年未満	一、五一三、〇〇〇円
三六年以上三七年未満	一、五五八、〇〇〇円
三七年以上三八年未満	一、六〇三、〇〇〇円
三八年以上三九年未満	一、六四九、〇〇〇円
三九年以上	一、六九四、〇〇〇円

整が加えられた額)

昭和五十八年 一月から同年 十二月までの 月分	五千五百円	昭和五十七年度
昭和五十九年 一月から同年 十二月までの 月分	五千九百円	昭和五十八年度
昭和六十年一 月から同年十 二月までの月 分	六千三百円	昭和五十九年度
昭和六十一年 一月以後の月 分	六千七百円	昭和六十年年度

2

農業者年金基金法(以下「法」という。)第二十三條第一項第三号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者であつて三十五歳未満であることが基金の政令で定める要件に該当しているものが基金に申し出た場合(農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十六号)附則第三條第二項の政令で定める要件に該当している者がこの法律の施行前に同項の規定により申し出た場合を含む)におけるその申出をした日の属する月からその者が三十五歳に達する日の属する月までの月分のその者に係る保険料(その者が、同号の規定によりその者をその事業の後継者として指定した者がする法第四十二條又は第四十三條に規定する経営移譲により農地等について所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者となつたことその他の政令で定める事由に該当することとなつた日の属する月から当該事由に該当しなくなつた日の属する月までの月分の保険料を除く)の額についての前項の規定の適用については、同項第一号中「五千五百円」とあるのは「三千六百四十円」と、同項第二号の表中「五千五百円」とあるのは「三千九百二十円」と、「五千九百

円」とあるのは「四千二百十円」と、「六千三百円」とあるのは「四千五百円」と、「六千七百円」とあるのは「四千七百八十円」とする。

3 第一項第二号の表の昭和六十一年一月以後の月分の項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む)に掲げる保険料の額は、昭和六十二年一月以後においては、その額が法第六十五條第三項の基準に適合するに至るまでの間、同条第五項の規定にかかわらず、法律で定めるところにより段階的に引き上げられるものとする。

(脱退一時金及び死亡一時金の額の特例)

第三條 昭和五十六年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての脱退一時金及び死亡一時金の額は、この法律による改正後の農業者年金基金法(以下「新法」という。)第五十六條の規定にかかわらず、次に掲げる額を合算した額とする。

一 資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間(以下「基礎納付済期間」という。)についての農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十号)による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和四十九年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

二 基礎納付済期間についてのこの法律による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和五十年一月から昭和五十六年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

三 基礎納付済期間についての新法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和五十七年一月以後の被保

険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

2 新法第三十五條の規定は、前項の規定により算定される脱退一時金及び死亡一時金に係る受給権を裁定する場合について準用する。

(経過措置)

第四條 昭和五十六年六月以前の月分の年金たる給付の額については、なお従前の例による。

第五條 新法附則第十條の三第一項の規定は、昭和五十七年一月以後の月分の保険料に係る国庫補助について適用し、同月分の月分の保険料に係る国庫補助については、なお従前の例による。

(農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正)

第六條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第四條を次のように改める。

第四條 削除

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(衆)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「二十年」を「二十五年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(衆)(予備審査のための付託は三月二十五日)

一、漁船損害補償法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十四日)

第九十三回国会 農林水産委員会会議録第五号 中正誤

ベシ 段行 誤 正

三 二 終わり 広域 公益

第九十四回国会 農林水産委員会会議録第三号 中正誤

ベシ 段行 誤 正

三 一 終わり 調整 調整

三 一 終わり 調整 調整

三 一 終わり 調整 調整

三 一 終わり 調整 調整

三 一 終わり 調整 調整

三 一 終わり 調整 調整

三 一 終わり 調整 調整

三 一 終わり 調整 調整

三 一 終わり 調整 調整

三 一 終わり 調整 調整

三 一 終わり 調整 調整

三 一 終わり 調整 調整

三 一 終わり 調整 調整

三 一 終わり 調整 調整

昭和五十六年四月十三日印刷

昭和五十六年四月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K